

# 令和6年第3回定例教育委員会会議

開催日時 令和6年3月19日(火)

午後1時30分から

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

## 議 題

### 日程第一 議事事項

- 議案第9号 教育委員会職員の人事について
- 議案第10号 史跡水子貝塚整備基本計画の策定について
- 議案第11号 富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第12号 富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第13号 富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程及び富士見市学校給食センター安全衛生委員会規程を廃止する訓令の制定について

### 日程第二 報告事項

- (1) 富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱の一部改正について
- (2) その他
  - ・第51回富士見市子どもフェスティバルについて
  - ・富士見市立考古館開館50周年記念展について

議 案 第 9 号

教 育 委 員 会 職 員 の 人 事 に つ い て  
教育委員会職員の人事について、別紙のとおり発令する。

令和6年3月19日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山 口 武 士

提 案 理 由

令和6年4月1日付けで教育委員会職員の人事異動等を行う必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、この案を提出します。

## 議案第10号

史跡水子貝塚整備基本計画の策定について  
史跡水子貝塚整備基本計画について、別紙のとおり策定する。

令和6年3月19日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

史跡水子貝塚保存活用計画に基づく整備を進めるための計画としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により、この案を提出します。

# 史跡水子貝塚整備基本計画

令和6年3月

富士見市教育委員会

## 目 次

### 第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の経緯と目的	1
（1）計画策定の経緯	1
（2）計画の目的	1
（3）計画の対象範囲	2
（4）計画の対象期間	3
第2節 委員会等の設置	3
第3節 関連計画との関係	4

### 第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境	6
（1）地形・立地環境	6
（2）植生	8
（3）気候	8
（4）発生リスクのある災害等のエリアとの関係	10
第2節 歴史的環境	11
（1）遺跡の分布	11
（2）各時代の様相	11
（3）市内の文化財	15
（4）史跡水子貝塚周辺の文化財等	19
第3節 社会的環境	23
（1）富士見市の土地利用	23
（2）市内交通網	24
（3）アクセス環境	24
（4）地域動態	26
（5）関連施設	28
（6）法規制	30

### 第3章 史跡等の概要及び現状と課題

第1節 史跡の概要	32
（1）史跡の指定状況	32
（2）土地公有化の経緯と所有状況	33
（3）調査の概要	34
第2節 公開活用のための諸条件の把握	45
（1）史跡の本質的価値について	45
（2）本質的価値を伝えるための構想と整備	46
（3）本質的価値をどのように伝えてきたか	52

- (4) 史跡水子貝塚の管理・活用等の現状と課題整理 …… 57
- (5) 再整備・公開活用のための諸条件 …… 77

## 第4章 整備基本方針

- 第1節 基本理念と基本方針 …… 78
- 第2節 再整備基本方針 …… 79
- 第3節 再整備のテーマ設定 …… 80

## 第5章 整備基本計画

- 第1節 全体計画及びゾーニング計画 …… 81
- 第2節 各ゾーンの整備計画 …… 83
- 第3節 個別計画 …… 84
  - (1) エントランスゾーン …… 84
  - (2) 学習ゾーン …… 85
  - (3) 縄文時代の体験学習ゾーン …… 87
  - (4) 縄文時代の村ゾーン …… 89
  - (5) 縄文時代の広場と貝塚ゾーン …… 91
  - (6) 縄文の森と植物ゾーン …… 93
  - (7) 外周植栽ゾーン …… 93
- 第4節 その他の管理設備 …… 95
  - (1) 保存のための設備 …… 95
  - (2) 管理設備 …… 96
  - (3) サイン・看板 …… 97
  - (4) その他の施設 …… 98
  - (5) 情報発信のための整備 …… 100
- 第5節 地域全体における関連文化財等との整備活用に関する計画 …… 101
  - (1) 水子貝塚周辺の文化財・資料館等との連携 …… 101
  - (2) 他自治体との連携 …… 101
- 第6節 整備事業に必要となる調査等に関する計画 …… 102
- 第7節 公開・活用の拡充に関する計画 …… 103
  - (1) 再整備期間中の公開・活用事業 …… 103
  - (2) 再整備後の公開・活用事業 …… 103
- 第8節 管理・運営に関する計画 …… 104
  - (1) 施設 …… 104
  - (2) 復元施設 …… 106
  - (3) 設備・工作物 …… 106
  - (4) 樹木 …… 107
- 第9節 事業計画 …… 108
- 史跡水子貝塚整備計画鳥瞰図 …… 109

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の経緯と目的

### (1) 計画策定の経緯

水子貝塚は、明治27年(1894)の発見以後、昭和13年(1938)の第1次調査から幾度かにわたる確認調査と発掘調査が行われました。その結果、縄文時代前期の縄文海進期に、内陸部に形成された代表的な貝塚であり、小貝塚の分布状況から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、遺存状況も良好であることから昭和44年(1969)に国指定史跡に指定されました。

富士見市では、史跡水子貝塚の保存を図り後世に継承するとともに、まちづくりに活かすため、昭和45年度から史跡指定地の公有化に着手し、昭和54年(1979)に「水子貝塚保存管理計画」を策定し、昭和59年(1984)には「水子貝塚保存整備基本計画」を策定しました。

平成3年(1991)に文化庁の史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場事業)の採択を受け、3カ年にわたり水子貝塚環境整備事業を実施し、平成6年(1994)に「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として供用を開始しました。

平成10年(1998)に水子貝塚公園隣接地に考古館(現:水子貝塚資料館)を移転し、史跡公園と資料館が一体となった野外博物館的な施設として管理・運営を行っています。

現在、供用開始から約30年を経て、市民のみならず多くの来園者の学習の場・憩いの場として定着しています。一方で、整備当初の目的が達成できない状態になっているほか、園路や復元住居をはじめとする園内の施設に経年による劣化が認められます。また、園内の樹木の高木化やそれに伴う近隣地域の環境への影響、展示内容の固定化などの課題が浮上しています。管理者が随時、部分的な修理や工事等を行い維持管理に努めてきましたが、諸課題を解消し、より効果的な保存と活用を進めるためには、再整備が必要です。

これらの経緯を踏まえ、史跡水子貝塚を適切な状態で保存管理し、後世に残していくとともに観光資源や地域資源として積極的な活用を図るため、令和5年(2023)3月に「史跡水子貝塚保存活用計画」を策定しました。

この保存活用計画を策定するなかで整理された現状と課題を踏まえ、保存活用計画で示された整備の基本方針や具体的な整備内容を実現していくために、令和5年度に「史跡水子貝塚整備基本計画」を策定するものです。

### (2) 計画の目的

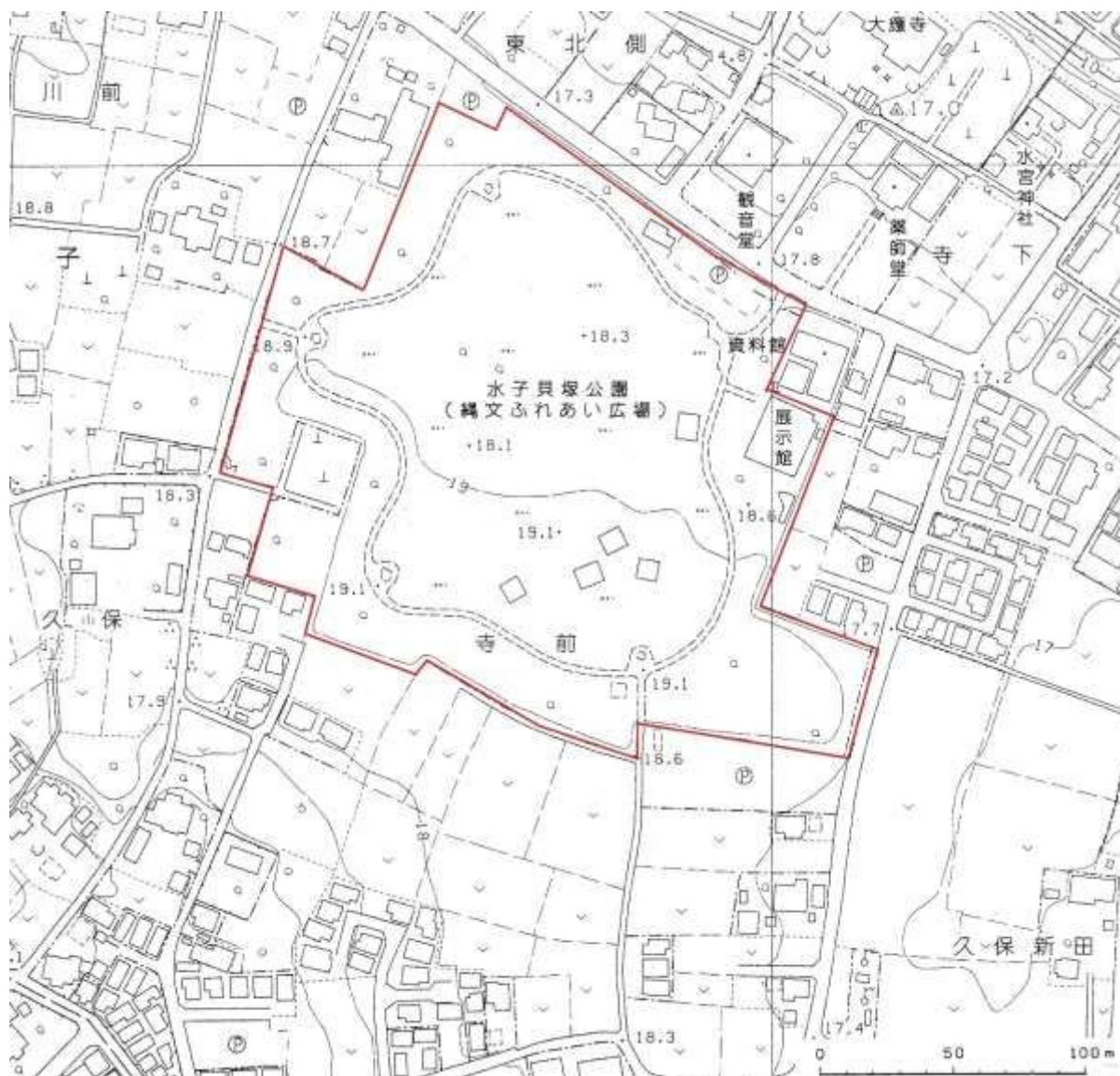
本計画は、「史跡水子貝塚保存活用計画」に基づき、具体的な整備方針や整備内容、スケジュール等を定めることを目的とします。

### (3) 計画の対象範囲

水子貝塚は、埼玉県富士見市大字水子 2003 番地 1 に位置し、武蔵野台地に樹枝状に切り込まれた富士見江川の谷と柳瀬川の谷に挟まれた支台に位置しています。

史跡指定地の 39,346.85 m<sup>2</sup>のうち、98.4%を公有地化し、縄文ふれあい広場水子貝塚公園として平成6年より供用を開始しています。

再整備を目的とした本計画の対象範囲は、史跡水子貝塚の公有地化エリアとします。



第1図 史跡の範囲



#### (4) 計画の対象期間

水子貝塚の再整備に伴う事業期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

実施予定年度	計画の概要
令和6年度	史跡の保存状態確認と新資料採取のための発掘調査
令和7年度	整備基本設計
令和8年度	整備実施設計
令和9年度	整備工事
令和10年度	

## 第2節 委員会等の設置

水子貝塚公園の再整備に関する計画の策定にあたり、水子貝塚の保存、整備及び活用に係る審議会として、「富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会条例」(令和4年4月1日施行)に基づき、富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会(以下「委員会」という)を設置しました。委員会は史跡水子貝塚保存活用計画及び整備基本計画や整備基本設計をはじめ、教育委員会の諮問に応じて各計画等を審議する組織として再整備の完了まで設置することとし、有識者及び市文化財審議会委員、小学校長、地元住民代表から構成されます。また、オブザーバーとして、文化庁及び埼玉県教育局市町村支援部文化資源課から指導・助言を得ています。

### 〈組織〉

#### ■富士見市史跡水子貝塚保存整備委員会

委員長	阿部 芳郎	明治大学文学部教授
副委員長	岩村 沢也	淑徳大学経営学部教授
委員	佐々木 由香	金沢大学古代文明・文化資源学研究所特任准教授
	大畠 仁	富士見市立水谷小学校長
	佐々木 眞理子	富士見市文化財審議会議長
	井上 麻美子	水子貝塚資料館市民学芸員
	鈴木 光男	地域団体「ふれあいTAP」代表
	古澤 立巳	公募市民

#### ■指導・助言

岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)文化財調査官
尾崎 沙羅	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課史跡・埋蔵文化財担当

#### ■事務局

富士見市教育委員会 水子貝塚資料館

### 第3節 関連計画との関係

本計画は、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」や「第3次富士見市教育振興基本計画」、「史跡水子貝塚保存活用計画」を上位計画としています。

第6次基本構想では、基本政策「地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる」を、教育振興基本計画では基本目標「郷土遺産の継承」を掲げ、文化財の保存と活用の充実が示されています。

水子貝塚を重要な歴史・文化資産として保存・継承し、地域資源や観光資源として活用を推進していくために、これら上位計画及び関連計画との整合を図りながら、水子貝塚の再整備の具体化を図ります。

#### 【上位計画】

① 富士見市第6次基本構想 第1期基本計画（令和3年度～令和7年度）

分野9 文化芸術・文化財

基本政策14 地域の歴史や伝統文化を通して地域に魅力を感じる

14-3 文化財の活用

市民が郷土の歴史、文化をまちの魅力と感じられるように、文化財の活用事業を充実します。

② 第3次富士見市教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）

基本方針Ⅱ 学びあう地域社会をめざす教育の推進

基本目標4 郷土遺産の継承

○文化財の保存と活用

○水子貝塚資料館・難波田城資料館の充実

③ 史跡水子貝塚保存活用計画

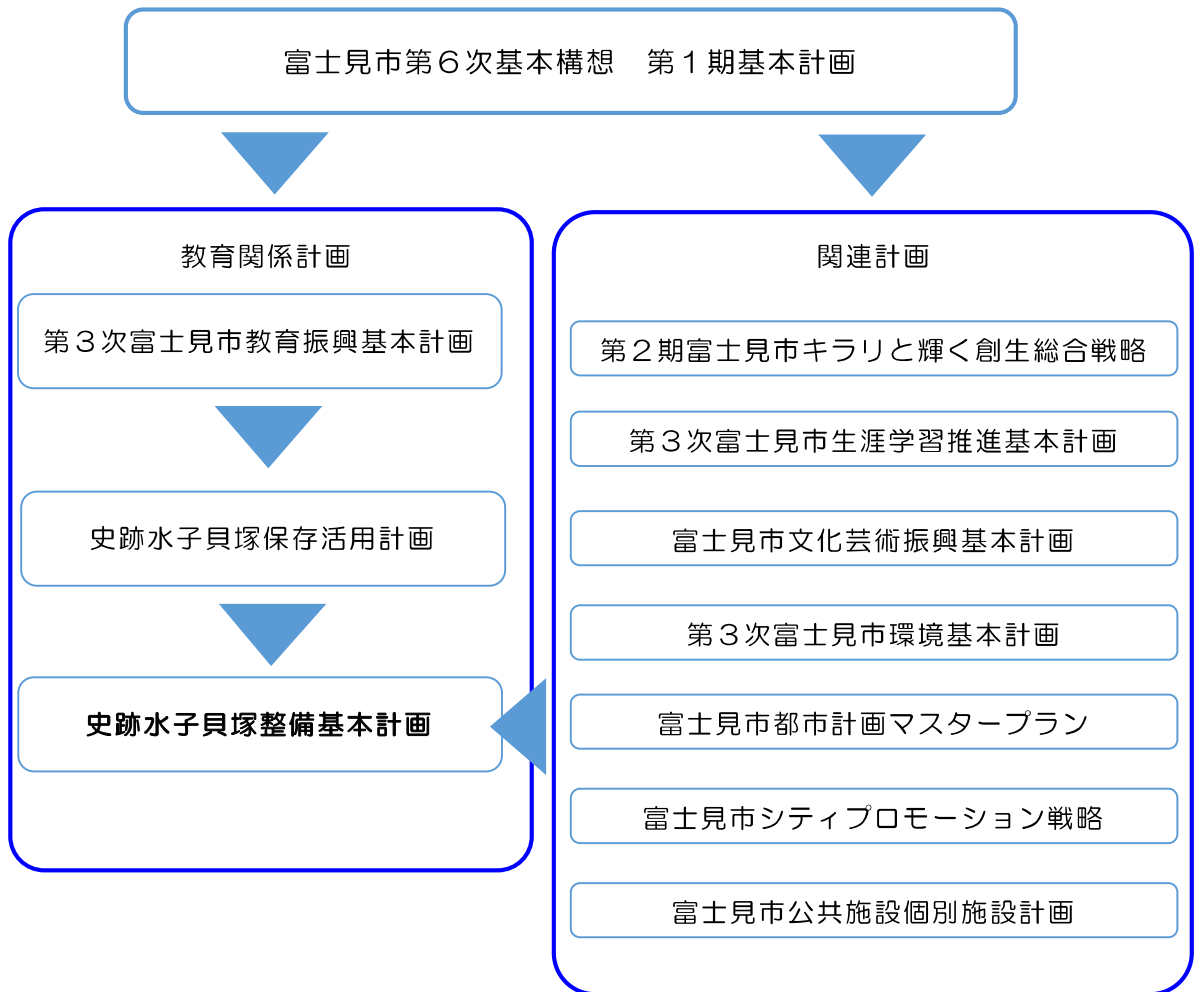
令和5年（2023）3月に策定した史跡水子貝塚保存活用計画は、史跡水子貝塚をより良好な状態で未来へ継承するための基本指針を定めたものです。水子貝塚の本質的価値を踏まえ、保存・整備・管理、そして周辺の環境や文化遺産も含んだ地域資源、観光資源として活用をすすめるための方向性と具体的な取組みを示しています。

保存活用計画には、保存と活用に関する基本方針として、①史跡を未来へ継承するための適切な保存、②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理、③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用、④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備、⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営、の5項目を掲げています。

#### 【関連計画】

- ・第2期富士見市キラリと輝く創生総合戦略（令和3年度～令和7年度）
- ・第3次富士見市生涯学習推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

- ・ 富士見市文化芸術振興基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）
- ・ 第 3 次富士見市環境基本計画（令和 5 年度～令和 14 年度）
- ・ 富士見市都市計画マスタープラン（令和 3 年度～令和 22 年度）
- ・ 富士見市シティプロモーション戦略（令和 3 年度～令和 7 年度）
- ・ 富士見市公共施設個別施設計画（令和 3 年度～令和 42 年度）



第 2 図 富士見市計画との相関図

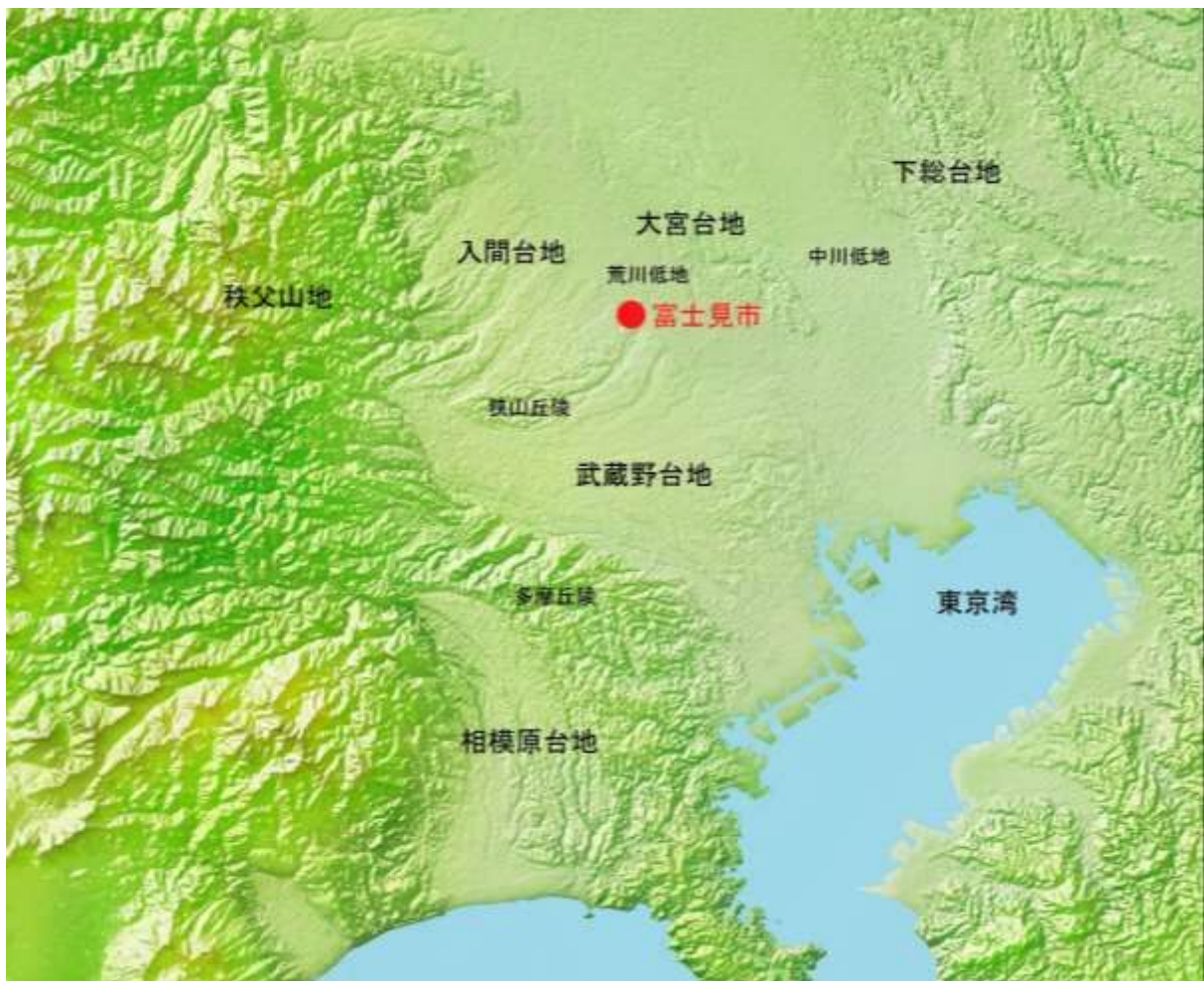
## 第2章 計画地の現状

### 第1節 自然的環境

#### (1) 地形・立地環境

富士見市は埼玉県南部に位置し、東部は標高5m前後の荒川低地、西部が標高20m前後の武蔵野台地からなります。低地部には市内のほぼ中央を縦断するように新河岸川が流れ、市境には荒川が平行して流れています。これら低地部を流れる河川の流域には自然堤防が発達しています。また、武蔵野台地縁辺部は、新河岸川に向かって流れ込む富士見江川や権平川、砂川堀といった小河川や湧水により谷が刻まれ、入り組んだ複雑な地形を形成しています。

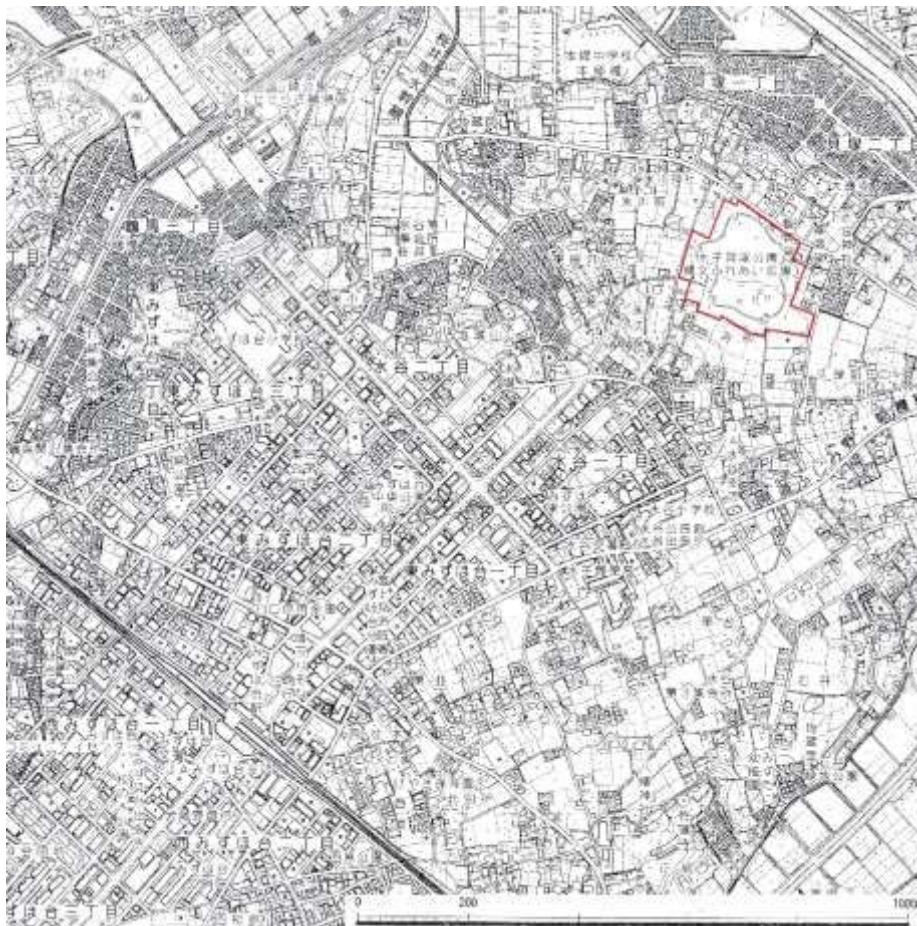
水子貝塚は、市の南部、柳瀬川と富士見江川により形成された谷に画された武蔵野台地の水子支台上に位置します。支台は幅約1.5km、奥行約500mの平坦地で、標高約18mを測ります。また、水子貝塚の指定範囲内にも若干の地形上の起伏が認められ、南西側から北東側に向かって50cmの比高差で傾斜する浅い谷状の地形が形成されています。



第3図 関東地方の中の富士見市



第 4 図 富士見市の範囲



第 5 図 水子貝塚  
周辺地図

## (2) 植生

富士見市域の森林植生はコナラやクヌギを主とする温帯落葉樹林が多く、これにエゴノキやリョウブなどが混じるいわゆる武蔵野の雑木林です。また、台地縁辺の斜面には、シラカシを主とする暖帯照葉樹林の自然植生が残存しています。

また、平成 23 年度の自然環境調査では、計 412 種の植物が確認され、国や県のレッドデータブックなどに掲載されているタコノアシやナガボノシロワレモコウなどの絶滅危惧種が計 13 種確認されています。

本市は東京のベッドタウンとしての都市化の影響で、動植物生息環境の重要な要素である農地や樹林地等が減少傾向にあります。



第 6 図 市内の斜面林（左）と神社境内林（右）

## (3) 気候

富士見市は関東平野に位置し、夏は高温多湿で、冬は乾燥した「からっ風」が吹く東日本型の太平洋側気候です。令和 4 年（2022）の年平均気温は 16.0℃、年間最高気温は 8 月の 39.5℃、年間最低気温は 1 月の -4.8℃、年間降水量は 1,232.5 mm で、9 月の 250.5 mm が最多降水量です。降雪は稀で、台風の直撃を受けることも少ない地域です。

年間平均気温の推移を見ると、変動を繰り返しながらも、わずかに上昇傾向にあります。また、酸性雨だけでなく、夏季には局地的なゲリラ豪雨や猛暑日・熱帯夜も増加の傾向が認められます。特に降水量については、富士見市近隣の観測点（さいたま・所沢）の過去のデータから、水子貝塚公園が開園した平成 6 年当初と比較して 50 mm 以上降った日数が増加傾向にあり、かつ 1 時間あたりの降水量も増加しており、集中豪雨が増えていることがわかります。



第7図 令和4年の月別気温

	さいたま (観測点)				所沢 (観測点)			
	降水量 10～30 mmの年 間日数	降水量 30～50 mmの年 間日数	降水量 50～70 mmの年 間日数	最大1h降水 量／【降水月】	降水量 10～30 mmの年 間日数	降水量 30～50 mmの年 間日数	降水量 50～70 mmの年 間日数	最大1h降水 量／【降水月】
平成6年	33日	9日	1日	32mm【8月】	39日	13日	2日	39mm【8月】
平成7年	39日	12日	5日	31mm【6月】	39日	14日	3日	16mm【6月】
平成8年	36日	7日	2日	31mm【6月】	31日	8日	3日	27mm【9月】
平成9年	35日	7日	4日	40mm【5月】	37日	7日	3日	25mm【11月】
平成10年	59日	15日	4日	48mm【9月】	66日	17日	5日	41mm【8月】
平成16年	42日	12日	4日	28mm【10月】	45日	17日	6日	24mm【6月】
平成17年	42日	15日	5日	53mm【9月】	41日	10日	4日	51mm【9月】
平成18年	49日	19日	5日	36mm【9月】	46日	16日	5日	39mm【5月】
平成19年	40日	13日	5日	34mm【9月】	39日	12日	6日	61mm【7月】
平成20年	49日	14日	5日	47.5mm【8月】	53日	16日	7日	43.5mm【8月】
平成26年	41日	13日	7日	29mm【8月】	45日	17日	10日	30mm【6月】
平成27年	39日	10日	6日	28mm【6月】	43日	14日	6日	25.5mm【7月】
平成28年	37日	10日	5日	51mm【8月】	43日	13日	5日	76.5mm【8月】
平成29年	37日	11日	6日	44.5mm【8月】	42日	13日	5日	41.5mm【7月】
平成30年	40日	9日	3日	50mm【8月】	44日	12日	5日	39.5mm【9月】
令和元年	39日	11日	5日	44mm【10月】	53日	13日	8日	51mm【10月】
令和2年	34日	13日	4日	42mm【6月】	39日	16日	6日	49.5mm【7月】
令和3年	46日	15日	8日	44mm【8月】	45日	18日	8日	48.5mm【7月】
令和4年	36日	10日	2日	40.5mm【7月】	42日	14日	5日	40mm【7月】

第1表 降水量の推移

(4) 発生リスクのある災害等のエリアとの関係

史跡水子貝塚は武蔵野台地の平坦部に位置しており、史跡指定地及びその周辺地域は、富士見市におけるハザードマップにおいて、地震、洪水、内水、土砂災害などの災害の影響を受けにくい地域、又は災害のエリア対象外の地域に該当しています。



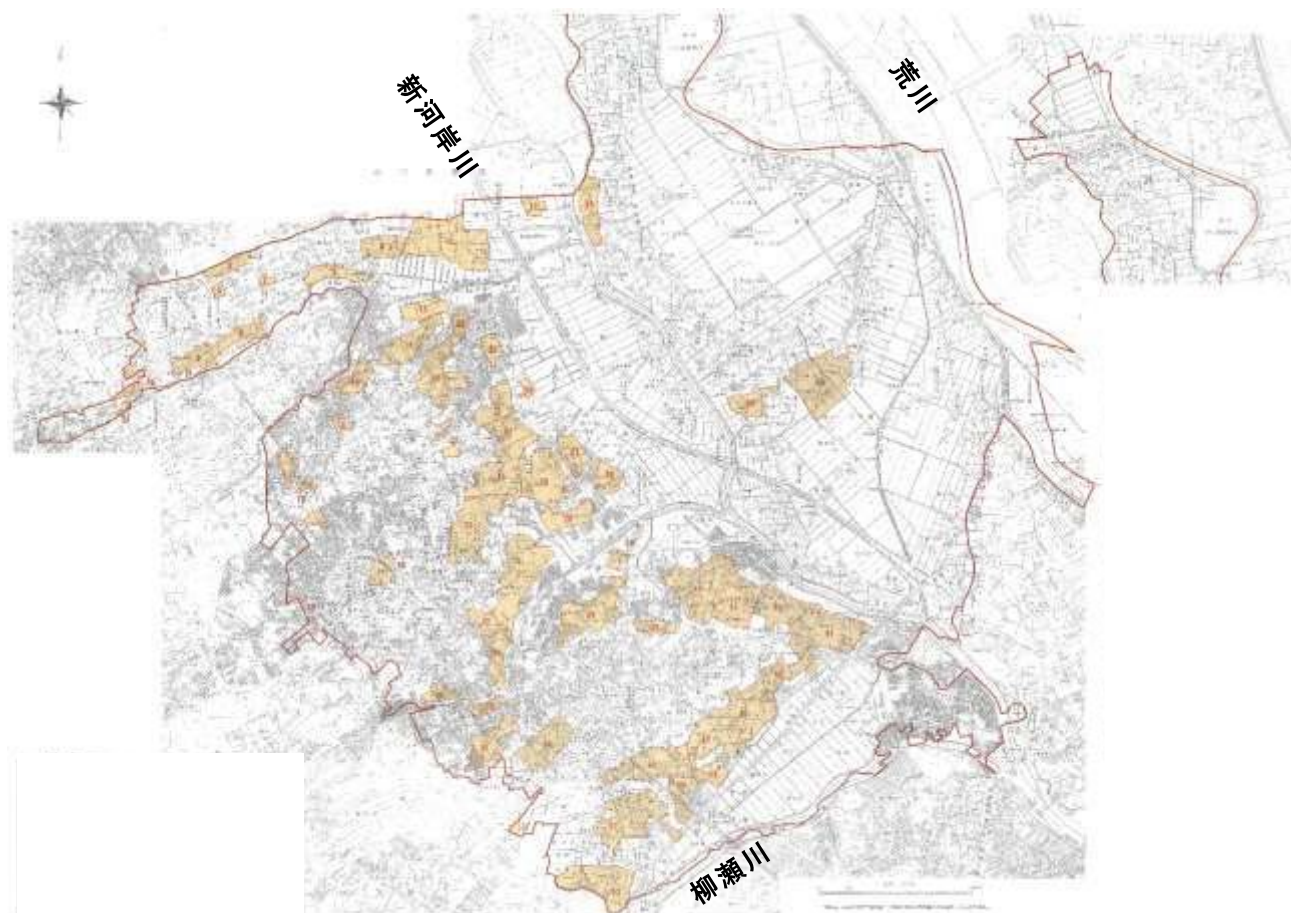
第8図 ハザードマップと揺れやすさマップ



## 第2節 歴史的環境

### (1) 遺跡の分布

富士見市内には、現在、59カ所の遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地として確認されています。遺跡の分布状況を概観すると、そのほとんどは日当たりが良く、水の得やすい武蔵野台地縁辺部に連なって認められ、荒川低地には自然堤防上に分布する4遺跡を数えるのみです。



第9図 遺跡分布図

### (2) 各時代の様相

#### ■旧石器時代・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、富士見市内では21遺跡確認されています。いずれも武蔵野台地縁辺を流れる小河川の川筋に沿って分布しています。中でも富士見江川水系の流域に分布する谷津遺跡では、立川ローム層第Ⅹ層から約35,000年前のナイフ形石器がまとまって出土しています(第10図)。また、富士見江川の右岸に所在する打越遺跡では、第Ⅸ層の大型の斧形石器をはじめ、Ⅳ層までの各層から石器が検出されています。

縄文時代の遺跡は、水子貝塚をはじめ、八ヶ上遺跡(草創期)、打越遺跡(早

期～晩期)、羽沢遺跡(中期)、松ノ木遺跡(中期)、栗谷ツ遺跡(早～中期)など市内各所に多数存在しています。草創期では、八ヶ上遺跡で約14,000年前の細隆起線文土器とそれに伴う石器群が出土しています。早期では、栗谷ツ遺跡で市内最古の竪穴住居跡が確認され、打越遺跡では早期末の集落跡が確認されています。また、打越遺跡の竪穴住居跡や土坑から出土した土器は、打越式土器と命名されています。縄文海進により市域に海が存在していた早期末～前期後半には、台地から注ぐ小河川や湧水地点に沿って14カ所の貝塚が認められています。特に打越遺跡や水子貝塚では大規模な環状集落が営まれ、打越遺跡では早期終末期～黒浜式期、水子貝塚では黒浜式期に貝塚が形成されています。前期末には次第に海退が進み、海岸線は後退していきました。中期では羽沢遺跡や松ノ木遺跡をはじめ、多くの集落跡や多量の土器・石器が内陸部に残されています。昭和59年(1984)に発掘調査を行った羽沢遺跡第40号住居跡からは、土器がまとまって出土し、その中にはイノシシと人の顔をモチーフにした立体的な装飾を施した土器が出土しています(第11図・第18図)。この土器は一見、ムササビが尻尾を立てて飛翔する姿を連想させることから「ムササビ土器」の愛称で親しまれており、平成10年(1998)に同一住居跡から出土した他の土器とともに埼玉県指定有形文化財に指定されました。後期～晩期には気候の冷涼化が進み市内の遺跡は減少していきます。唯一、柳瀬川を臨み湧水地を囲むような谷地形を呈する台地上に所在する正網遺跡では、後期前葉～晩期にかけて1,000年近く続く生活の痕跡が確認されており、比較的狭い範囲に密集した遺構の分布が認められます。遺構やその周辺からは土器・石器などの生活必需品以外に、土偶や土版、耳飾りなど実用性よりも精神的・儀礼的な意味合いで用いられた道具が多く認められ、生活に大きな変化があったことが推測されます。



第10図 谷津遺跡第X層出土のナイフ



第11図 羽沢遺跡第40号住居跡の土器出土状態

### ■ 弥生時代～古墳時代

弥生時代になると、柳瀬川流域の低地に面した台地上に遺跡が集中して認められるようになります。弥生文化の伝播は、市域においては中期末に南通遺跡で小規模な集落跡が営まれ、弥生時代後期～古墳時代前期には、柳瀬川沿いだけでなく新河岸川沿いの水子支台上に広がりを見せます。南通遺跡では、300軒

を超える住居跡が確認され、その周囲には環濠が巡っています（第12図）。また、住居跡からは炭化米も出土しており、台地上に集落を営み、低地で水稻耕作を行っていたことが推測されます。さらに、低地の自然堤防上においても集落が形成され、低地部の開発が本格化していきます。南通遺跡と谷を挟んだ北通遺跡で確認された方形周溝墓からは、主体部から鉄剣とガラス玉、周溝から壺形土器や壺棺が出土し、市指定有形文化財となっています（第13図）。

古墳時代中～後期になると、遺跡は減少し、水子支台の北部を中心に打越遺跡や氷川前遺跡、観音前遺跡などで小規模な集落が形成されるのみとなります。市域には墳丘が現存する古墳はありませんが、明治時代に調査された貝塚山古墳からは鉄刀が出土し、その特徴から5世紀代のものと推測されます。また、水子支台に所在する氷川前遺跡と観音前遺跡からは、円墳の周溝が発見されています。



第12図 南通遺跡の発掘調査



第13図 方形周溝墓から出土した大型壺  
(市指定文化財)

## ■古代

奈良時代に律令国家が成立すると、富士見市域は武蔵野国入間郡に属しました。奈良・平安時代の遺跡は、市内各所に点在しますが、宮脇遺跡、氷川前遺跡、東台遺跡では数十軒に及ぶ住居跡が確認されています。市内では鉄製品の普及とともに、南通遺跡や谷津遺跡で鉄滓や溶解炉破片など製鉄に関連する遺物が、氷川前遺跡や宮廻遺跡では羽口など鍛冶で使用する遺物が出土しています。また、古代寺院の痕跡は確認されていませんが、宮脇遺跡では銅製仏具の鋳型が工房跡と思われる堅穴から出土し、氷川前遺跡では平安時代の住居跡から銅製の鋇てっしがほぼ完全な形で出土しています（第14図）。他にも東台遺跡からは巡方じゅんぽうなど官人が身に付けたと考えられる帯の付属品が出土しています。



第14図 氷川前遺跡から出土した銅鋇

## ■中世

遺跡では、埼玉県指定旧跡の難波田氏館跡（難波田城跡）が知られており、現在は難波田城公園として整備されています（第15図）。難波田氏は武蔵七党のひとつである村山党に属していた金子小太郎高範を祖とし、恩賞として難波田の地が与えられ、難波田氏を名乗ったとされています。

また、中世の代表的な資料である板碑は、勝瀬の護国寺や南畑新田の慈光院跡に所在する市指定有形文化財の建長4年（1252）銘大型板碑をはじめ、各所に存在しており、市内の古寺・古社もこの頃の創建とされています。

そのほか、柳瀬川流域の崖線沿いには、「鎌倉道」といわれる所沢方面とさいたま市方面を結ぶ古道が残っており、沿道の東台遺跡や正網遺跡、別所遺跡、北通遺跡などからは、火葬墓や土坑墓、掘立柱建物跡、井戸跡、溝・柱穴列、地下式土坑など中世の遺構が多数確認されています。



第15図 難波田城公園

## ■近世以降

江戸時代には、治水や交通網の整備が進められ、市域では寛永17年（1640）の大火で焼失した川越東照宮の再建資材の運搬をきっかけに、新河岸川の舟運が開始されました（第16図）。かつては九十九曲りといわれるほど蛇行した新河岸川は舟運に必要な水量に恵まれ、市内に伊佐島河岸、蛇木河岸、本河岸、鶉河岸、山下河岸、前河岸の6カ所の河岸場が設置されました。また、江戸と川越を結ぶ江戸道のほかに、周辺の村々と河岸場を東西に結ぶ河岸道も整備されました。

当時の市域は、台地部の鶴馬村、勝瀬村、水子村、針ヶ谷村、低地部の大久保村、上南畑村、下南畑村、南畑新田にわかれており、江戸時代の地誌「新編武蔵風土記稿」には、各村の戸数は鶴馬村280戸、勝瀬村88戸、水子村59戸（259戸の誤り）、針ヶ谷村30戸、大久保村140戸、上南畑村150戸、下南畑村200戸、南畑新田59戸と記されています。

明治22年（1889）に町村制の施行により町村合併が進められ、鶴馬村と勝瀬村が合併し鶴瀬村に、大久保村・上南畑村・下南畑村・南畑新田の4村が合併し南畑村に、水子村と針ヶ谷村が合併し水谷村の計3村となりました。

当時の村の規模は鶴瀬村が403戸＝2,459人、水谷村が315戸＝1,843人、



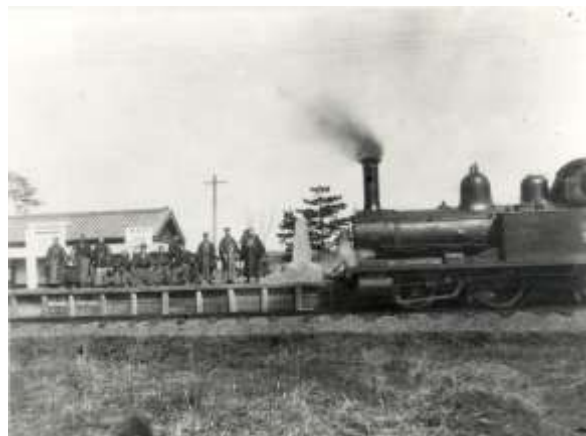
第16図 新河岸川の舟運

南畑村が 541 戸＝3,371 人でした。

大正 3 年（1914）に東上鉄道の池袋・川越間が開通し、鶴瀬駅が開設され、以後、舟運にかわり鉄道が主要輸送手段として発展しました（第 17 図上）。

昭和 31 年（1956）に 3 村が合併し、富士見村となりました。翌年には日本住宅公団鶴瀬第 1 団地への入居が始まり、宅地開発が本格化することとなりました。昭和 39 年（1964）の町制施行により富士見町となり、昭和 31 年時に約 11,000 人だった人口も昭和 46 年（1971）には約 54,000 人に達しました。昭和 47 年（1972）には市制が施行され富士見市が誕生しました。

昭和 52 年（1977）にみずほ台駅、平成 5 年（1993）にふじみ野駅が開設されると、それに伴い周辺の土地区画整理事業が実施され、畑地が広がる風景から、都市的な街並みへと姿を変えていきました。現在は東京のベッドタウンとして、市の人口は約 113,000 人を数えるに至りました。



第 17 図 鶴瀬駅の開通（上）と鶴瀬第 2 団地の建設（下）

### （3）市内の文化財

富士見市の指定文化財は、国指定文化財が 1 件（史跡 1）、埼玉県指定文化財が 2 件（有形 1、旧跡 1）、市指定文化財が 34 件を数えます（令和 5 年 4 月 1 日現在）。

	指定 番号	名 称	種 別	種 類	指 定 日
国	—	水子貝塚	記念物	史跡	昭和 44 年 9 月 9 日
県	—	難波田氏館跡	記念物	旧跡	昭和 36 年 9 月 1 日
	—	羽沢遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成 10 年 3 月 17 日
市	1	関口不動堂月待板碑	有形文化財	考古資料	昭和 50 年 11 月 1 日
	2	コロボックルの碑	有形文化財	歴史資料	昭和 50 年 11 月 1 日
	3	護国寺建長 4 年板碑	有形文化財	考古資料	昭和 50 年 11 月 1 日
	4	道しるべ	有形文化財	歴史資料	昭和 52 年 3 月 17 日
	5	嘉吉元年月待板碑	有形文化財	考古資料	昭和 52 年 3 月 17 日
	6	ケヤキ	記念物	天然記念物	昭和 58 年 6 月 20 日
	7	イチョウ	記念物	天然記念物	昭和 58 年 6 月 20 日

指定 番号	名 称	種 別	種 類	指 定 日
9	南畑八幡神社獅子舞	民俗文化財	無形民俗文化財	昭和 58 年 6 月 20 日
10	護国寺大型板碑	有形文化財	考古資料	昭和 58 年 6 月 20 日
11	慈光院跡建長 4 年板碑	有形文化財	考古資料	昭和 58 年 6 月 20 日
12	鶴馬諏訪神社獅子舞	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
13	勝瀬囃子	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
14	水子上組囃子	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
15	水子城の下組囃子	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
16	水子石井囃子	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
17	中水子囃子	民俗文化財	無形民俗文化財	平成元年 1 月 10 日
19	北通遺跡第 8 号方形周溝墓出土遺物一括	有形文化財	考古資料	平成 4 年 2 月 17 日
20	カヤ	記念物	天然記念物	平成 4 年 2 月 17 日
21	旧大澤家住宅・主屋	有形文化財	建造物	平成 5 年 7 月 7 日
22	大澤家住宅・表門	有形文化財	建造物	平成 5 年 7 月 7 日
23	大澤家住宅・穀蔵	有形文化財	建造物	平成 5 年 7 月 7 日
24	旧金子家住宅・主屋	有形文化財	建造物	平成 9 年 9 月 29 日
25	旧鈴木家長屋門	有形文化財	建造物	平成 9 年 9 月 29 日
26	横田家文書	有形文化財	古文書	平成 13 年 2 月 8 日
27	柳下家十玉院文書	有形文化財	古文書	平成 13 年 2 月 8 日
28	水宮神社般若院文書	有形文化財	古文書	平成 13 年 2 月 8 日
29	南畑八幡神社鰐口	有形文化財	歴史資料	平成 13 年 2 月 8 日
30	水越門樋	有形文化財	建造物	平成 20 年 3 月 26 日
31	山形樋管	有形文化財	建造物	平成 20 年 3 月 26 日
32	大澤家文書	有形文化財	古文書	平成 29 年 2 月 23 日
33	林家文書	有形文化財	古文書	平成 29 年 2 月 23 日
34	打越式土器	有形文化財	考古資料	平成 29 年 2 月 23 日
35	役行者座像	有形文化財	彫刻	令和 2 年 2 月 19 日
36	難波田城跡土塁	記念物	史跡	令和 4 年 11 月 28 日
37	氷川前遺跡出土銅銃	有形文化財	考古資料	令和 6 年 2 月 8 日
38	鶴瀬駅開設の石碑	有形文化財	歴史資料	令和 6 年 2 月 8 日

※ 8 番、18 番は指定解除のため、欠番

第 2 表 富士見市指定文化財一覧

## 【主な指定文化財】

### ①難波田氏館跡（県指定旧跡）

難波田氏館跡は、中世に富士見市南畑の地を本拠地として活躍した難波田氏の城館跡で、昭和36年（1961）9月に埼玉県の旧跡に指定されました。武蔵七党のひとつである村山党の金子氏を祖とし、鎌倉時代に難波田の地を与えられ、難波田氏を名乗ったのが始まりとされます。戦国時代には扇谷上杉氏の重臣として活躍しています。

城館は、荒川低地の標高約6mの荒川と新河岸川に挟まれた自然堤防上に築かれ、その周囲は湿地に囲まれています。戦国時代には3重の堀と土塁を有する平城へと改修され、その規模は東西、南北に約300mに及びます。江戸時代には十玉院という修験道の寺院が置かれ、明治5年（1872）の修験道廃止まで続きました。平成12年（2000）に難波田城公園として開園しました。

### ②羽沢遺跡出土縄文土器（県指定文化財）

富士見市の北部、砂川堀の流域に位置する羽沢遺跡の第40号住居跡からまとまって出土した縄文時代中期中頃の一括資料です。その中には、獣面装飾付土器と呼ばれ、ムササビが飛翔したような姿を連想させることから、愛称「ムササビ土器」と親しまれる土器があります。平成10年（1998）に埼玉県指定有形文化財に指定され、水子貝塚資料館において管理、展示されています。



第18図 獣面装飾付土器

### ③旧大澤家住宅・旧金子家住宅・旧鈴木家表門

（市指定文化財21番・24番・25番）

旧大澤家住宅は、大字東大久保にあった古民家です。明治4年（1871）の建築で、木造平屋建て、屋根は寄棟造です。式台といわれる玄関を有し、名主の家としての高い格式や役宅としての特徴を有しています。平成5年（1993）に市指定文化財に指定されました。

旧金子家住宅は、大字水子にあった古民家です。棟札から明治4年（1871）の建築と考えられます。木造平屋建て、屋根は寄棟造で、油商を営んでいたこともあることから玄関脇の揚戸など、半農半商の特徴的なたたずまいです。平成9年（1997）に市指定文化財に指定されました。

旧鈴木家長屋門は、針ヶ谷2丁目にあった表門です。建築年代は不明ですが、明治時代と推測されます。木造平屋建て、屋根は寄棟造の棧瓦葺で、平成9年に市指定文化財に指定されました。

いずれも難波田城公園内に移築されました。



第19図 旧大澤家住宅

④ 護国寺建長4年板碑

建長4年(1252)に造立された大型の板碑で、市内には、勝瀬の護国寺と南畑新田の慈光院跡の2基があります。現存の高さは約1.8mで頂部が欠損しています。碑面には阿弥陀三尊の種子が刻まれ、緑泥片岩を素材としています。

昭和50年(1975)に市指定文化財に指定されました。



第20図 護国寺建長4年板碑

⑤ 諏訪神社ケヤキ(市指定文化財6番)

富士見市鶴馬に所在する諏訪神社の境内にあり、樹高約20m、樹径約1.8m、推定樹齢500年の市内でも最大級のケヤキです。ケヤキは建築用材としても利用され武蔵野の屋敷林として植えられた代表的な樹木で、昭和57年(1982)に市の木に選定され、諏訪神社ケヤキは昭和58年(1983)に市指定天然記念物に指定されました。



第21図 諏訪神社ケヤキ

⑥ 囃子・獅子舞(市指定文化財9番・12~17番)

市内のお囃子は、現在、勝瀬、水子上組、水子城ノ下組、水子石井、中水子の5地区で伝承されています。伝来の経路は異なりますが、いずれも江戸囃子の流れをくんでおり、各地区で行われる7月の天王様などの祭礼で奉納されています。

獅子舞は、鶴馬諏訪神社獅子舞と南畑八幡神社獅子舞の2つがあり、いずれも一人立ち三頭の獅子舞です。少なくとも江戸時代から続いており、鶴馬諏訪神社獅子舞は毎年8月28日の祭礼に奉納されています。



第22図 鶴馬諏訪神社獅子舞



#### (4) 史跡水子貝塚周辺の文化財等

水子貝塚公園が位置する新河岸川から柳瀬川に沿った台地（水子支台）上には、古来より人々の生活の舞台となり、その象徴として文化財が各所に存在しています。

##### ①打越遺跡

旧石器時代から縄文、弥生、古墳、奈良、室町・戦国時代の各時代にまたがる複合遺跡で、富士見市を代表する遺跡のひとつです。遺跡は、縄文時代早期後半の打越式土器の標識遺跡にもなっています。



第 23 図 打越式土器

##### ②神井戸

かつては豊富な水量を誇った湧水のひとつで、生活用水として利用されていました。傍らには地域の人々によって江嶋神社と弁財天が祀られています。



第 24 図 神井戸

##### ③氷川神社

水子上組の氏神で、境内には高さ 1 m ほどの小さな富士塚があります。7 月中旬の天王様と大晦日には市指定無形文化財の水子上組囃子が奉納されます。



第 25 図 甲子大黒天灯笼

##### ④甲子大黒天灯笼

水子貝塚公園の北側に建つ大黒天を祀った子待塔の美しい灯笼です。火袋と笠の部分は破損していたため修復されました。

##### ⑤大應寺

水子貝塚公園の北側に位置します。水光山不動院と号する真言宗智山派の寺院で、建立年代は不明ですが中世までさかのぼると考えられています。山門は鐘楼門で、歴史を感じさせる立派な構えです。



第 26 図 大應寺鐘楼門

##### ⑥水宮神社

江戸時代は、摩訶山般若院と号する修験道の寺院でした。境内には、狛犬ならぬ狛蛙が参拝者を迎えてくれます。また、神社の前に建立された六蛙堂には、江戸時代初期に製作された役行者座像が安置されています。木造で総高 140 cm のしっかりと彫られた像で、美術品としても優れ、令和 2

年（2020）に市指定文化財に指定されました（市指定文化財35番）。

#### ⑦ 水子貝塚資料館

市内の遺跡から出土した約500点の埋蔵文化財を展示しています。埼玉県指定有形文化財の羽沢遺跡出土縄文土器をはじめ、市指定有形文化財の打越遺跡出土の打越式土器、北通遺跡の方形周溝墓から出土した鉄剣や土器など、市の歴史を知るうえで貴重な資料が数多く展示されています。



第27図 狛蛙（左）と役行者座像（右）

#### ⑧ 新河岸川コスモス街道

新河岸川の木染橋周辺の富士見サイクリングコースに沿って、コスモスの花が咲いています。コスモスは地元市民の皆さんにより育てられ、「コスモス街道」の愛称で親しまれています。秋風に揺れる色とりどりのコスモスが道行く人の心を和ませています。



第28図 コスモス街道

#### ⑨ 天保の道しるべ（指定文化財4番）

川越方面と志木方面を結ぶ江戸道と、所沢方面と新河岸川にあった山下河岸を結ぶ河岸道との交差点にあります。天保15年（1844）に山下河岸の廻船問屋山田屋佐平治



第29図 天保の道しるべ

によって建てられ、石碑の4面には、山下河岸三丁、ひき又十五丁、所さわ三里、川こへ三里半と刻まれています。昭和52年（1977）3月に市指定文化財に指定されました。

#### ⑩ 観音前遺跡

水子貝塚公園の東部に位置します。遺跡全体の2割ほどしか発掘調査を行っておらず、その多くが畑地として残っている遺跡ですが、弥生時代後期の竪穴住居跡が約30軒確認されています。弥生時代後期の遺跡には南通遺跡や北通遺跡がありますが、それらに匹敵する大規模な集落と予想されます。また、古墳時代後期の竪穴住居跡も10軒以上発掘されており、当該期の集落としては市内最大規模です。

⑪御嶽塚

北東向きの斜面を登山道に見立てた塚で、斜面の中腹をテラス状に整地して火山岩を敷き詰めています。明治28年（1895）銘の御嶽山大神の石碑が建てられています。



第30図 御嶽塚

⑫東台遺跡

柳瀬川を臨む台地上に位置し、これまでの発掘調査で平安時代の竪穴住居跡が約90軒確認されています。当該期の遺跡としては市内最大規模です。



第31図 鎌倉道

⑬鎌倉道

柳瀬川に面した台地の崖線を通る古道で、その一部が残っています。鎌倉から上州方面に向かう鎌倉街道上道と奥州方面に向かう鎌倉街道中道を結ぶ脇道であったといわれています。



第32図 お井戸

⑭お井戸

台地下から流れ出る湧水で、その近くを鎌倉道が走っています。湧水の傍らには弁財天が祀った祠があります。

⑮性蓮寺

日蓮宗の寺院で、戦国時代にこの地を治めていた上田氏の供養塔があります。



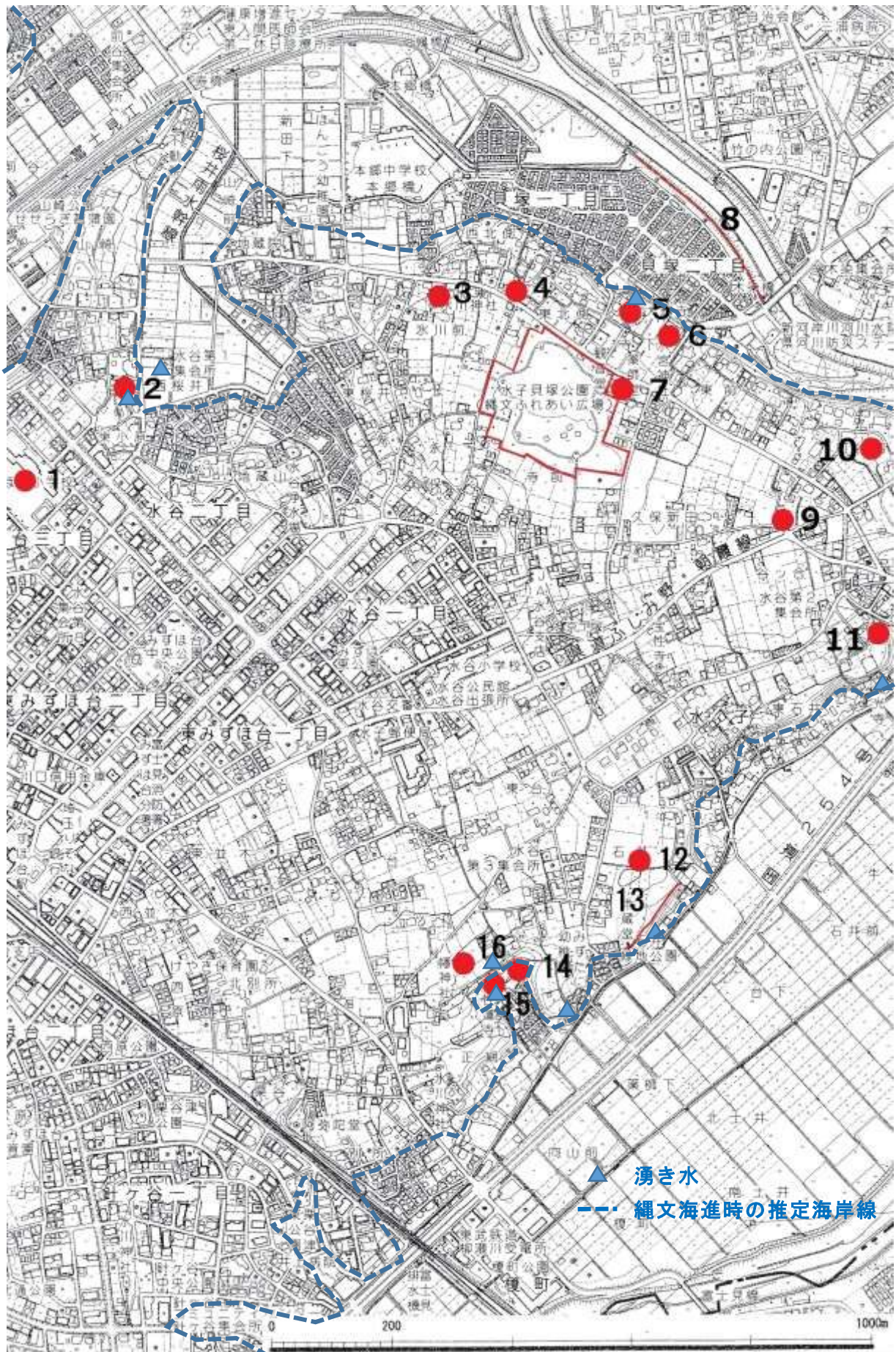
第33図 性蓮寺（上田氏供養塔）

⑯正網遺跡

性蓮寺の近くに形成された谷を囲む台地上に立地する遺跡で、市内で唯一、縄文時代晩期の竪穴住居跡が確認されています。



第34図 正網遺跡



第 35 図 史跡水子貝塚周辺の文化財分布図

### 第3節 社会的環境

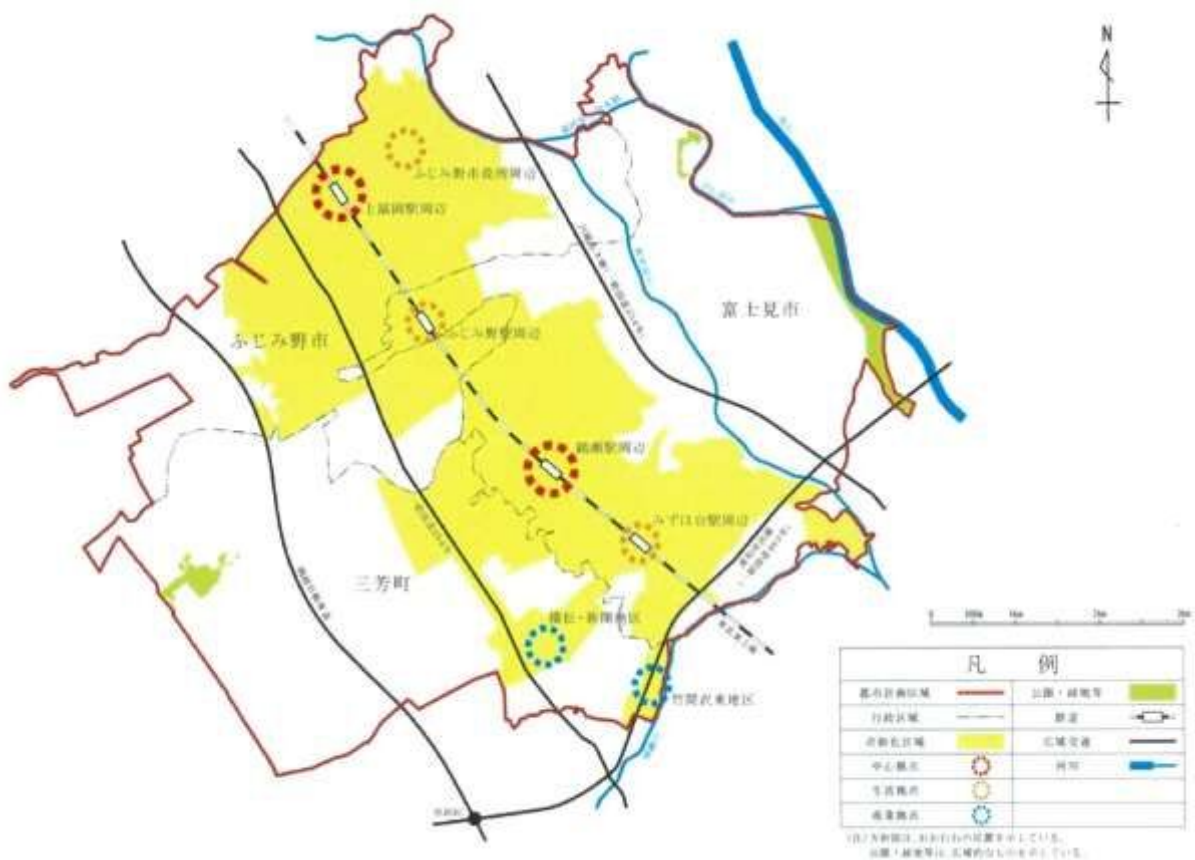
#### (1) 富士見市の土地利用

富士見市は、東部はさいたま市、北部は川越市、西部はふじみ野市と三芳町、南部は志木市に接し、市域の面積は約 19.77 km<sup>2</sup>です。

また、西部から南西部にかけて武蔵野台地が広がっており、北部と東部が荒川低地という地形的な特徴があります。都心まで約 30 km 圏内の立地から、台地部では昭和 30 年代から急速に都市化が進み、一方の低地部では農地が広がり、農業生産の場としてだけでなく、豊かな自然空間の残る環境を保全しています。

令和 5 年（2023）11 月時点で、市街化区域は 43%、市街化調整区域が 57% となっています。本市では昭和 45 年（1970）以来、都市計画法により現在は 8 種類に細分化されています。

水子貝塚公園の周辺は、市街化区域の第一種低層住居専用地域に指定されています。開園当初は周囲には畑地が広がっていましたが、宅地開発が進み、景観が大きく変化しています。この傾向は水谷地域の南部に顕著で、若い世代の人口が増加しています。こうした状況下で、水子貝塚公園は、市街化区域にある歴史を学び体験できる自然豊かな公園として認知されています。



第 36 図 都市計画区域図

## (2) 市内交通網

富士見市の主要な交通網である鉄道は西部の南北方向に東武東上線が通っており、市内にはみずほ台駅、鶴瀬駅、ふじみ野駅の3駅が所在します。さらに路線は地下鉄有楽町線など4路線と相互直通運転の開始により、池袋まで30分、渋谷まで45分、横浜まで70分、元町・中華街まで80分と交通の利便性が向上し、都心などへのアクセスが容易となっています。

主要な道路は、南北方向に国道254号バイパス（富士見川越バイパス）が通り、南部の東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）、また、市外西部には、南北方向に関越自動車道、国道254号（川越街道）が通っています。

また、国道254号バイパスは、東京外環自動車道方面への伸長工事が進み、水子貝塚公園の最寄り駅であるみずほ台駅へと通じる都市計画道路「みずほ台駅東通線」の計画が進められています。市内には、東武バスウエスト（株）や西武バス（株）、（株）ライフバスの民間バス路線に加え、市内循環バスを運行し、市民の移動手段の確保に努めています。

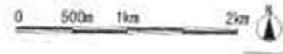
## (3) アクセス環境

水子貝塚公園は、東武東上線みずほ台駅東口から北東へ約1.5kmの位置に立地し、みずほ台駅から徒歩でも15～20分でアクセスできます。バスはみずほ台駅から市内循環バスが1日9便運行しており、みずほ台駅東口から5分ほどで到着できます。また、東武東上線志木駅東口から東武バスウエスト（株）が下南畑・富士見高校・ららぽーと富士見行の路線を1日46～70便運行しており、志木駅東口から12分ほどで最寄りのバス停留所に到着できます。自動車では国道254号バイパス（富士見川越バイパス）、国道254・463号（浦和所沢バイパス）の両道から約1分とアクセスが容易です。

水子貝塚公園へのアクセス方法	
最寄り駅	東武東上線みずほ台駅（東口）
徒歩	みずほ台駅（東口）から徒歩で15～20分、 駅から北東へ約1.5km
バス	<b>■東武バスウエスト（株）</b> 志木駅東口発下南畑・富士見高校・ららぽーと富士見行 下車バス停留所「貝塚公園入口」 約12分  <b>■市内循環バス</b> (Fコース：みずほ台駅線／Gコース：みずほ台駅・水谷東線) みずほ台駅東口発 市役所行 富士見市役所発 みずほ台駅東口行 下車バス停留所「水子貝塚公園」 約5分
自動車	関越自動車道 所沢IC（下り出口）から国道254・463号を浦和方面へ約20分



第 37 図 市内循環  
バス路線図



第 38 図 交通体系  
方針図

#### (4) 地域動態

##### 【人口】

令和5年(2023)3月31日時点の住民基本台帳によると、富士見市の人口は113,089人、世帯数は54,832世帯、1世帯人員は約2.06人となっています。平成2年(1990)と比較すると、総人口は18,746人増加していますが、1世帯あたりの人口は約0.91人減少しています。

人口の推移は、昭和30年代からの急速な都市化を受け、現在に至るまで緩やかな増加傾向にあります。「富士見市人口ビジョン」(令和2年5月)によると、本市の総人口は令和7年(2025)にピークを迎え、以降減少段階に入ると見込まれています。

平成31年(2019)1月時点での人口構成比は、年少人口(0~14歳)は12.9%、生産年齢人口(15~64歳)は62.6%、老年人口(65歳以上)は24.5%、そのうち75歳以上は12.2%でした。しかし、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、一方で75歳以上の人口は増加が続くことが推測されています。65~74歳の人口は、令和22年(2040)をピークに、減少傾向に入ると見込まれています。

また、平成25年(2013)を100とした場合の人口指数を見ると、令和2年(2020)の水子貝塚公園が位置する地域(水谷小学校区・みずほ台小学校)では、水谷小学校区が111.7%、みずほ台小学校区が100.3%で増加しています。特に水子貝塚公園に最も近い水谷小学校区は最も高い数値を示しており、そのうちの年少人口が最も高い15.8%となっています。市内の他の地区が横這い傾向にあるなかで、水谷小学校区のみが明らかな増加傾向を示しています。昼夜人口比率は令和2年10月現在で68.9%と埼玉県内で最も低く、典型的なベッドタウンであることが数字としてあらわれています。

	鶴瀬 小学校区	水谷 小学校区	南信 小学校区	開成 小学校区	勝瀬 小学校区	水谷東 小学校区	諏訪 小学校区	みずほ台 小学校区	針ヶ谷 小学校区	ふじみ野 小学校区	つるせ台 小学校区
年少人口(0~14歳)	12.7%	15.8%	14.8%	10.5%	12.5%	10.6%	14.7%	10.7%	11.7%	13.3%	12.5%
生産年齢人口(15~64歳)	63.1%	63.8%	58.2%	61.9%	56.9%	54.9%	60.1%	66.4%	69.3%	72.3%	61.5%
老年人口(65歳以上)	24.4%	23.1%	28.5%	28.2%	29.7%	33.1%	25.7%	23.9%	18.5%	14.4%	26.3%
うち75歳以上人口	13.3%	11.2%	14.0%	15.1%	16.0%	18.7%	13.3%	11.3%	8.5%	6.3%	14.4%
人口指数(平成25年=100)	102.4	111.7	106.1	101.7	98.4	94.9	102.1	100.3	99.4	102.4	103.9

出典：富士見市人口ビジョン

第3表 地区別人口の割合(令和2年(2020)1月1日現在)

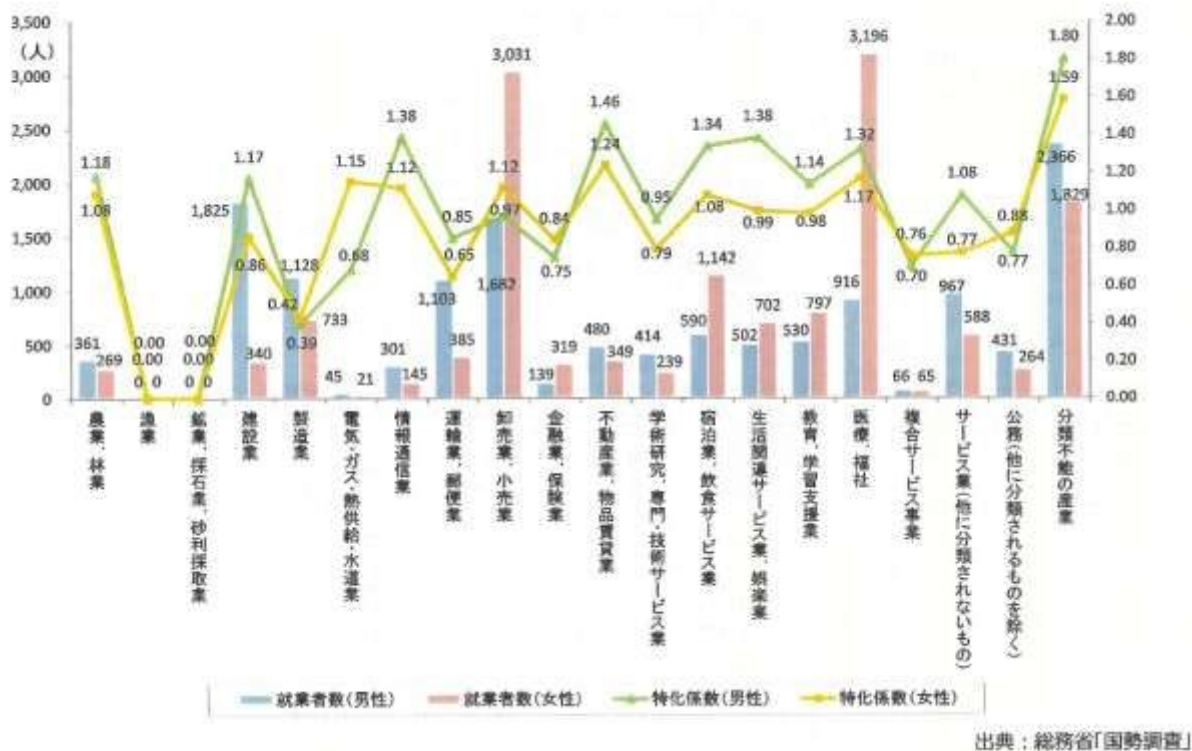
##### 【産業】

富士見市の産業は、平成28年(2016)時点の総務省「経済センサスー活動調査」によると、事業所数では、卸売業・小売業24.8%(725)、次いで宿泊業・飲食サービス業12.9%(378)、生活関連サービス業・娯楽業11.5%(337)と多く、従業者数では、卸売業・小売業26.6%(6,561人)、医療・福祉20.7%(5,098人)、宿泊業・飲食サービス業12.8%(3,150人)となっています。

埼玉県内で本市がどの産業に特化しているかを示す指標として、産業特化係数を見ると、男性では不動産業・物品賃貸業(1.46)、情報通信業(1.38)、生活



関連サービス業・娯楽業（1.38）、女性では不動産業・物品賃貸業（1.24）、医療・福祉（1.17）、電気・ガス・熱供給・水道業（1.15）の順に高くなっています。



第 39 図 産業別就業人口及び産業特化係数（従業地ベース）（平成 27 年）

また、本市の工業の状況は、事業所数が平成 5 年（1993）の 120 事業所をピークに減少傾向で、平成 29 年（2017）には 50 事業所となっています。製造品出荷額も平成 29 年 12 月時点で県内 40 市中、39 位と県内でも低くなっています。

農業の状況は、昭和 35 年（1960）の農家数 1,288 戸から、平成 27 年（2015）の 508 戸と減少しましたが、そのうちの専業農家数の割合は平成 17 年（2005）の 90 戸を最低数として、以降、平成 27 年で 160 戸と増加しています。

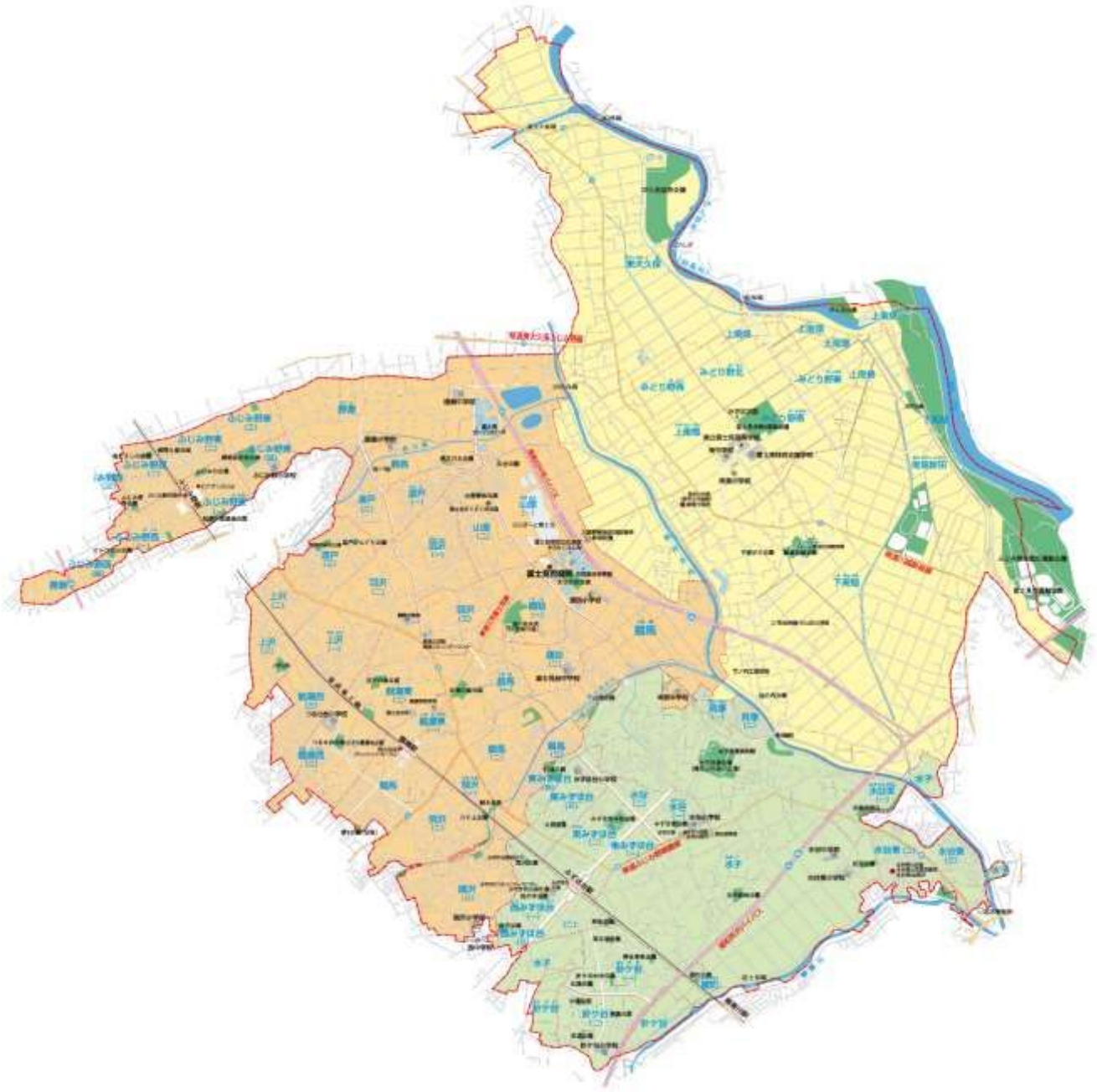
商業の状況は、平成 3 年（1991）の事業所数 841 をピークに平成 26 年（2014）に 403 まで減少しました。同様に従業者数も平成 14 年（2002）5,068 人から、以降、平成 26 年の 3,251 人まで減少しています。しかし、平成 28 年（2016）には事業所数 606、従業者数 5,631 人と増加し、年間商品販売額も平成 26 年の 631.9 億円から平成 28 年 1,071 億円と増加しています。これは、平成 27 年のらぼーと富士見の開業が影響していると考えられます。

(5) 関連施設

生涯学習施設でもある水子貝塚公園と関連・連携する施設は以下のとおりです。

種別		概要	
学校施設	小学校 (11校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴瀬小学校</li> <li>・南畑小学校</li> <li>・勝瀬小学校</li> <li>・諏訪小学校</li> <li>・針ヶ谷小学校</li> <li>・つるせ台小学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水谷小学校</li> <li>・関沢小学校</li> <li>・水谷東小学校</li> <li>・みずほ台小学校</li> <li>・ふじみ野小学校</li> </ul>
	中学校 (6校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見台中学校</li> <li>・東中学校</li> <li>・勝瀬中学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本郷中学校</li> <li>・西中学校</li> <li>・水谷中学校</li> </ul>
	特別支援 (1校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見特別支援学校</li> </ul>	
	高校 (1校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県立富士見高等学校</li> </ul>	
社会教育施設	資料館 (2館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水子貝塚資料館</li> <li>・難波田城資料館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(水子貝塚公園隣接)</li> <li>(難波田城公園内)</li> </ul>
	公民館 (4館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴瀬公民館</li> <li>・水谷公民館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南畑公民館</li> <li>・水谷東公民館</li> </ul>
	交流センター等 (5館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじみ野交流センター</li> <li>・鶴瀬西交流センター</li> <li>・みずほ台コミュニティセンター</li> <li>・針ヶ谷コミュニティセンター</li> <li>・ピアザ☆ふじみ</li> </ul>	
	体育館 (1館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民総合体育館</li> </ul>	

※      水子貝塚公園周辺の関連施設

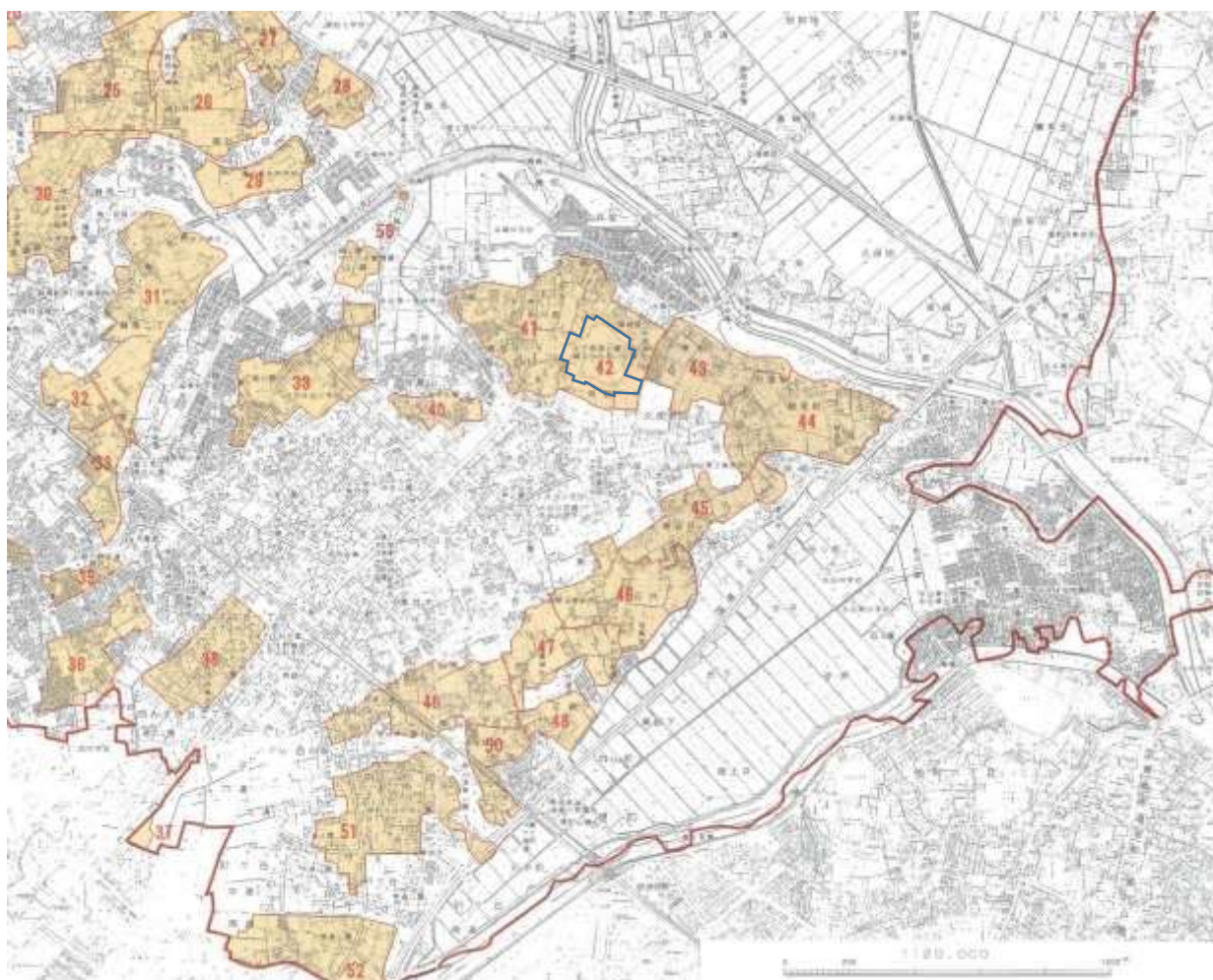


第 40 図 関連施設配置図

## (6) 法規制

### 【文化財保護法】(史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地)

史跡水子貝塚は、文化財保護法第 109 条(指定)に基づき昭和 44 年(1969)9 月 9 日に国史跡に指定されました。国史跡については、同法により様々な規制が定められており、史跡指定地内は、同法第 125 条(現状変更等の制限及び現状回復の命令)により「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されています。また、水子貝塚の周辺地は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当することから、同法第 92 条(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)、同法第 93 条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)により、調査、又は開発行為等により土地の掘削を行う場合は、事前に通知・届出の義務が規定されています。



第 41 図 水子貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

【都市計画法】（用途地域、用途制限など）

水子貝塚公園周辺は都市計画法第8条による用途地域の一つである、第一種低層住居専用地域に指定されており、豊かな自然と調和したうまいとゆとりのある住居環境を形成し、快適で安全なまちづくりを実現するため、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などの地区計画が定められています。



第 42 図 土地利用現況図

## 第3章 史跡等の概要及び現状と課題

### 第1節 史跡の概要

#### (1) 史跡の指定状況

■指定名称：水子貝塚

■種別：史跡

■指定年月日：昭和44年（1969）9月9日（文部省告示第317号）

■所在地：埼玉県入間郡富士見町大字水子字寺前

■指定地番：2003番、2006番1、2007番、2008番、2009番、2010番、2011番1、2012番1、2013番1、2014番1、2015番、2016番、2017番、2018番1、2019番1、2020番、2021番、2029番、2030番、2031番、2032番、2033番、2034番、2035番、2036番、2037番、2038番、2039番、2040番、2041番、2042番、2043番、2044番、2045番1、2045番2、2046番、2047番、2051番、2052番、2053番、2055番、2056番、2057番、2058番、2059番、2060番、2061番、2062番、2063番、2064番、2065番、2066番、2067番、2068番、2069番、2070番、地域に介在する道路敷を含む（地番は指定当時、公有地化時に分筆あり）

■指定面積：39,346.85㎡

■指定理由：水子貝塚は、浦和市街地の西方約8.5km、荒川低地に面した武蔵野台地上にある縄文時代前期の貝塚である。貝塚は、直径約160mの環状に並んだ約50の小貝塚群からなり、小貝塚の多くは、直径4ないし8m程度で、主としてヤマトシジミなどの淡水産の貝殻で構成されている。昭和13年（1938）以来数回の発掘調査により乳棒状磨製石斧・打製石斧・石皿等の石器や、黒浜式土器などの縄文時代前期中頃の遺物がおもに出土している。

また、調査されたどの小貝塚の貝層下においても、長方形の平面をもつ竪穴住居跡が発見されることから、本貝塚は、主として廃棄された竪穴住居の凹地に形成された貝塚と考えられる。

縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である。

このため、遺跡の全域（約3.3ha）を指定するものである。

■管理団体：富士見市（昭和52年11月18日付け庁保記第9の61号）

## (2) 土地公有化の経緯と所有状況

昭和44年(1969)の約39,000㎡に及ぶ史跡指定後も、国・県・町に対して土地所有者の史跡指定反対の陳情が行われましたが、昭和45年(1970)9月には保存への協力が得られることとなり、地権者により水子貝塚保存会が結成されました。史跡指定地の地目は、そのほとんどが畑地で、一部共同墓地が含まれています。

昭和45年度から国庫・県費の補助金の交付を受けて史跡指定地の公有化に着手し、平成4年度までの23年の月日を経て史跡指定地内の公有地計画地のすべての買収を終了しました。ただし、墓地については移転が困難との判断から取得対象から除外しています。

### 【史跡の公有地化にかかる経費】

土地取得年度：昭和45年度から平成4年度まで

土地取得費：総事業費	3,685,270,000円
内訳 直接買上	701,670,000円
先行取得	2,983,600,000円
(元利償還額)	3,086,830,000円)

指定地実測面積：39,346.85㎡

取得面積：38,727.80㎡

未取得面積：619.05㎡(墓地部分)

公有地化率：98.42%



第43図 史跡の指定範囲

### (3) 調査の概要

#### ①水子貝塚の発見

水子貝塚は、明治 27 年（1894）10 月に、この地を訪れた阿部正功によって発見され、『東京人類学会雑誌』第 10 巻第 106 号に富士見市渡戸の貝塚山遺跡とともに紹介されました。

阿部は、陸奥国棚倉藩最後の当主で、廃藩置県後に華族（子爵）に列せられました。幼い頃から学問好きで、遺物・遺跡に深い関心を持ち、明治 20 年代には主に東京・埼玉・神奈川の遺跡を踏破し、人類学会で発表しました。坪井正五郎や鳥居龍蔵などの当時の学会の人々とも交流し、自宅に収集資料を展示していました。

阿部の残した『入間郡志木町近傍搜索記』によると、阿部は明治 27 年 10 月 25 日に浦和駅から人力車で志木に至り、そこから歩いて水子まで来ると、大應寺前の畑に貝塚があることを聞き、現地を訪れました。畑を歩き、100 m 四方以上に広がる貝塚の分布を確認しました。そして、農夫に試掘を依頼し、厚さ 30 cm ほどの黒土の下に貝塚があり、貝はシジミ、ゴウラ（タニシ、カワニナなどの巻貝）、カキであったと記しています。

また、大正 6 年（1917）の『日本石器時代人民遺物発見地名表』には、川越地方の知識人であった安倍立郎により、貝塚山、勝瀬、水子・大應寺前貝塚、針ヶ谷、南畑の 5 カ所の市内の遺跡・遺物が報告されました。安倍は、郷土史家としての一面も有し入間郡内の考古資料や板碑などの資料を精力的に収集していました。

#### ②発掘調査の概要

水子貝塚では、調査以前から畑に貝塚が存在していることが知られており、これまでに昭和 13 年（1938）から計 6 回にわたる発掘調査が行われています。

発掘調査年	調査者	主な調査成果
昭和 13 年 (第 1 次調査)	酒詰仲男、和島誠一 東京考古学会縄文式部会	・貝塚を伴う住居跡 2 軒を発掘 ・16 カ所の貝塚分布を確認
昭和 14 年 (第 2 次調査)	酒詰仲男、和島誠一 東京帝国大学人類学教室	・貝塚を伴う住居跡 1 軒を発掘
昭和 42 年 (第 3 次調査)	和島誠一 富士見町教育委員会	・貝塚を伴う黒浜式期住居跡 1 軒、諸磯式期住居跡 1 軒、中期住居跡 1 軒等を発掘 ・環状に巡る 50 カ所の貝塚の分布確認
～国史跡に指定（昭和 44 年 9 月 9 日）～		
昭和 52 年 (第 4 次調査)	富士見市教育委員会	・ボーリング調査により、16 カ所の貝塚を新たに確認



昭和 59 年 (第 5 次調査)	富士見市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレンチによる調査</li> <li>・貝塚を伴う住居跡 2 軒、伴わない住居跡 6 軒、平安時代住居跡などを確認</li> <li>・遺構配置の様相を把握</li> </ul>
平成 2 年～ 4 年 (第 6 次調査)	富士見市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡整備に伴う発掘調査</li> <li>・前期黒浜式期、諸磯式期、中期加曾利 E 式期、平安時代、古墳時代後期の計 13 軒の住居跡を発掘調査</li> </ul>

### 【昭和前期の発掘調査（第 1 次・第 2 次調査）】

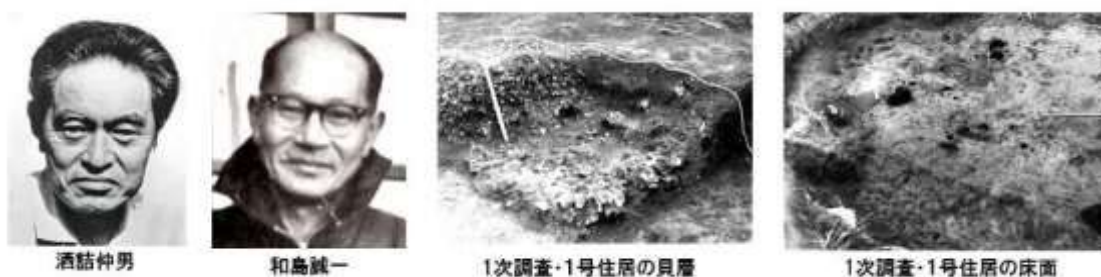
関東地方の貝塚を主に研究していた酒詰仲男は、昭和 12 年（1937）に安倍立郎の報告をもとに水子貝塚の存在を確認し、昭和 13 年（1938）12 月 16 日から 26 日にかけて、東京考古学会縄文式部会として和島誠一等とともに、貝塚を伴う竪穴住居跡 2 軒を発掘しました（第 1 次調査）。竪穴住居跡からは縄文時代前期の土器、磨製石斧や打製石斧などの石器、シジミを主体としカキが混じる貝殻、シカなどの動物の骨、スズキなどの魚の骨が出土したことが報告されています。また、馬蹄形に分布する 16 カ所の貝塚も確認されました。

酒詰と和島は、昭和 14 年（1939）にも貝塚を伴う竪穴住居跡 1 軒を発掘しました（第 2 次調査）。第 2 次調査は 10 月 18 日から 31 日に東京帝国大学人類学教室による発掘調査として行われました。調査した貝塚は「第 12 号貝塚」とされた最大の地点貝塚で竪穴住居跡の外まで広がっていました。10 月 22 日には、東京人類学会の水子貝塚見学遠足会が開催され、約 60 人の人類学会員やその家族が発掘に参加しました。

これらの調査によって、縄文時代前期の貝塚は、埋まりかけた竪穴住居跡の窪地に遺棄されたものであることが確認されました。水子貝塚は、貝塚の分布により集落の全容を明らかにする見通しがたてられた遺跡として評価されています。

和島は、昭和 23 年（1948）に『原始聚落の構成』を発表し、縄文時代から古墳時代における集落の変遷を論じました。後に「和島集落論」と呼ばれるもので、縄文時代中期の尖石遺跡、姥山貝塚とともに、前期の水子貝塚を事例にあげ、中央に広場をもつ馬蹄形・環状集落の成立を前期としました。

酒詰は、一般向けの解説書『貝塚の話』や『考古学辞典』で水子貝塚の調査成果を紹介しました。



第 44 図  
第 1 次調査

### 【史跡指定前の発掘調査（第3次調査）】

昭和42年（1967）1月3日から1月11日にかけて農地改良（天地返し）に伴う記録保存のための発掘調査が富士見町教育委員会により実施されました（第3次調査）。

第3次調査は、財団法人資源科学研究所に属していた和島を調査担当とし、貝塚を伴う黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡1軒、中期住居跡1軒などが調査されました。また、ボーリングによる貝塚の分布調査も併せて実施され、環状に巡る50カ所の小貝塚が確認されました。

発掘調査終了後、富士見町では、水子貝塚の学術的価値を認識し、積極的に保存措置の手続きを進め、昭和42年（1967）5月に国史跡申請書を提出し、昭和44年（1969）9月9日に国史跡に指定（文部省告示第317号）されました。

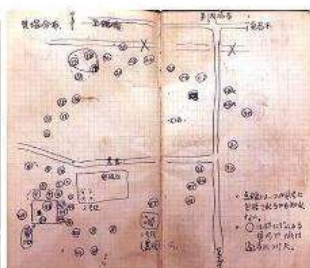


第3次調査の頃(昭和42年)の大応寺付近

写真中央奥には大応寺の山門とその奥に本堂が見えます。また写真左に写っている標柱は、富士見町の頃に設置されたもので、「富士見町指定史跡大応寺貝塚」とあります。



6号住居発掘風景(第3次調査)



地点貝塚の分布図



6号住居出土土器

### 第45図 第3次調査

### 【史跡指定後の発掘調査（第4次・第5次調査）】

昭和52年（1977）に「史跡水子貝塚保存管理計画」策定のための地表観察とボーリング調査を実施しました（第4次調査）。これにより新たに16カ所の貝塚を確認し、昭和42年調査時のものと合わせ計67カ所の貝塚が存在することが明らかになりました。

昭和59年（1984）3月には「史跡水子貝塚保存整備基本計画」策定のための基礎資料の調査として、過去の調査地点を確認するためのトレンチ、貝塚を横断するトレンチなどを設定しました（第5次調査）。横断トレンチでは縄文時代の小貝塚を伴う住居跡2軒、小貝塚を伴わない住居跡6軒（前期諸磯式

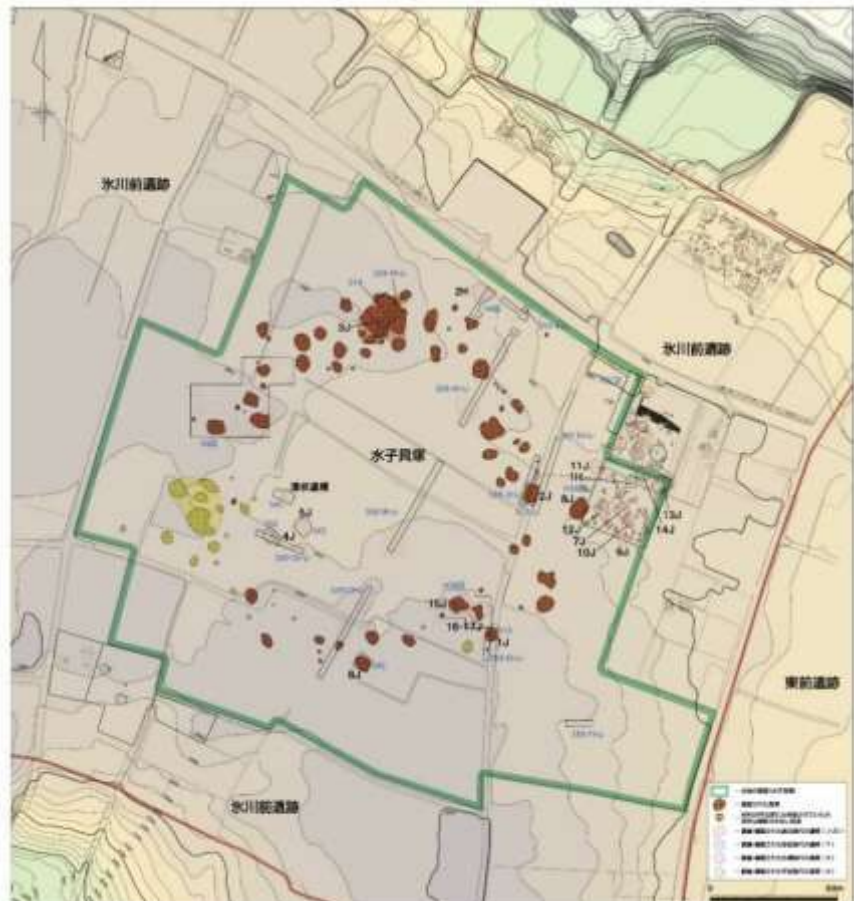
期5軒、中期加曾利E式期1軒)、土坑・ピット10基、平安時代の住居跡・溝・土坑を確認しました。また、縄文時代の遺構配置については、おおむね最外郭に貝塚を伴う黒浜式期の住居跡があり、その内側に諸磯式期の住居跡があり、中心部は周囲の環状部より深く起伏が大きく、土坑が集中する様相が明らかになりました。さらに、国家座標を基準として方眼を設け、1m間隔のボーリング調査により58カ所の小貝塚を確認しました。

#### 【史跡整備に伴う発掘調査（第6次調査）】

平成2年（1990）からは3カ年計画で史跡整備に伴う基本資料の収集を目的とした発掘調査を実施しました（第6次調査）。

平成2年12月から平成3年（1991）6月にかけて、史跡西側の遺構確認を行い、縄文時代前期黒浜式期の住居跡2軒、古墳時代の住居跡等が確認されました。

平成3年9月から平成4年（1992）1月にかけては、ガイダンス施設（現水子貝塚展示館）建設予定地の発掘調査を実施しました。縄文時代前期黒浜式期の住居跡1軒、諸磯式期の住居跡5軒、中期加曾利E式期の住居跡2軒、平安時代の住居跡1軒などが発見されました。引き続き史跡南部の貝塚を伴う2軒の住居跡の調査に着手し、平成4年12月まで約1年間実施しました。保存状態良好な貝塚から多量の土器や石器などの遺物が出土したほか、住居跡内に埋葬された人と犬の骨も発見され、水子貝塚を理解する上で貴重な資料を得ることができ、その成果は史跡整備や展示に反映されました。また、屋外トイレ建設予定地からは、古墳時代後期の住居跡などが発見され、水子貝塚は縄文時代前期黒浜式期・諸磯式期・中期加曾利E式期・弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代の複合遺跡であることが明確となりました。



第46図 遺構配置図

### ③ 史跡整備に伴う発掘調査（第6次調査）の成果

史跡整備に伴う基本資料の収集を目的として、15号から17号の3軒の竪穴住居跡を発掘調査しました。3軒は重複関係にあり、17号→16号→15号の順で構築され、15号住居跡と16号住居跡は貝塚を伴っていました。

#### 【15号住居跡の調査概要】

**平面形** 長方形

**規模** 長軸 7.7m、短軸 6.5m、深さ 70 cm

**構造** 東側が出入口となり、西側の奥壁近くに炉が設置されています。4本柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低4回の改築が認められる拡張住居と考えられます。

**貝層の堆積状況** 貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は70 cmを測ります。ヤマトシジミを主体とし、マガキ層、ハマグリ層、オオタニシ層を間に挟んで、28段階の堆積過程が認められ、堆積所要時間は数年間と推定されます。また、貝層中には焚火の痕跡もありました。

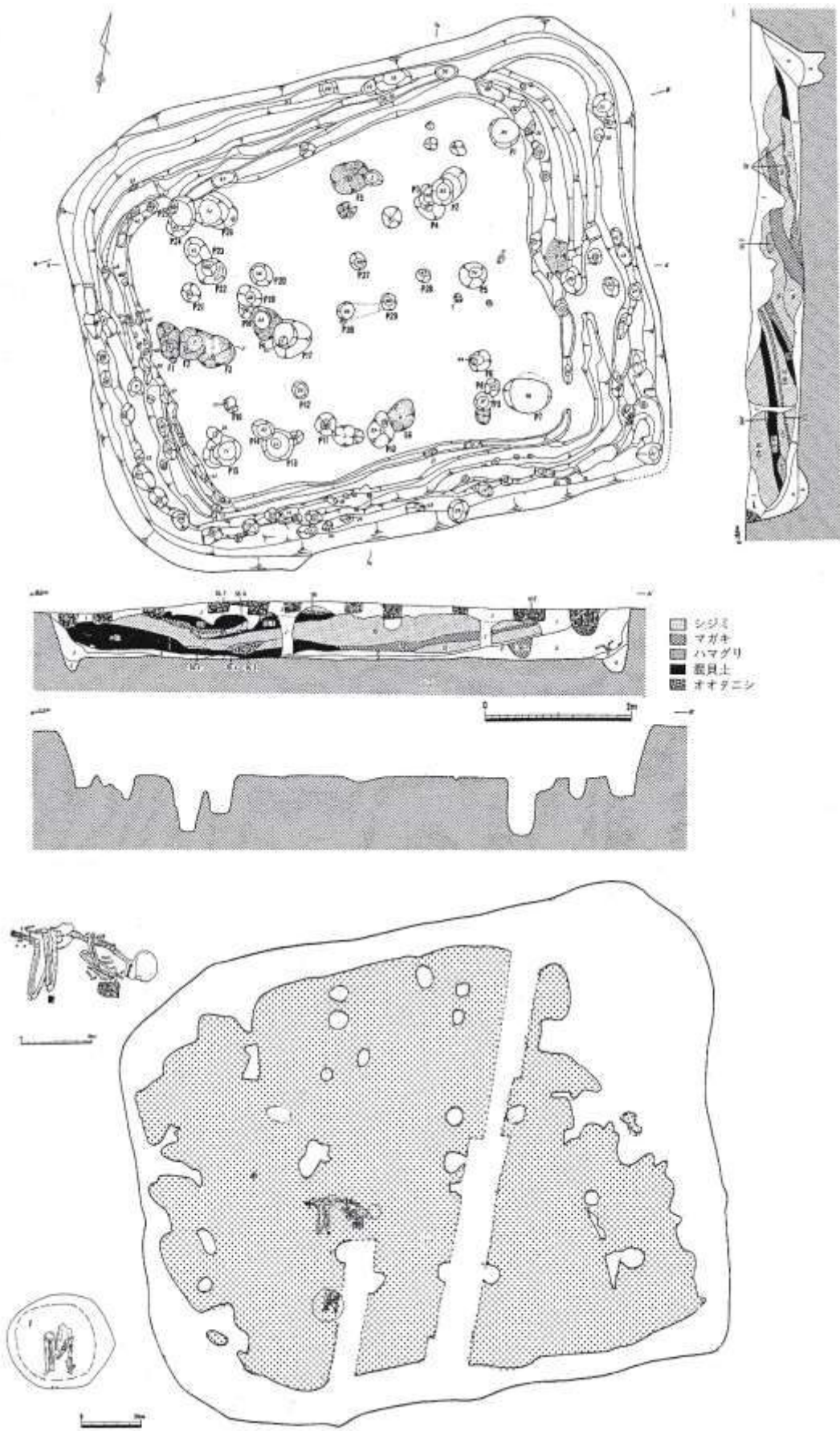
**遺物の出土状況** 住居跡南西部の貝層下から頭部を東の出入口方向にした屈葬状態の人骨が出土しました。人骨を葬るための掘り込みや人骨を覆うための貝層は認められませんでした。人骨は壮年女性で推定身長146.3 cmと考えられます。出土したときには左を向いていましたが、やや手足がずれており、元々は仰向け姿勢だった可能性があります。また、骨の鑑定所見から葬送からしばらくは遺体がむき出しの状態であったとの指摘もあります。

さらに人骨の南側に位置する柱穴の中から犬骨が出土しました。柱穴を利用して埋葬されたものと考えられます。

また、出土した多量の土器片には復元可能なものが10個体以上あり、中には甲信地方のものも含まれていました。近年実施したレプリカ法による圧痕調査によりシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体は、イノシシ、シカ、タヌキなどの哺乳類、タンチョウなど鳥類、トビエイなどの魚類、炭化種実はおニグルミ、炭化材はクリ、おニグルミが出土しています。



第47図 第15号・16号・17号住居跡



第 48 図 第 15 号住居跡平面図・断面図（上）、貝塚範囲・人骨・犬骨出土状態（下）



第 49 図 第 15 号住居跡 調査写真

(1 段目左：貝層露出状況、右：貝層断面露出状況／2 段目左：人骨出土状況、右：犬骨出土状況／3 段目左：土器出土状況 1、右：土器出土状況 2／4 段目左：住居跡完掘状況、右：15 号住居跡から出土した土器)

### 【17号住居跡の調査概要】

**平面形** 長方形

**規模** 長軸 8.2m、短軸 6.0m、深さ 80 cm

**構造** 西側が出入口となり、東側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低2回の改築が認められる拡張住居です。

### 【16号住居跡の調査概要】

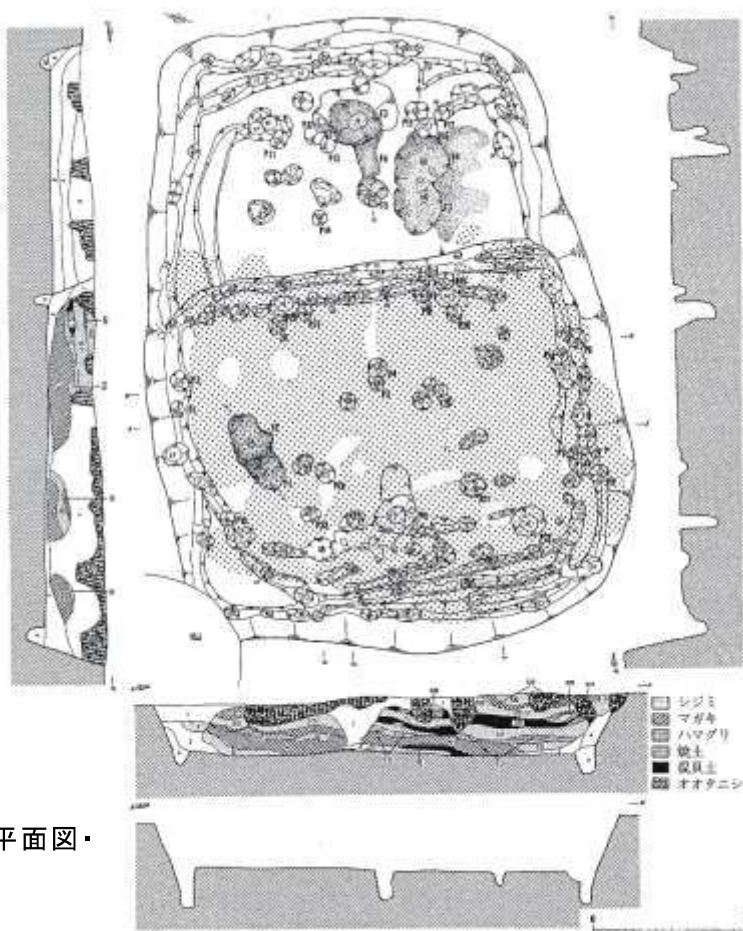
**平面形** 長方形

**規模** 長軸 5.9m、短軸 4.9m、深さ 80 cm

**構造** 17号住居跡の東側1/3を埋めて東側の壁を新築し、17号住居跡の北、西、南西側の壁を再利用して構築しています。南側が出入口となり、北側の奥壁近くに炉が設置されています。6本支柱で、複数の柱穴、壁溝、炉から最低1回の改築が認められます。

**貝層の堆積状況** 貝塚は住居跡内にレンズ状に堆積し、最大厚は80 cmを測ります。38段階の堆積過程が認められ、マガキ層→ヤマトシジミ層→ハマグリ層のサイクルが10回繰り返されており、それにより堆積所要時間は10年以上と想定されます。

**遺物の出土状況** 多量の土器片が出土し、復元可能な個体が10個体以上検出されました。また、15号住居跡と同様に甲信地方やシソ属などの圧痕を有する土器が確認されました。動物遺体はイノシシ、シカなどの哺乳類、コイ、クロダイ、コチなどの魚類、アシハラガニ、炭化種実はおニグルミ、クヌギ、炭化材はクリ、コナラ、おニグルミなどが出土しています。



第50図 第16・17号住居跡平面図・断面図

※網掛け部分＝貝塚の範囲



第 51 図 第 16・17 号住居跡 調査写真

(1 段目左：貝層露出状況、右：住居跡完掘状況／2 段目左右：住居跡から出土した土器／3 段目左右：15・16 号住居跡から出土した歯牙製・貝製装飾品)

【自然科学的分析】

**貝塚の貝** 史跡整備に伴って発掘調査を実施した 15 号住居跡と 16 号住居跡には保存状態の良い貝塚が伴っていました。貝塚を構成する貝は、汽水（淡水と海水が混じる水域）に生息するヤマトシジミが 90% 前後を占め、次いで泥底の干潟に生息するマガキ、砂底の干潟に生息するハマグリでした。

第 15 号・16 号住居跡の貝塚を構成した主な貝	
汽水の貝	ヤマトシジミ
淡水の貝	イシガイ、カワニナ、オオタニシなど
泥底の干潟の貝	マガキ、オオノガイ、ハイガイ、オキシジミ、イタボガキなど
砂底の干潟の貝	ハマグリ、シオフキ、アカニシ、サルボウ、アサリ、オキアサリ
海の貝	カガミガイ、ツメタガイ、バイガイ、ナミマガシワ、イボキサゴなど



**15号住居跡出土の人骨・犬骨** 15号住居跡に埋葬された人骨は、壮年期の女性で身長は推定146.3cmです。前歯が激しくすり減っており、皮なめしなどで酷使したためと考えられます。骨の中にわずかに残されているタンパク質を抽出し、炭素と窒素の重さを調べると、そのタンパク質の元となった食物を推定できます。その分析の結果、水産物（魚・貝など）より陸産物（獣・植物など）に由来するタンパク質の方が多く、特に獣に由来するタンパク質が多いと推定されました。



第52図 第15号住居跡出土の人骨頭部

また、犬骨を同様に調べた結果、人間以上に水産物を食べており、かつ動物質も摂取していたことが判明しました。

**炭化種実と炭化材など** 炭化種実として、オニグルミ、クリ、クヌギなどがあります。オニグルミの殻は固く腐りにくいため、比較的多く検出される傾向があります。1点のみ検出されたクリの実は、大きさが23mmと野生のクリとしては大きいものでした。炭化材はクリが主体で、縄文時代の遺跡では一般的な傾向です。

炉跡や貝塚の中から見つかった灰に含まれるイネ科の植物のプラントオパール（植物の細胞組織に充填する非結晶珪酸体）を調べたところ、森林の下生えのクマザサ属型、明るいところを好むネザサ節型など、竹・笹類のプラントオパールが多く見つかりました。また、屋根材に使われたと推定されるススキやチガヤなどのウシクサ属プラントオパールも見つかり、遺跡周辺に、ススキ原やネザサを主体とするササ原が存在していたと考えられます。

住居跡	現場採取分(件数)					柱状試料浮遊分(点数)											
	オニグルミ	堅果	クヌギ近似	不明果実	クリ	合計	オニグルミ	コナラ亜属	ブナ科	キハダ	シソ科	モモ	イネ	オオムギ?	コムギ近似	アワ近似	不明
15住	45	1				46	115				1	4	1	1			
16住	28	18	8	1	1	56	25	1	3	3		4	2	1	1	1	14
備考	クルミは残りやすい					穀類は上部集中（後世の混入）											

住居跡	クリ	オニグルミ	コナラ節	タケ亜科	エノキ属	ケヤキ	クヌギ節	マツ属	その他	合計
15住	66	20		1		1			1	89
16住	73	10	5	4	2	1	1	1	3	100
備考	クリは腐りにくく鑑定しやすい									

第4表 第15・16号住居跡から出土した炭化種実（上表）と炭化材（下表）

## 獣骨類

15号住居跡	魚類	トビエイ（2）、不明（9）
	鳥類	タンチョウ（1）、不明（6）
	哺乳類	タヌキ（1）、イノシシ（10）、シカ（13）、不明（45）
16号住居跡	甲殻類	アシハラガニ（11）
	魚類	アオザメ（1）、コイ（3）、クロダイ（4）、タイ（2）、カツオ（1）、コチ（1）、不明（28）
	鳥類	不明（4）
	哺乳類	ノウサギ（1）、タヌキ（1）、イノシシ（2）、シカ（1）、不明（7）

**周辺環境** 富士見江川の流れる低地部の山崎公園付近をボーリング調査したところ、水子貝塚と同じ頃の地層から海水や汽水に生息する珪藻（植物プランクトン）が検出されました。その結果、この付近まで海が広がっていたことが明らかとなりました。

また、花粉分析も行ったところ、コナラの仲間が最も多く、クリ属も目立って検出されたことから、台地上に落葉広葉樹が広がっていたことがわかります。

**土器に残された圧痕** 土器表面の小さな穴をシリコンで型を取って電子顕微鏡で観察し、現生標本と比較して圧痕の正体を同定する「圧痕レプリカ法」により、水子貝塚から出土した土器からシソ属、ニワトコ属のニワトコ、アズキ亜属のヤブツルアズキ、ダイズ属のツルマメの圧痕が多数確認されました。



第 53 図 圧痕が確認された土器

## 第2節 公開活用のための諸条件の把握

### (1) 史跡の本質的価値について

令和4年(2022)に策定された史跡水子貝塚保存活用計画において、史跡水子貝塚の本質的価値とその構成要素について整理を行いました。

指定理由によれば、水子貝塚は、「縄文時代前期の多くの小貝塚からなる大規模な貝塚群のひとつであるとともに、小貝塚の分布から貝塚形成当時の集落の規模形態を推測しうる遺跡として学術上価値が高く、また遺跡の遺存状況も良好である」とされています。縄文時代前期の76カ所からなる環状に分布する小貝塚群は全国でも最大級であり、小貝塚の位置と竪穴住居跡の位置が重なる大規模な環状集落であることが指定理由であり、「縄文時代前期に営まれ、良好に保存された全国でも最大級の小貝塚群を伴う環状集落」ということが、史跡の本質的価値の根幹といえます。

縄文時代前期に営まれた全国でも最大級の小貝塚群を伴う環状集落

#### 【本質的価値の構成要素】

##### ① 76カ所からなる環状の小貝塚群

水子貝塚は76カ所の小貝塚が環状に分布していることが特徴で、関東地方の水子貝塚と同じ前期中頃の貝塚で全容が判明している遺跡と比較しても多く、全国的にみても突出した規模です。

##### ② 竪穴住居跡に遺棄され、形成された小貝塚

これまで発掘調査した小貝塚は竪穴住居跡内に形成されており、廃絶され窪地化した竪穴住居跡内に貝殻を遺棄しています。小貝塚から竪穴住居跡の分布状況が判明し、集落の規模形態を伺うことができます。

##### ③ 環状に配された大規模集落

水子貝塚の環状に分布する小貝塚群から、環状集落であることが伺える遺跡であり、貝塚を伴わない住居跡の存在も考慮すると100軒以上からなる大規模な集落であることが推定されます。

##### ④ 山と海をつなぐ交流拠点

水子貝塚からは、甲信地方の土器も出土していることから内陸部との接点もあることが明らかとなっています。いわば、水子貝塚が、海産資源を背景に物と人との交流の拠点であり、海と山の文化をつなぐ要衝地域であったことを物語っています。

⑤ 良好な状態で地下に保存されている遺構と遺物

発掘調査済の小貝塚は5カ所のみであり、大部分は未調査です。小貝塚及び集落の全域が良好な状態で保存されています。

⑥ 考古学研究における学術的価値

水子貝塚は昭和10年代から存在が注目され、貝塚の分布から集落形態がわかり、且つ環状集落の成立期の典型的な事例として、考古学研究の進展に重要な役割を果たしてきました。また、整備時の発掘調査で15号住居跡から出土した人骨と犬骨は、縄文時代前期の埋葬形態を伺える希少な事例として学術的価値があります。

(2) 本質的価値を伝えるための構想と整備

■ 計画の推移

整備時の計画等としては、保存管理計画、保存整備基本計画、基本・実施設計がありますが、構想の大枠は、保存管理計画以来大きな変更はありません。

水子貝塚が台地平坦部の地形的変化の少ない土地で、地点貝塚の分布が環状にめぐるという最大の特徴を基礎として環境整備を進めてきました。

ア) 保存管理計画の構想

水子貝塚保存管理計画

策定：昭和53年（1978）

基本理念

- 遺跡を永久に保護・保存する。
- 史跡公園として市民の学習・憩いの場とする。
- 水子貝塚の特徴を明確に打ち出す。
- 市全体の公園計画等を踏まえ土地利用及び周辺の開発と遺跡の保存を考慮する。
- 遺跡の範囲及び保存状態を正確に把握する。

史跡の活用

- 市民が史跡としての重要性を理解し易いこと。
- 容易に利用でき、親しみ易い施設であること。
- 国指定の貝塚公園であるとともに、他に誇れる施設であること。
- 公園地が周辺地域の環境に調和をもつこと。

## 整備の具体的方法

### ◆貝塚の保護

当面は手を加えず、埋蔵保存することを基本とする。

### ◆地点貝塚の分布表示方法

貝塚の分布する範囲に相当する地上部分に低く盛土し、盛土上には径数cmの白色の小石柱を埋め込む。

### ◆周辺との隔離

周辺地域から隔離した空間をつくるため、一つの方法として、指定地の内周に沿って盛土を施す。

### ◆植樹方法

原始の空間を保つため自然環境の復元を行う。指定地内の内部に沿って巡らせた盛土上に貝塚形成当時の植物を植える。

### ◆野外施設

住居の復元を行う。遺構そのものを復元するものと、遺構とは関係なく数棟の住居を復元して、縄文の集落を復元するなど、二つの復元手法を採用する。

### ◆博物館の設置

以下の機能を持つ博物館を設置する。

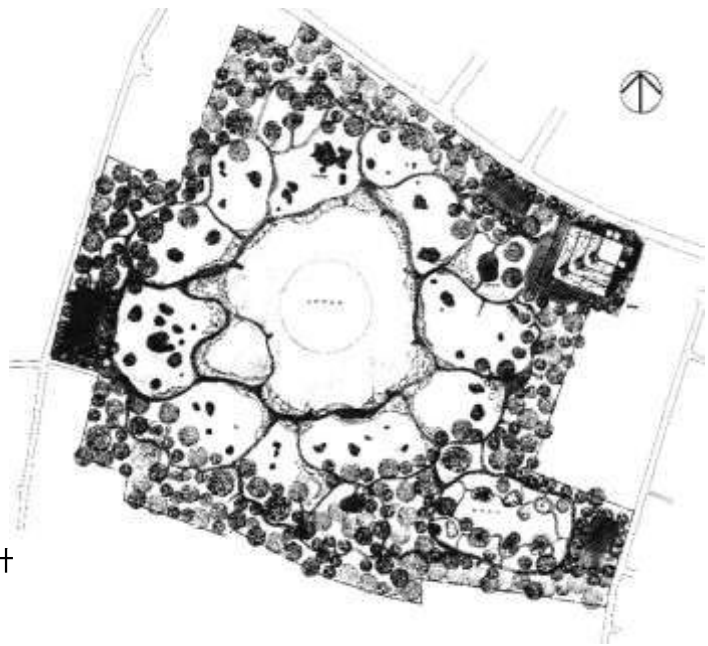
①水子貝塚を理解することができる。

②史跡の保存及び史跡公園の管理及び運営。以上の二点を踏まえ、市民が気軽に利用できるものとする。

- ・環状に存在する地点貝塚が一見してわかる屋上ラウンジを設置する。
- ・水子貝塚の独自性を強調した内容をもつものとする。
- ・体験学習を含めた古代人の生活を考えることのできる施設空間を設置する。
- ・専門職員の配置とともに、管理分野の人員を確保する。
- ・パノラマ、ジオラマなどの方法により理解が容易な方法を取り入れる。

### ◆古代広場

環状貝塚に囲まれた中央広場は、現地表面を露出し、植樹・芝張り及び構築物の設置などは行わない。



第 54 図 保存管理計画時の整備計画図

## イ) 保存整備基本計画の構想

水子貝塚は発掘調査がほとんど実施されておらず、情報が限られており、十分な内容表現を伴う整備計画の立案が困難であることから、計画的な発掘調査を実施しながら、保存整備を進める計画が示されました。

### 水子貝塚保存整備基本計画

策定：昭和 59 年（1984）

#### 基本理念

##### 【史跡の内容表現を主とする整備】

- 史跡の持つ情報や内容を理解しやすく活用しやすく表現することを主目的とする。
- 歴史学習や自然学習の場として再生することで、社会教育の効果を上げる。
- 体系的な活用の方法として、史跡と自然とを融合した野外博物館的整備を行う。
- 隣接して博物館を設置し野外博物館と一体となって活用の幅を広げる。

##### 【野外博物館的整備】

● 遺跡の内容を表現するため、遺構などを現地に固定し、その周辺に自然地形や現存植生を保全し、目標植生を復元して歴史をはじめ各分野における調査・研究・学習・教育・レクリエーションの場とする野外博物館として整備する。

#### 整備の具体的方針

##### 【遺跡周辺地区】

- ◆ 外部世界の浸透を遮断し独自の空間を形成するため、史跡境界に沿って遮蔽植栽を行う。
- ◆ 史跡の主入口付近に屋外展示広場を設置し、水子貝塚や他の関連遺跡との関係などを模型・説明板などで解説する。
- ◆ 屋外展示広場を起点に史跡内を一周する回遊路を設置し、所々にベンチや展示コーナーを設置する。

##### 【遺跡中央地区】

- ◆ 発掘調査実施段階では、以下の活用を模索する。
  - ・ 発掘調査そのものを展示の一形態として市民に公開する。
  - ・ 市民参加の発掘調査を実施し、「生きた野外博物館」としての活用を模索する。
- ◆ 発掘調査成果に基づき、竪穴住居の復元、貝塚断面の露出展示を行う。

##### 【博物館】

◆ 発掘調査や整備事業の運営及び情報の収集並びに分析、出土遺物の保存・展示の施設として博物館を建設する。

(博物館計画)

- ・ 史跡隣接地を想定。
- ・ 全国の実例や機能を考慮し、延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の規模が望ましいが、土地面積や法的な規制により、地下一階、地上二階の 1,500 m<sup>2</sup>前後が限界と想定される。
- ・ I 期計画として 1,500 m<sup>2</sup>前後の博物館を建設し、II 期計画で増築を目指す。

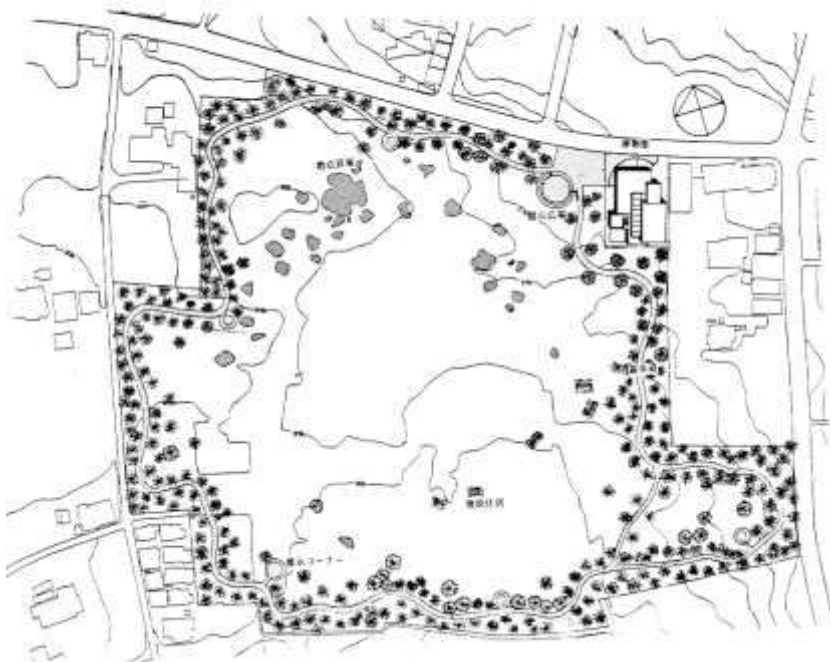
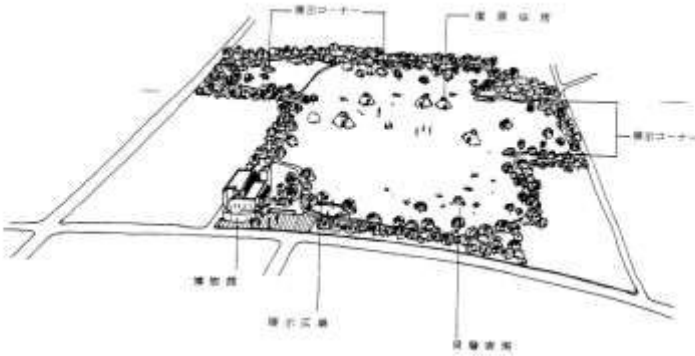
整備目標

【整備の主な対象】

対象の範囲	・遺跡の部分
保全の対象	・遺跡の地形 ・地下遺構の保存 ・遺跡の景観
修復と固定	・地下遺構の露出展示
想像復元	・目標植生 ・地下遺構 ・復元住居

【整備に伴う主な施設と設備】

教育的施設	・標識 ・体験施設 ・説明板施設 ・研究施設 ・補助展示館（貝塚・住居跡）
レクリエーション施設	・散策路
サービス施設	・芝貼広場 ・便所、水飲場 ・駐車場 ・外灯、ベランダ



第 55 図 保存整備基本計画時の計画図及び鳥瞰図

## ウ) 基本設計及び実施設計

### 基本・実施設計

策定：平成3年（1991）

#### 公開・展示方針

- ①環状に地点貝塚が分布する集落の形態とスケールを示す。
  - ・環状に貝塚が分布する様子を表すため、貝塚すべての表示を行う。
  - ・集落形態を表すため、竪穴住居の復元を行う。
  - ・掘り込みのみを復元した竪穴住居跡を2基設置し、建築復元などの体験学習に活用する。
  - ・平成3年度調査した住居跡2棟を中心とした地域に、4～5棟の復元を計画し、今後、学術的検討を進める。
- ②縄文海進と水子貝塚の関係を示す。
  - ・縄文海進時の周辺の地形や海岸線を示すため、大型地形模型をガイダンス施設内に設置する。
  - ・当時の環境や生活、武蔵野・大宮台地の遺跡の変遷と水子貝塚の位置づけなどを映像ソフト、イラストパネル等により展示する。
- ③貝塚の形成や出土状態を示す。
  - ・貝層の出土状態や廃棄後の竪穴住居跡内に形成されたことを示すため、床面まで掘り上げた住居跡と、貝層の面でとどめた住居跡を型取りした遺構のレプリカをガイダンス施設内に展示する。
  - ・映像やパネル、遺物展示等により、形成の過程や貝の種類、暮らしの様子等に関連させながら展示する。
- ④水子貝塚に住んだ人々の生活の様子を示す。
  - ・水子貝塚に住んだ人々の生活の様子を示すため、壮年女性の人骨と犬骨が出土した15号住居跡内部にレプリカや人形を配置し生活の様子を再現する。
  - ・ガイダンス施設内で、縄文時代の生活の様子を映像を中心に説明する。

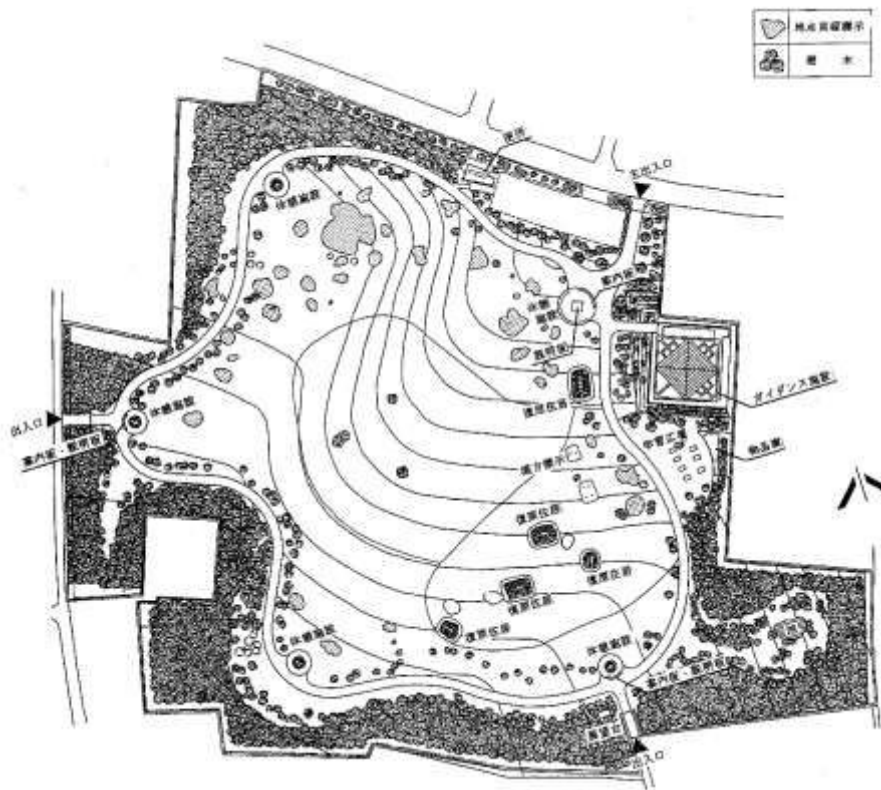
#### 総合配置方針

- ①遺構が分布する範囲は遺跡のスケール、形態を自然な状態で示すこととし、遺構以外の施設は設置しない方針とする。遺構分布範囲を囲むように園路を設け、利便施設等は園路の外側に設置する。
- ②ガイダンス施設は、将来ガイダンス施設と一体的利活用が検討されている（仮称）考古資料館予定地に隣接した指定地北東隅に設置し、施設内に便所を併設する。
- ③土器作り、縄文料理の試食会などの体験学習が行えるゾーンをガイダンス施設周辺に設ける。
- ④園路周辺、指定地周囲を中心に、高・中木を植栽し、緑陰及び緩衝地とする。
- ⑤遺跡全容が見渡せる展望台を南側植栽帯内に設ける。
- ⑥主出入口は、アプローチ道路に面した指定地北側に設ける。
- ⑦団体見学者の来訪に対応できるよう、史跡内にも便所を1カ所設け、給排水の引き込みを考慮し、指定地北側道路に面した場所とする。



## 保存計画

- ①遺構保存上問題なく計画が遂行できるよう保存盛土を施す。
- ②保存盛土厚は、竪穴復元住居の掘り込み、植栽による樹根の深さ、その他施設建設に伴う施工法等を考慮して遺構面より約 100 cm とする。
- ③調査の結果、中央広場区域では約 75 cm、貝塚分布区域では約 40 cm の表土層が認められ、現況面より平均 50～60 cm の盛土を行う。



第 56 図 史跡整備配置図



第 57 図 整備基本設計時の鳥瞰図

(3) 本質的価値をどのように伝えてきたか

①計画、整備から30年の経緯

	計画時から整備までの経過	30年の変更点・経過
保存盛土	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地表面から50～60cmの盛土をした。</li> <li>・南側から北側に向かって緩やかな傾斜する微地形を再現した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内で処理できない雨水により盛土が削り取られて流出している。</li> <li>・樹木が育ち、樹根が遺跡に影響を与えている可能性がある。</li> </ul>
縄文の森	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽により公園外の風景から隔離する。</li> <li>・貝塚形成当時の植物を復元する。</li> </ul> <p>(変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密集した植栽による遮蔽</li> <li>・マテバシイなど縄文時代前期にはないが、活用を考慮し植栽した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託による定期的な伐採や剪定による管理を行ってきた。</li> <li>・自然淘汰により植生が変化し、当初の縄文の森の植生と異なってきた。</li> <li>・密集植栽しても自然淘汰で樹木は減ると考えていたが、植生の変化だけで、樹木は高木化していった。</li> </ul>
貝塚表示	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環状に分布するすべての地点貝塚の表示を行う。</li> </ul> <p>(変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚表示は44カ所で、42カ所はモルタル躯体にハマを取り付けて表示した。</li> <li>・2カ所は、貝殻散布で表示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚表示のハマが剥がれやすく、随時、職員で貼り付けて補修を行ってきた。</li> <li>・樹木の樹液による汚れが目立つ。</li> <li>・貝殻散布表示は、埋没し窪みのみとなった。</li> <li>・説明表示の不足のためか、貝塚表示が何を示しているか理解していない人が多い。</li> </ul>
復元住居	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居を5棟復元した。</li> <li>・生活の様子を人形やレプリカで再現した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初、職員で定期的な燻蒸を行ってきたが、間もなく委託による燻蒸を導入し管理してきた。</li> <li>・屋根は10年単位で修繕を実施し、当初の逆さ葺きから、穂先を上にした葺き方へ変更した。</li> <li>・平成25～29年度にかけて1棟ずつ建て替えを実施し、各復元住居に説明板を追加した。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">竪穴住居</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験学習への活用を目的に屋根を葺かない竪穴住居を2棟設置する。</li> </ul> <p>(変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居の構造が学びやすいように小屋組み住居として展示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防腐材をしみ込ませた柱材を金具で固定して安全を確保して管理していたが、遊具の代わりに登って遊ぶ子どもが増え、安全性の確保のため撤去した。</li> <li>・ 経年により地面の掘り込みも埋没し、柱の根本のみが残り、展示の意図が不明となっている。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">展示館</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地北東隅に設置する。</li> <li>・ 大型地形模型により、周辺の地形や海岸線を表示する。</li> <li>・ 環境や生活、遺跡の変遷と水子貝塚の位置づけなどを映像ソフトやイラストパネル等により展示する。</li> <li>・ 貝層の出土状態や床面を掘り上げた住居跡を型取りしたレプリカを展示する。</li> <li>・ 映像やパネル、遺物展示等で貝塚形成の過程や貝の種類、暮らしを関連させながら展示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成4年以降、発掘調査が行われておらず、展示資料が固定化している。</li> <li>・ 解説映像やパネルが当初のままで、その後の研究の進展により判明した内容と齟齬が生じている。</li> <li>・ 施設は経年による劣化が生じ、随時、修繕を行ってきた。設備についても交換修繕等を行ってきた。特に映像機器と照明については、当初、連動していた照明の演出ができなくなっている。</li> <li>・ 展示館内は照明の他に自然光も採光しているが、照度が低く、暗い印象である。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">園路</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外展示広場を起点に史跡内に回遊路を設置し、ベンチや展示コーナーを設置する。</li> </ul> <p>(変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観と違和感のない自然舗装を採用した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園路は職員や公園維持管理の委託により清掃管理を行っている。</li> <li>・ 自然舗装は風雨等により磨耗や苔の付着で滑りやすくなったため、平成22年度に着色透水性コンクリートに全面改修を行った。</li> <li>・ 根上りや雨水の下刻により損傷が生じている。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">展望台</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺跡全容が見渡せる展望台を南側植栽帯に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防腐処理をした杉材で構築していたが、経年による劣化で、随時、補強や修繕を行ってきた。</li> <li>・ 植栽帯に設置したため、樹木で視界をさえぎらないように剪定してきたが、現在一望できない。</li> <li>・ 劣化と蟻による腐食で、構造体自体に歪みが生じ、倒壊の可能性があるため撤去した。</li> </ul>

<p>学習広場</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験学習が行えるゾーンを展示館周辺に設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根がなく汚れやすいため、使用前に職員により清掃し管理してきた。</li> <li>・当初、木製テーブル7台と両サイドに丸太の椅子6基が設置され、体験学習等に活用していたが、雨ざらしのため、腐食し、平成24年度に擬木コンクリート製に改修した。</li> <li>・30年間、団体見学や体験学習の際に利用してきたが、天候の急な変化等に対応できず、収容できる数も少ないため利用に制限がある。</li> </ul>
<p>サイン</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の主入口付近に屋外説明広場を設置し、説明板などで解説する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正門・南門・西門のそれぞれに説明板を設置し、園内の導入説明として利用してきた。</li> <li>・それぞれの説明内容が異なるため、園内を周遊してもらった動線意図があったが、学習目的で周遊する利用者は少ない現状がある。</li> <li>・風雨により汚れやすいため、随時、清掃管理してきた。</li> <li>・コーキングの劣化で水が浸透し、陶板の浮き上がりが生じたため、随時、修繕対応してきたが、陶板に亀裂が生じている。</li> <li>・説明内容が30年経ち、齟齬が生じている。</li> </ul>
<p>排水施設</p>	<p>(当初計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水について、園内処理できるよう地下浸透方式とし、等高線にあわせて浸透トレンチを設置する。</li> <li>・園路に沿って皿型浸透トレンチを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もともとの地形が南から北へ傾斜しているため、豪雨時には正門へ向かって雨水が流れる。</li> <li>・近年は特に、集中豪雨の頻度が高く、その都度、雨水により地面が削られ、園路の一部が水没する状況にある。</li> </ul>

## ②当初計画の進捗把握

水子貝塚公園の整備から約30年が経過し、史跡水子貝塚の本質的価値をどう伝えることができたか、果たしてきた役割について、当初の基本理念に沿ってまとめてみます。

- 基本理念**
- 遺跡を永久に保護・保存する。
  - 水子貝塚の特徴を明確に打ち出す。
  - 史跡公園として市民の学習・憩いの場とする。

保存 ⇒ 遺跡を永久に保護・保存する	
【成功したポイント】	【うまく機能しなかったポイント】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構面より 100 cm の保護層ができるように盛土を施したため、遺構は適切に保存できました。</li> <li>・ 盛土による微地形まで復元したことで、当時の空間を保存することができました。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆ 基本的に史跡指定地内は、遺構・微地形を盛土により保全することができています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が想定以上に高木化したため、樹根の遺構への影響が把握できていません。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆ 樹木の成長に伴って、樹根による樹木周辺の貝塚表示で示された遺構、貝塚表示で示されていない遺構への影響が懸念されます。</p>

樹根による遺構への影響把握のための調査と影響していた場合の保全方法の検討が必要です。

公開・展示 ⇒ 水子貝塚の特徴を明確に打ち出す	
【成功したポイント】	【うまく機能しなかったポイント】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復元竪穴住居、ガイダンスでのレプリカ展示、映像解説を関連づけることで、水子貝塚に住んだ人々の生活の様子をはじめ、本質的価値を伝えることができています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開園以降、新たな資料の収集ができていないため、研究の成果を反映できず、十分な情報提供ができていません。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当時確認できた地点貝塚を全て表示することで、水子貝塚の特徴である貝塚の環状分布が理解しやすくなっています。</li> <li>・史跡公園で様々なイベント、体験事業を実施することで、歴史に興味を持ってもらうきっかけとなっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆視覚にうったえる解説と体感できる展示により、本質的価値を伝える効果を果たしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の建築体験への活用のため、掘り込みのみの堅穴住居跡を設置しましたが、部材等も重く、体験に活かしきれいていません。</li> <li>・縄文時代の集落の空間維持とガイダンスでの総括的な解説を考慮して、サイン等での補助的な情報が少なくなっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆本質的価値をより理解するための情報が提供できていません。</p>
---	---

↓

史跡水子貝塚の価値を伝えるために、復元施設・展示施設の維持は重要であり、同時に新たな情報とそれらを十分に伝える手段が必要です。

総合配置 ⇒ 史跡公園として市民の学習・憩いの場とする	
【成功したポイント】	【うまく機能しなかったポイント】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡境界に沿って遮蔽植栽することで、史跡公園内部は縄文時代の集落を体感できる空間となっています。</li> <li>・当初、展望台の設置で、環状集落の様子が視覚的に理解しやすいものとなっています。</li> <li>・学習広場を設置することで、団体利用者の体験の場として理解を深める一助となっています。</li> <li>・十分な広さの空間と遮蔽空間により市民がくつろげる場、コミュニティの場とし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽するために、樹木を密に、また境界際に植栽しすぎた結果、樹木の高木化など環境の維持管理上に問題が起きています。</li> <li>・樹木の中に展望台を置いたことで、樹木の成長とともに集落の景観が見渡せなくなっています。</li> <li>・天候等を考慮した体験学習の場がないため、利用者の学習機会を狭めています。</li> <li>・縄文時代の植生を考慮した植栽を行いました。管理の困難さと当初の密な植栽</li> </ul>

<p>て利用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文の森の整備の結果、都市部では、こうした広範囲に及ぶ緑豊かな雑木林は少なく、史跡公園としてだけでなく、都市公園としても自然と親しむ憩いの場として貴重な存在となっています。</li> <li>・散歩やウォーキングなど日常的な生活の場として地域に根付いた史跡公園となっています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆縄文時代の空間を復元することで、体感できる学習の場を形成しています。</li> <li>◆市街地の史跡公園として、憩いの空間としての役割を果たしています。</li> </ul>	<p>により植生が変化しました。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆植生の管理と当初の植栽計画により、学習の場としての役割を果たしきれいていません。</li> </ul>
---	---



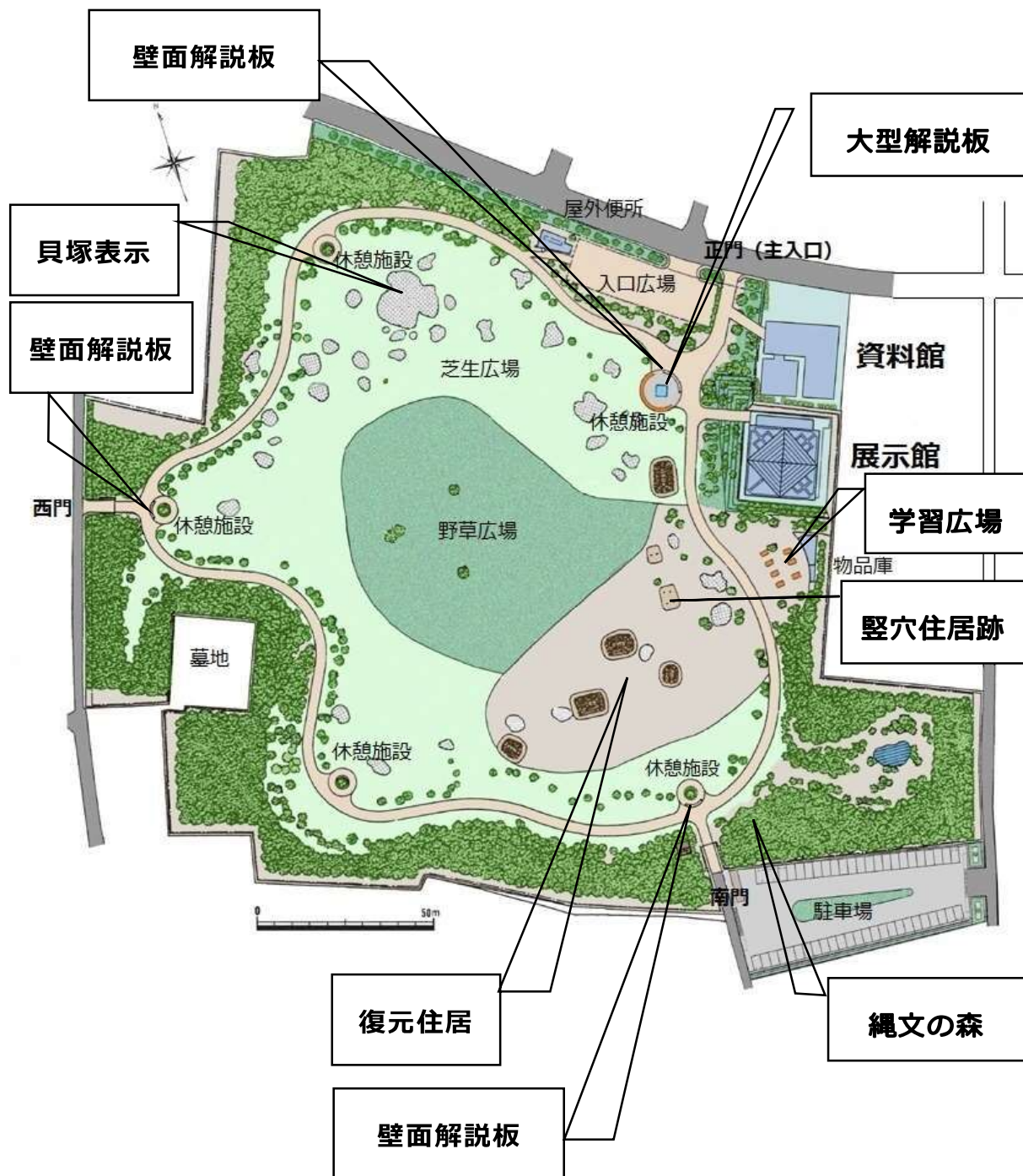
縄文の森の植栽について、より活用できる整備が必要です。

#### (4) 史跡水子貝塚の管理・活用等の現状と課題整理

昭和44年(1969)に史跡に指定され、史跡指定面積：39,346.85㎡に対して昭和45年度から平成4年度にかけて行われた史跡の公有化率は98.42%に達します。平成3年(1991)から平成5年(1993)にかけて実施された環境整備工事により、平成6年(1994)6月に「縄文ふれあい広場 水子貝塚公園」として供用を開始し、史跡を保存すると同時に、学習の場としての史跡公園、憩いの場としての都市公園の2つの面から、地域に根差した施設として親しまれています。

現在、水子貝塚公園の管理・運営は、富士見市の直営により、水子貝塚資料館で行っています。

整備から30年経過して見えてきた課題を整理し、新たな視点で見直すことは、史跡水子貝塚の本質的価値を適切に伝えるために必要です。



第 58 図 水子貝塚公園案内図



## ■ 史跡の保存・管理の現状と課題

### ① 保存盛土

試掘調査の結果に基づき、史跡内の地形の復元を意識しながら、保護層を遺構面より約 100 cm とし、地表面から平均 50～60 cm の盛土を施しました。

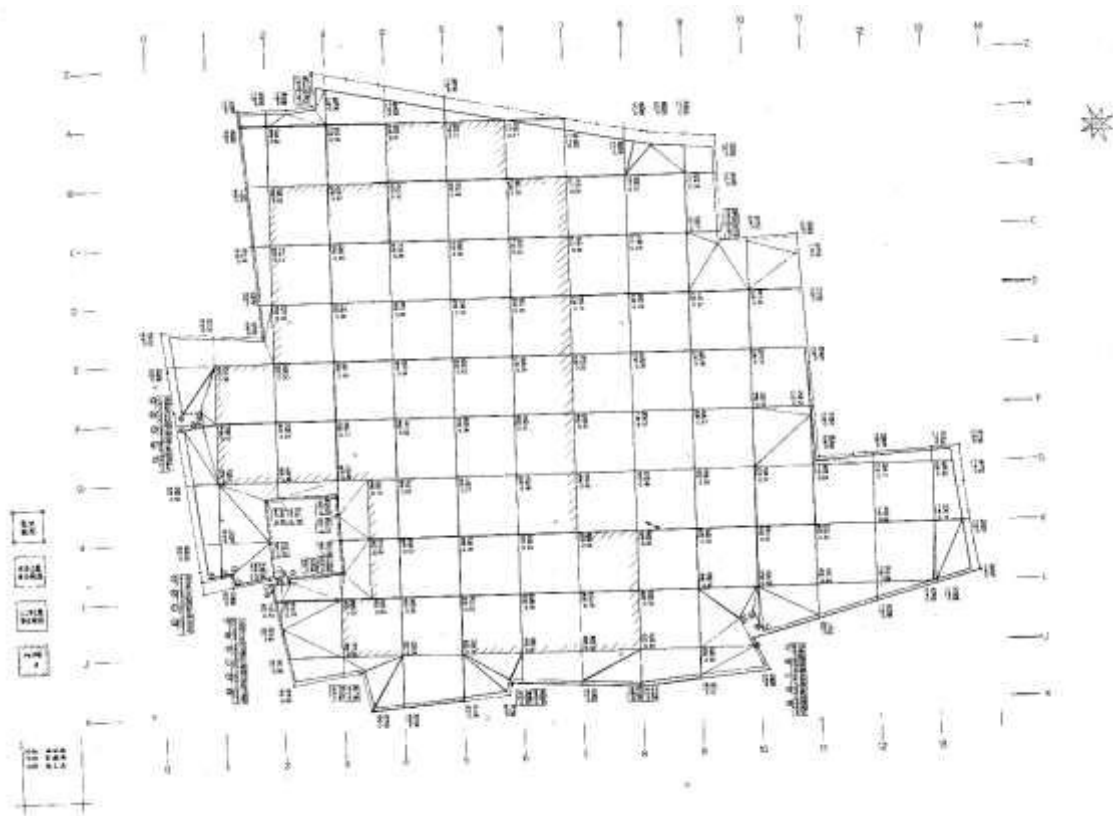
・ 整備年度：平成 3 年（1991）

（現状）・ 遺構を守るために保護層の盛土を施しました。

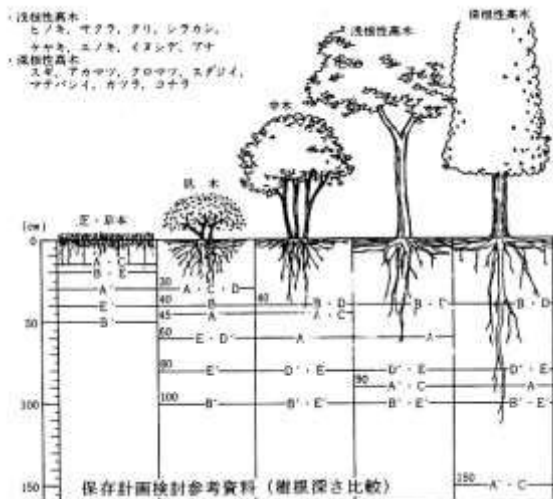
- ・ 現在の公園内の標高は南西から北東に向かって傾斜しており、その比高差は約 50 cm を測ります。
- ・ 比高差により豪雨時は公園内で処理できない雨水が大量に北東に向かって流出し、雨水の流れに沿って表層の下刻が進行しています。
- ・ 公園東側の学習広場付近から説明広場や資料館前までが顕著で、1～5 cm の下刻が認められ、土砂が公園北側の市道へ流出しています。
- ・ 縄文の森の復元を目的に植栽した樹木の想定以上の成長により、樹根が遺構へ影響を及ぼしている可能性が懸念されます。

（課題）・ 雨水による盛土の流出を防ぐ手法、特に下刻が著しい園路沿いに側溝を設置するなどの検討が必要です。

- ・ 樹根の遺構への影響を確認するとともに、影響していた場合の対策の検討が必要です。



第 59 図 保存盛土施工図



第 60 図 保存計画時の検討参考資料 (左) と貝塚表示周辺の樹木 (右)

## ■施設の現状と課題

### ①縄文の森

公園内に集落の景観を再現するために、縄文時代をイメージさせる樹木を植栽しています。植栽樹種については、発掘調査の出土資料や江川低地のボーリング調査等の資料を参考に、コナラ・クヌギを主とする落葉広葉樹で、クリが比較的多く、ケヤキ・クマシデ属、ムクノキ・エノキが混じります。また、カヤ類・シラカシ等の常緑広葉樹が僅かに混じるものとなりました。この想定に基づき園内には当初、56種、11,029本の樹木が植栽されました。

・整備年度：平成5年（1993）

(現状)・約30年を経て、植生に大きな変化が現れました。特に1,771本植栽された高木の樹種については、アラカシ・シラカシ・マテバシイ等の常緑広葉樹の樹勢が増し、クヌギ・コナラ・クリ等の落葉広葉樹は立ち枯れが多く、減少しています。

- ・クリ・トチノキ・オニグルミ等の縄文人が主食とした木の実を収穫できる樹種が立ち枯れし、当初あったクリ63本、トチノキ9本、オニグルミ10本は、いずれも10本以下の数本のみとなりました。
- ・植栽時に高さ3.5m、幹回り15～20cmであった樹木が、高さ20m、幹回り1.5mを超える高木に成長しています。
- ・カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が発生し、コナラを中心に約100本の被害を受けています。
- ・園内に植栽した樹木の枝が一部枯れて落下することがあります。

(課題)・縄文の森の樹種の整備や樹木の管理や活用を考慮した配置等の検討が必要です。

- ・環境整備を目的とした落葉広葉樹を中心とした縄文の森が、常緑広葉樹を中心とした森へと変化していく恐れがあります。
- ・利用者の安全確保を考慮する必要があります。

## ○近隣への影響

(現状)・樹木が高木化し、周辺の畑地や住宅への日照を遮っています。

- ・落葉広葉樹の落葉や木の実が近隣の敷地へ落ちたり、冬場には樹木の枝が着雪した重みで、折れて落下するなど様々な影響を及ぼしています。

(課題)・境界沿いから離すなど近隣へ配慮した樹木の配置や管理が必要です。



第61図 整備当初(左)と現在(右)の公園



第62図 樹木の密集(左)と立ち枯れ(右)



第63図 樹木の倒木(左)と枯葉飛散(右)



第64図 日照(左)と枝折れ(右)

## ②貝塚表示

園内には、地点貝塚の分布状況、大まかなスケールを表すものとして44カ所の貝塚表示があります。表示方法は2種類あり、一つの表示は地点貝塚の範囲をモルタル躯体で示し、その表面に磁器の焼成のための器台である「ハマ」を貼り付け、貝塚の位置を表現しています。もう一つの表示方法として、実際に発掘調査で出土した貝殻を散布し、地点貝塚を表現した場所が2カ所あります。

・整備年度：平成4年（1992）

（現状）・経年の劣化により、ハマがモルタル躯体から剥がれています。随時、予備のハマで修繕しています。

- ・貝殻が埋没あるいは減少し、随時、追加していましたが、草地に埋没して貝殻もなくなり、凹地だけがわずかに残っています。
- ・来園者からは貝塚の位置を示していることが分かりづらい状況にあります。

（課題）・地点貝塚の表現手法について、より貝塚をイメージしやすく、管理しやすい表示方法の検討が必要です。



第 65 図 貝塚表示の整備当初（左）と現状（右）



第 66 図 貝塚散布表示の整備当初（左）と現状（右）

## ③復元住居

環境整備時における集落景観の復元という方針の核となる施設で、園内に5棟が復元されました。15号復元住居には、縄文人の家族の生活の様子を展示しています。

- ・整備年度：平成5年（1993）
- ・修繕年度：平成15年～19年（2003～2007）―屋根の差し茅修繕
- ・改修年度：平成25年～29年（2013～2017）―全面改修

改修年度	改修住居	復元住居（改修前）の劣化状況	改修による住居構造の主な変更点
平成25年度	15号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堅穴の壁面の崩落</li> <li>・ 屋根の茅の腐食</li> <li>・ 垂木が屋根の重さで歪む</li> <li>・ 柱材の腐食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堅穴壁面を押さえる材を細い枝材から丸太材へ</li> <li>・ 屋根の茅の穂先を下に向けた葺き方から上に向けた葺き方へ</li> <li>・ 柱等の木材が地面に埋まる部分の補強</li> </ul>
平成26年度	2号		
平成27年度	6号		
平成28年度	1号		
平成29年度	17号		

- （現状）・最初に改修した15号住居は、整備後約10年を経過し、茅葺屋根の表層は劣化したものの、良好な状態を保っています。
- ・ 劣化の傾向として、樹木により日陰になっている住居の茅葺屋根の劣化が早くなっています。
- （課題）・長寿命化のための管理の在り方、周囲の展示環境を検討する必要があります。



第 67 図 復元住居



第 68 図 復元住居内部の展示

#### ④ 堅穴住居跡

5棟の復元住居とは別に、小屋組みの堅穴住居跡を2棟設置し、体験活用も考慮した展示を行いました。

- ・整備年度：平成5年（1993）

- （現状）・小屋組の木材の腐食が著しく、随時、修繕等を実施しましたが、幼児等が登るなど管理上の危険があることから撤去しました。
- ・ 堅穴も埋没し、窪地化が進んでおり、当初の展示物としての役割は果たしていない状態にあります。

（課題）・表示手法や活用手法、特に活用を前提にした方法の検討が必要です。



第 69 図 小屋組み住居の当初（左）と埋没した竪穴住居跡（右）

⑤展示館（ガイダンス施設）

貝塚・住居跡の造形保存展示と視聴覚機器による解説映像が一体となった演出で利用者に体験的に理解を深めてもらうとともに、発掘調査で出土した遺物の展示や解説パネルで理解を補完するオリエンテーション・ガイダンス機能を持った施設です。

- ・整備年度：平成 3 年～ 5 年（1991～1993）
- ・修繕年度：平成 20 年（2008）一屋上防水工事

展示

（現状）・中央展示では、臨場感を体験できるように貝塚・住居跡を造形保存展示しています。

- ・展示館の 3 つのコーナーでは水子貝塚の概要を理解できるように、テーマ別に展示しています。

第 1 コーナー：人骨、犬骨、装飾品を展示

テーマ「水子貝塚とは」「縄文海進 一富士見に海が有った頃」  
「人 犬 装い」「環状の村」

第 2 コーナー：出土した動植物遺存体を展示

テーマ「海の幸 森の恵」

第 3 コーナー：土器・石器・地形模型を展示

- ・解説映像や展示パネルが、整備当初のもので、その後の考古学研究や分析技術の進歩により、説明内容に齟齬が生じています。展示資料についても、整備後に水子貝塚



第 70 図 造形保存展示



第 71 図 展示館の展示配置

の調査が行われていないため、変更はほとんど行われていない状況です。

(課題)・解説映像や展示パネルなどを作りなおす必要があります。

#### 施設外装

(現状)・整備から30年を経て、周辺樹木の影響により、外壁に汚れが目立ちます。

(課題)・建物全体、設備について調査、修繕が必要です。



第72図 展示館

#### 施設内装

(現状)・造形保存展示が、経年により一部亀裂と退色が認められます。

・壁面にシミ跡や汚れなど劣化が認められます。

(課題)・施設の内装など、経年劣化部分の補修の必要があります。



第73図 雨漏りによるシミ

#### 設備

(現状)・大型スクリーンに流れる解説映像にあわせて、造形保存展示の各部に順次スポットライトがあたるようにプログラミングされていましたが、経年と使用回数の超過による機器の劣化により機器を入れ替え、現在では、プログラムによる演出は作動していません。

・スポットライトをLED化により入れ替えています。

・展示館内が全体的に暗く、特に曇天時や雨天時はトップライトから陽光が入らず薄暗く感じます。

(課題)・展示や解説の演出手法の検討が必要です。

・館内を明るく見やすくする必要があります。

#### 外構

(現状)・展示館の周囲を囲むように植栽されているため、利用者からはわかりづらくなっています。

・展示館の周囲に植栽された樹木が成長し、屋根の排水管等に葉が堆積してつまりやすくなっています。



第74図 展示館を囲む樹木

(課題)・展示館周辺の樹木について、施設の外装の汚れや排管詰まりの原因となることから、また展示館の存在をわかりやすくするため、伐採を含めた配置の検討が必要です。

#### ○利用状況

(現状)・解説映像は、団体見学や小学校の授業での歴史学習、休日に来館する視聴希望者に対して放映しています。

令和4年度 展示館入館者数 29,162人

映像視聴者数 3,513人

(課題)・平日の利用率が低い。

#### ⑥園路

園内を回遊する園路は、環境整備時の総合配置方針により貝塚を囲むように設置され、景観と違和感がないように自然砂舗装を採用しました。

・整備年度：平成5年(1993)

・改修年度：平成22年(2010)一舗装材を着色透水性コンクリートへと全面改修

(現状)・遺構範囲内を自然な状態で残すため、園路は遺構分布外とし、どこからでも入園できるように北、西、南側に門を設置し繋いでいます。アプローチ道路に近い北側の正門を中心に施設を配置し、園内を周遊する動線となっています。

・当初の自然舗装は、摩耗や苔等の付着により雨天時には滑りやすく一部では豪雨時の雨水の流路と重なって舗装の表面が削られ、路盤がむき出しになったため、平成22年に全面修繕し、舗装材を着色透水性コンクリートとし、滑りにくく歩きやすいものとししました。

・園内4カ所に設置したサークルベンチ周辺の園路は、中心に植栽したケヤキが成長し、根上がりにより園路が持ち上げられ、亀裂が生じています。

・学習広場付近の園路は、豪雨時に園路の縁に沿って流れる雨水により、舗装面と路盤の間に隙間が生じて損傷しています。

(課題)・樹木の配置や側溝を設置するなどの雨水対策が必要です。

#### ○利用状況

(現状)・日常的に園内をウォーキングする利用者が増え、親しまれています。





第 75 図 整備当初の園路（左）と改修後の着色透水性コンクリートの園路（右）



第 76 図 根上りにより破損した園路



第 77 図 学習広場付近の園路

### ⑦展望台

水子貝塚の環状に分布する地点貝塚を一望でき、復元住居を中心とした縄文時代の集落景観を鳥瞰できるように、公園の南側入口付近に高さ 4 m の展望台を設置しました。

- ・ 整備年度：平成 5 年（1993）
- ・ 修繕年度：平成 24 年（2012）一根太、床板、階段手摺の部材交換

（現状）・周囲に植栽した樹木が高木化し、景観を一望できない状態となっているため、利用者数は減少しています。

- ・ 主要部材の防腐処理を施した杉材は、経年による劣化のため、金具による補強や床板の修繕を実施しています。
- ・ 柱と梁などの構築材が腐食により安全性が確保できないため、令和 5 年 10 月に撤去しました。

（課題）・必要性を含め、位置やあり方を検討する必要があります。



第 78 図 展望台全景（左上）と劣化部分（右上下、左下）

## ⑧学習広場

広場には、整備時、180 cm×90 cmのテーブル7台と、両サイドに丸太の椅子が6基ずつ設置されました。

・整備年度：平成5年（1993）

・改修年度：平成24年（2012）—擬木コンクリート製に改修

（現状）・木製のテーブルとイスは腐食したため、擬木コンクリート製のテーブルとベンチに改修しました。

・樹木の樹液や落葉により汚れやすくなっています。

（課題）・汚れ等があると利用をためらう人がいるため、日常の維持管理、防汚対策が必要です。

## ○利用状況

（現状）・小学校や団体見学の際の火起こしやまが玉づくり等の体験学習や、資料館主催事業の会場として使用されているほか、日常的に来園者の休憩場所としても利用されています。

・屋根がないため雨天時には使用できず、また、収容できるスペースが少ないため、事業開催時には実施に苦慮することがあります。

（課題）・団体見学など多くの利用者に対応できるスペースやテーブル等の数、雨天時でも利用可能となる屋根の整備などの検討が必要です。



第 79 図 整備当初（左）と改修後（右）の学習広場

### ⑨サイン

利用者に史跡を理解してもらうため、説明広場に大型説明板と、正門・西門・南門に壁面説明板を設置しています。展示館での総括的な説明を踏まえ、必要最小限としました。

- ・整備年度：平成 5 年（1993）
- ・修繕年度：平成 13 年度（2001）—大型説明板の磁器板の浮き上がりを修繕
- ・追加年度：平成 25～29 年（2013～2017）—復元住居の改修にあわせてサインを追加

（現状）・大型説明板で縄文海進時の奥東京湾の様子が示され、各門の説明板で水子貝塚の概要、地点貝塚の成り立ち、竪穴住居、縄文の森などについて説明しています。

- ・磁器製で耐久性に優れていますが、経年により大型説明板はひび割れや浮き上がり、コーキングの劣化が生じています。

（課題）・説明版の改修、学習の補助となる効果的なサインの設置などを検討する必要があります。



第 80 図 大型説明板整備当初（左）と現状（右）

## ⑩排水施設

史跡内の雨水排水について、園内で処理できるよう地下浸透方式とし、復元地形の等高線にあわせて浸透トレンチを埋設しました。また、園路に沿って皿型浸透トレンチを設置しました。

・整備年度：平成4年（1992）

（現状）・短時間で多量に降る豪雨時には浸透方式であるため処理できず、復元した地形に沿って雨水が正門入口に向かって川のように流れ出る状況です。

・正門周辺の園路は一時的に水没する状況です。

（課題）・豪雨時の雨水を可能な限り園内で処理できる方法、処理できない雨水を流す方法を検討する必要があります。



第 81 図 雨水で水没した園路



### 【周辺道路への影響】

（現状）・豪雨時に園内では処理できない大量の雨水が、北東にある北門から市道へ流れ出るため、公園北側の市道が一時的に冠水します。

・雨水とともに流れ出る園内の表層の土砂や枯葉等が市道脇の排水溝へ流入しています。

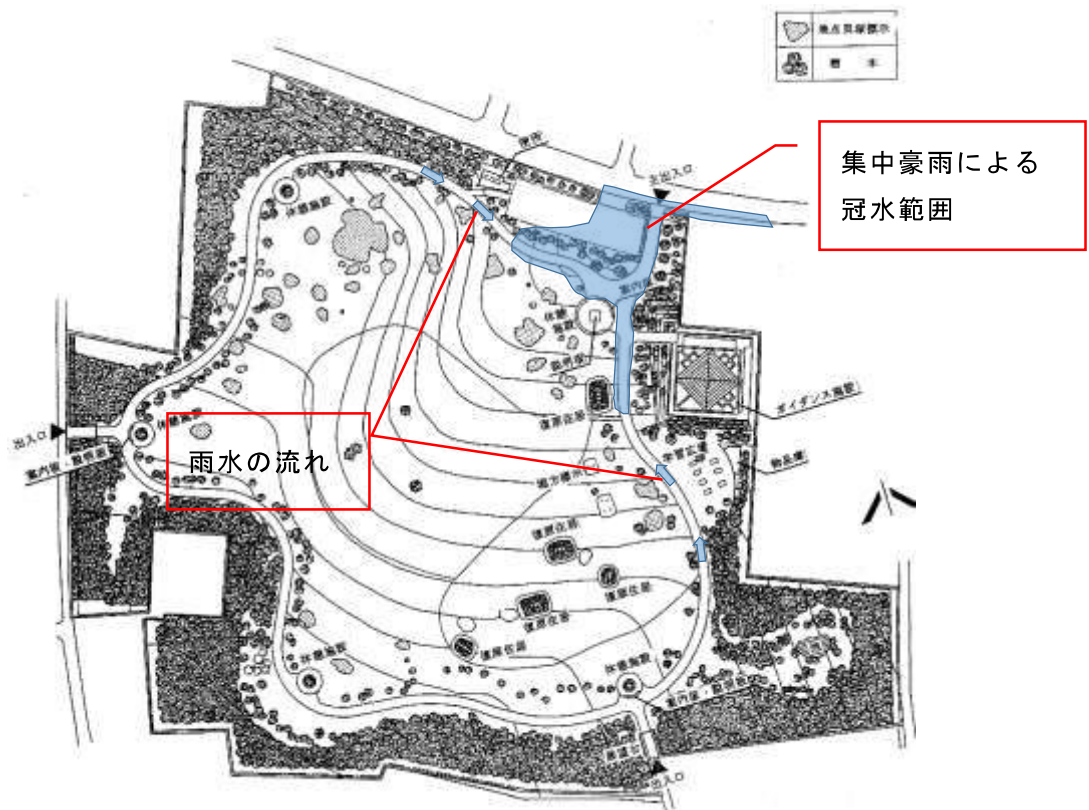
（課題）・豪雨時の雨水対策、土砂等の流出を防ぐ方法の検討が必要です。



第 82 図 流出する雨水



第 83 図 公園前の道路の冠水



第 84 図 雨水の流れと冠水範囲

## ■ 史跡の活用の現状と課題

### ① 体験事業

水子貝塚資料館では体験型の事業に力を入れており、水子貝塚公園を活用して「土器づくり教室」や「まが玉づくり」など様々な体験事業を実施しています。

#### ○ 活用状況

(現状)・体験型の事業は、利用者に定着し、これを目的に来館するリピーターもいます。

- ・人気の体験メニューでは、参加者が 100 人を超え、園内の学習広場では対応できないことがあります。
- ・様々な体験事業を行うために、準備や進行に多くの時間や労力、スペースを必要とし、限られた中で行っています。

(課題)・利用者を受け入れられる体験施設の拡充が必要です。

- ・体験メニューが固定化しているため、新たな事業の構築について検討が必要です。
- ・宿泊体験などの体験事業を進めるための火気や水、スペースを要する準備を行う場所がなく効率的に進めることが困難であるため、火気・水を扱える厨房などの事業を支える設備が必要です。

準備等で火気・水、 スペースを要する 主な事業	夏休み縄文体験・土器づくり教室・ 土曜おもしろミュージアム(草木染め等)・ 水子貝塚星空シアター・
-------------------------------	---



第 85 図 火おこし体験



第 86 図 まが玉づくり

## ②展示・公開

園内には、主要展示物である 5 棟の竪穴住居が復元され、そのうち、第 15 号住居では縄文人の生活の様子を再現し、自由に見学できるようになっています。

### ○活用状況

(現状)・第 2 号住居では、学校をはじめ利用者の希望に応じて開放し、内部を見学できるようにしています。

- ・資料館主催事業「夏休み縄文体験」では、復元住居を活用し、宿泊体験などを実施してきましたが、近年の猛暑で住居内部の温度が上昇し、宿泊体験は見合わせています。

(課題)・当時の生活をもっとイメージできるような展示手法の検討が必要です。



第 87 図 復元住居の見学

## ③その他活用事業

### ○活用状況

(現状)・水子貝塚公園の外周の縄文の森を活用した事業として、土器づくり教室での土器焼成の際の薪として枝を利用しているほか、樹の葉や皮を使った草木染め、木の実や枝を利用した工作などを実施しています。

- ・自然環境を活用した主催事業の比率が少ない状況です。

(課題)・縄文の森の資源を活用した事業の拡充と縄文の森の資源整備の検討が必要です。



第 88 図 土器の焼成（左）と草木染（右）

事業種別	主な資料館主催事業
体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み縄文体験</li> <li>・縄文土器づくり教室</li> <li>・ジュニア考古学クラブ</li> <li>・土曜おもしろミュージアムランド【第 1・第 3 土曜日の午前・午後各 1 回】 (まが玉づくり、縄文ポシエットづくり、草木染め、ミニ土器づくり、はにわづくり、どんぐりのカレンダーづくりなど)</li> <li>・体験！いつでもセブン【土・日・祝日、長期休暇】(まが玉づくり・貝の腕輪づくり・火おこし・どんぐりクラフト・ぶんぶんごま・じゅず玉の腕輪づくり・古代の鏡づくり)</li> </ul>
展示事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡に関する企画展  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 13 年度「縄文海進と貝塚」</li> <li>平成 14 年度「富士見の発掘三十年」</li> <li>平成 16 年度「水子貝塚公園開園 10 周年記念展 水子貝塚の 6000+10 年」</li> <li>平成 20 年度「富士見に海が来た頃」</li> <li>平成 24 年度「縄文前期のムラー富士見市とその周辺ー」</li> <li>平成 27 年度「海と貝塚ー関東地方の貝塚を探るー」</li> <li>平成 29 年度「竪穴住居の世界」</li> <li>令和元年度「水子貝塚国史跡指定 50 周年・水子貝塚公園開園 25 周年 水子貝塚ーまもり伝える縄文のムラー」</li> <li>令和 3 年度「埼玉の四大貝塚ー国指定史跡 水子貝塚 真福寺貝塚 黒浜貝塚 神明貝塚ー」</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展関連講演会「ふじみ考古学教室」</li> <li>・水子貝塚星空シアター</li> </ul>

#### ④情報の提供

##### ○活用状況

- (現状)・史跡の理解と学習のために、案内リーフレットの頒布や企画展の開催、市ホームページでの事業及び施設の紹介などを行っています。
- ・県内の史跡を管理する自治体と連携し、企画展やシンポジウムなども開催しています。
- (課題)・外国人に向けた情報提供として、リーフレットやパンフレットなどをはじめとした案内への多言語表記について検討する必要があります。

#### ⑤調査研究

水子貝塚の発掘調査は、平成2～4年度に史跡整備事業に伴い実施されたのが最後で、その成果は平成7年(1995)に刊行された富士見市文化財報告第46集「水子貝塚にまとめられています」。

##### ○活用状況

- (現状)・整備に伴う発掘調査以降、水子貝塚に関する研究については、大きな進展は見られていないのが現状です。
- ・整備当時において貝殻や炭化材、骨など自然科学的な分析を行いました。
- (課題)・自然科学的な分析技術・研究は大きく進展し、新たな知見を得ることができる可能性があるため、新たな資料を収集し、調査・研究を進める必要があります。

#### ■管理の現状と課題

##### ①管理の体制

- (現状)・水子貝塚公園の管理・運営は、富士見市直営により、史跡に隣接する富士見市立水子貝塚資料館が行っています。日常的に資料館常駐職員が管理・運営することで、史跡の環境を適切に維持しています。

主な管理運営委託業務	
公園維持管理業務委託	閉門、休館日の開閉門、園内除草・清掃等の軽作業
清掃業務委託	展示館及び資料館の清掃(週2回)
復元住居燻蒸殺菌業務委託	復元住居の燻蒸作業(年4回)
警備業務委託	展示館・資料館・復元住居の警備
樹木維持管理業務委託	園内の除草、樹木の剪定等
展示館の各種設備保守点検業務委託	消防設備保守点検、自動ドア保守点検、空調設備保守点検、AV機器保守点検



## ②復元住居の管理

### ○管理状況

(現状)・復元住居の状態を良好に維持するために、茅葺屋根の燻蒸を専門とする業者に年4回のペースで燻蒸業務を委託するほか、日常的にも定期的に職員により点検・燻蒸を実施しています。

・主要展示物である復元住居は、開園当初、茅葺屋根に登ったり、茅を抜くといった行為が頻繁にあり、その都度、注意する状況にありました。

・平成25年からの改修以降は、看板の設置や園内放送により日常的に注意喚起することで、こうした行為はほとんどなくなりました。

(課題)・継続的、かつ効果的な注意喚起が必要です。



第 89 図 復元住居の茅抜け



第 90 図 注意喚起看板の設置

## ③環境維持

### ○管理状況

(現状)・環境整備した縄文の森により、園内には多くの樹木が植栽されています。常緑樹が多く、そのため日当たりが悪い場所があるほか、樹木が立ち枯れをしたり、枯枝が落下することがあります。

・公園利用者には園路や縄文の森の中をウォーキングや散歩する人が多く、利用者の安全面において常に考慮する必要があるため、日常的に見回りを行い、危険な場合は即座に撤去しています。

(課題)・利用者の安全確保のための樹木の配置や、植栽管理を検討する必要があります。



第 91 図 処理した枯枝等の集積状況

## ■公園利用の現状と課題

### ①アンケート結果をもとに

平成30年（2018）に来園者の状況把握をするためにアンケート調査を実施しました。

調査日：一般利用の多い5月5日 午前10時～午後3時30分

回答者：190組 272人

居住地	市内102組（53.7%）、市外88組（46.3%）
	【市外の利用者の居住地】 近隣市町が多く、都道府県別では埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・新潟県からの利用者がありました。
来園回数	はじめて46組（24.2%）、複数144組（75.8%）
	【はじめてと答えた来園者の居住地】 市外が93.5%
来園目的	①健康（運動） ②遊び ③犬の散歩 ④学習 （※結果は①から番号順に多い）
【参考】調査時間中の来園者は802人で、調査時間外（午前9～10時、午後3時30分～午後6時）の来園者を含めると1,000人を超えると考えられます。資料館入館者数は309人。	

### ○利用の状況

（現状）・平日は散歩やウォーキングなどを目的とした中高年齢の利用者が多く、休日は加えて幼児・児童・保護者といった家族での利用が目立ちます。

- ・日常的な利用者は多いものの、史跡としての施設見学や歴史学習を目的とした来園者は限定されます。
- ・水子貝塚は史跡公園と都市公園の2つの面の特性を有していますが、日常的には都市公園としての利用者が多いのが現状です。

（課題）・水子貝塚の史跡としての知名度や魅力の向上、関心を引く取組みの検討が必要です。



第92図 平日の公園利用者



第93図 休日の公園利用者

## ②学校教育と生涯学習との連携

### ○利用の状況

- (現状)・毎年、学校と連携し水子貝塚公園を授業の一環で利用したり、又は学校へ出向いて授業を行ったりしています。
- ・市民大学や子ども大学など生涯学習事業の一環で要望に応じて、資料館が出向いて講座を随時、行っています。

	来園して授業	学校へ出前授業	学習内容
令和元年 (2019)	市内 7 件(小学校 6/中学校 1) 市外 4 件(小学校 6)	市内 7 件(小学校 7) 市外 3 件(小学校 3)	・縄文時代と富士見市の遺跡について
令和 2 年 (2020)	市内 5 件(小学校 5) 市外 3 件(小学校 3)	市内 2 件(小学校 2)	・縄文土器や弥生土器の実物観察
令和 3 年 (2021)	市内 5 件(小学校 4/中学校 1) 市外 3 件(小学校 3)	市内 2 件(小学校 2)	・水子貝塚の映像、展示見学
令和 4 年 (2022)	市内 5 件(小学校 4/中学校 1) 市外 2 件(小学校 1/中学校 1)	市内 2 件(小学校 2)	・竪穴住居見学 ・火おこし体験等

- (課題)・市内には小学校 11 校、中学校 6 校、特別支援学校がありますが、学校数に対して、水子貝塚公園の利用校が減少しています。
- ・利用ガイドなど史跡公園の活用方法について、学校等への周知を検討する必要があります。

## (5) 再整備・公開活用のための諸条件

### ■市民ボランティアの拡充

#### (経過と現状)

- ・水子貝塚資料館では、平成 12 年(2000)から市民学芸員養成講座の修了者を市民学芸員として登録し、資料館のボランティアとして活動していただいています。登録者は令和 5 年(2023)4 月時点で 33 人です。市民学芸員の養成講座は 3 年毎に行い、令和 5 年度で 9 期目となります。

#### (体制と業務)

- ・現在、市民学芸員は、通常時は 2～3 人体制で土・日・祝日における展示館・復元住居をはじめ史跡内の解説、資料館主催事業の補助、イベントの協力等を行っています。

#### (課題と方向性)

- ・イベントや体験事業など、多人数の対応には職員だけでは困難です。
- ・史跡の活用を進め、事業等を充実するためには、市民学芸員を拡充する必要があります。

## 第4章 整備基本方針

### 第1節 基本理念と基本方針

昭和54年（1979）に策定した「史跡水子貝塚保存管理計画」で、以下のような基本理念を示しました。

#### 【史跡水子貝塚保存管理計画 基本理念】

- ・遺跡を永久に保護・保存する。
- ・史跡公園として市民の学習・憩いの場とする。
- ・水子貝塚の特徴を明確に打ち出す。
- ・市全体の公園計画等を踏まえ、土地利用及び周辺の開発と遺跡の保存を考慮する。
- ・遺跡の範囲及び保存状態を正確に把握する。

平成3～5年（1991～1993）に実施した環境整備では、「史跡水子貝塚保存管理計画」の基本理念のもとで、史跡指定要件である縄文海進期の貝塚と集落であることを踏まえ、大規模な貝塚を伴う環状集落のほぼ全域が保存されている遺跡の形態及びスケールを示し、水子貝塚の本質的価値を顕在化しました。

令和5年（2023）3月に策定した「史跡水子貝塚保存活用計画」では、上記の基本方針を継承することとし、平成6年（1994）の供用開始以降、水子貝塚を取り巻く環境、社会情勢の変化とともに明らかとなった様々な課題を解決し、さらに活用を進めるために、以下のとおり新たな基本方針を提示しました。

#### 【史跡水子貝塚保存活用計画 基本方針】

- ①史跡を未来へ継承するための適切な保存
- ②史跡を理解するための復元住居等の展示物の適切な管理
- ③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用
- ④史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備
- ⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

## 第2節 再整備基本方針

史跡水子貝塚保存活用計画の中で、再整備における留意事項として以下の7項目を示しています。

- ①史跡を適切に保存する整備をすること
- ②史跡公園を構成する重要な要素である復元住居や貝塚表示には大きな変更は加えないこと
- ③史跡の本質的価値をわかりやすく展示し、誰もが楽しく学べること
- ④縄文時代の植生にもどすこと
- ⑤最新の研究成果を取り入れること
- ⑥体験などの活用の幅が広がること
- ⑦来園者が安全、快適に利用できること

さらに、史跡水子貝塚保存活用計画の基本方針④「史跡の特徴を活かした学習と活用につなげる環境の整備」に沿った具体的な取組みとして、展示館の充実、デジタル技術の導入、学習広場の充実、サインの設置、クリやクルミなどの落葉広葉樹の新植、エゴマやツルマメなどの食用植物の栽培を掲げています。

これらの方向性や取組みを実現するために、以下の5項目を再整備基本方針として設定します。

- (1) 史跡を未来へつなぐ適切な保存
  - ・調査により樹根の遺構への影響を確認し、史跡を確実に保存します。
  - ・史跡公園及び園内の各施設の長寿命化と長期的な維持管理が可能な整備を行います。
- (2) 学びにつなげる縄文空間の再構築
  - ①理解を深める学習空間の創出
    - ・展示館の展示や映像、解説パネル等について、現在の分析や研究成果をもとに見直すとともに、屋外のサインや貝塚の表示方法などの充実を図ります。
  - ②学びと自然環境が調和した空間の構築
    - ・縄文の森の植生復元と活用のためのゾーニングなど自然と学びが融合した空間を整備します。
  - ③新たな活用に向けたアップグレード
    - ・誰もが理解しやすく、利用しやすいARやVRなどのデジタルコンテンツの導入や多言語表記、SNSなどをはじめとした情報発信の強化を行います。
- (3) 活用につながる施設と事業の拡充
  - ・学習広場の充実や、縄文の森を活かした整備や体験メニューの拡充を図ります。

(4) 安心・快適な空間づくり

- ・ 便益施設を整備し、来園者が安心して利用できる快適な空間を整備します。

(5) 市民とともにつくる環境づくり

- ・ 市民学芸員や地域ボランティアなど、市民参加・協働による環境整備に取り組みます。

### 第3節 再整備のテーマ設定

史跡水子貝塚は、「遺跡を永久に保護・保存する」「市民の学習・憩いの場とする」「水子貝塚の特徴を明確に打ち出す」という方針のもと、環境整備が行われました。史跡公園としての成果や評価は得られていますが、整備完了から30年が経過した現在、保存や活用のあり方について課題や改善点が明らかとなりました。

また、公園利用者は学習を目的とした利用とともにウォーキングをはじめとした都市公園としての利用も目立ちます。

再整備により施設の課題を解消し、史跡の特徴の明確化と活用をさらに進め、かつ都市公園としても利用の拡充につながる空間づくりを目指します。

#### 【再整備テーマ】

**もっと体感！縄文海進期最大貝塚のランドスケープ**

**もっと体験！縄文テーマパーク**

#### 【テーマ主旨～基本方針との関連】

● **もっと体感！～基本方針（2）**

史跡水子貝塚についてより理解を深めるために、展示館や縄文の森をはじめ、見て学び、実感しやすい空間づくりを目指します。

● **縄文海進期最大貝塚のランドスケープ～基本方針（1）（2）**

史跡を良好に保存し、水子貝塚の特徴である海進期最大の貝塚を伴う縄文時代の環状集落の風景をイメージしやすい空間の整備を目指します。

● **もっと体験！～基本方針（2）（3）（5）**

学びにつながる活動体験ができる環境づくりや事業内容の拡充を行い、富士見市の文化や魅力の発信につながる史跡公園を目指します。

● **縄文テーマパーク～基本方針（2）（3）（4）（5）**

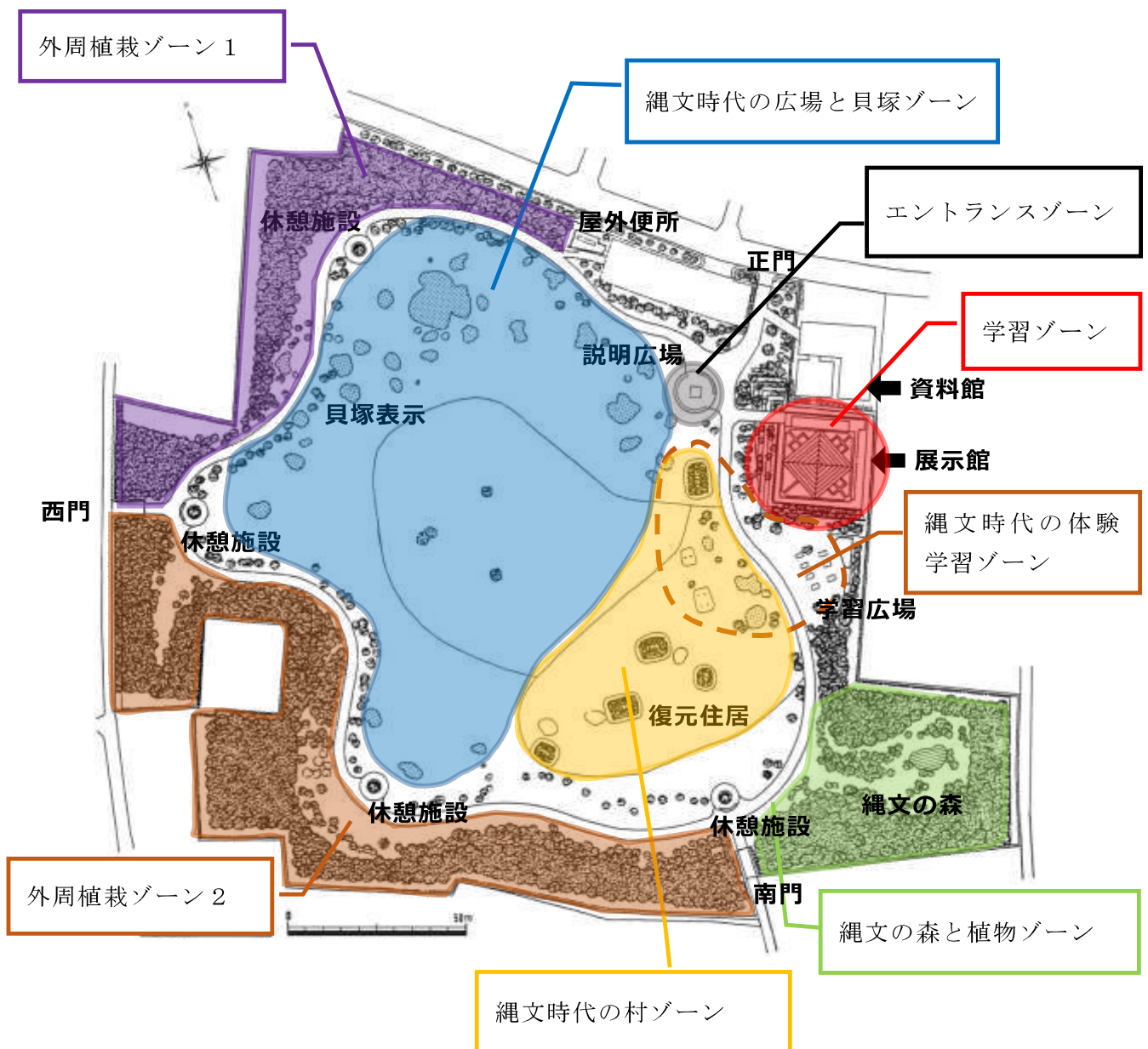
縄文時代の歴史や自然について、体験を通して学び、また、誰もが安心・快適に過ごせ、何度も訪れたいくなる公園づくりを目指します。

# 第5章 整備基本計画

## 第1節 全体計画及びゾーニング計画

水子貝塚公園の再整備にあたっては、整備基本方針を踏まえ、実現に向けてゾーニングを行い、整備を進めます。

ゾーニングは、整備当初の「エントランスゾーン」「学習ゾーン」「縄文時代の体験学習ゾーン」「縄文時代の村ゾーン」「縄文時代の広場と貝塚ゾーン」「縄文の森と植物ゾーン」を踏襲し、現状を踏まえ「外周植栽ゾーン」を新たに加えます。



第94図 ゾーニング計画

ゾーン名	ゾーニングの概要	構成要素（施設）
エントランスゾーン	縄文海進時の貝塚の分布と主な貝塚について学ぶため、大型解説版を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解説板</li> </ul> 縄文海進の状況と貝塚の分布、主な貝塚の解説
学習ゾーン	水子貝塚について総合的に学ぶためのガイダンス施設として水子貝塚展示館を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竪穴住居跡型取り実物大模型</li> <li>・貝層剥ぎ取り断面</li> <li>・地形模型</li> <li>・出土資料</li> <li>・解説映像用大型モニター</li> </ul>
縄文時代の体験学習ゾーン	縄文時代の技術や生活を体験できる空間として、学習広場や復元住居を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習広場（テーブル7台）</li> <li>・掘り込み竪穴住居跡2棟</li> <li>・復元住居1棟</li> </ul>
縄文時代の村ゾーン	復元住居を建築し、環状に展開する縄文の村を再現しています。内1棟では、縄文人の生活風景を再現展示しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元住居5棟</li> </ul> 15号復元住居内に縄文人家族の生活風景を再現展示
縄文時代の広場と貝塚ゾーン	環状に分布する小貝塚を表示し、遺跡の特徴と生活空間を再現しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚表示（ハマを貼り付けて表現）</li> <li>・広場（芝生広場、野草広場）</li> </ul>
縄文の森と植物ゾーン	縄文時代の自然の森をイメージできる樹木を植栽しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文時代の再現植生（コナラ、クヌギ、クスノキ、ムクロジ、アラカシ、ムクノキ、ホウノキ、マテバシイ、ヤマザクラ、トチ、クリ、クルミ、イヌガヤ、スダジイ、クマザサ、シノダケなど）</li> </ul>
外周植栽ゾーン1	縄文の村の周囲に広がる森を再現しています。また、現代の街との遮蔽も兼ねています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文時代の再現植生（ケヤキ、コナラ、クヌギ、クスノキ、シラカシ、アラカシ、クリ、マテバシイ、ヤマザクラ、アカシデ、イロハモミジ、ムクノキ、ネムノキ、ソヨゴ、リョウブ、アオキなど）</li> </ul>
外周植栽ゾーン2	縄文の村の周囲に広がる森を再現しています。また、現代の街との遮蔽も兼ねています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縄文時代の再現植生（コナラ、クヌギ、クスノキ、ムクノキ、マテバシイ、アラカシ、エノキ、アカシデ、スダジイ、クルミ、クリ、リョウブなど）</li> <li>・展望台</li> </ul>

第5表 現状のゾーニングとその構成要素





## 第2節 各ゾーンの整備計画

ゾーン名	整備方針	整備施設
エントランスゾーン	史跡水子貝塚への導入ゾーンとして、来園者に史跡水子貝塚とその成立の要因となった縄文海進について分かりやすく伝え、興味をもって見学できる整備を進めます。	・説明広場
学習ゾーン	展示館は、史跡水子貝塚の本質的価値を伝えるための情報拠点として、老朽化した施設を修繕し、映像ソフトの新規作成、資料の追加展示、デジタル技術の導入により、水子貝塚について、わかりやすく理解を深めることのできる施設整備を進めます。	・展示館
縄文時代の体験学習ゾーン	体験学習ゾーンは、学校の課外授業や利用者の体験事業を実施するゾーンとして、活用の幅が広がるように整備を進めます。	・学習広場 ・竪穴住居跡
縄文時代の村ゾーン	縄文時代の村ゾーンは、縄文時代前期の水子貝塚の集落景観を復元する核となるゾーンとして、縄文人の生活風景を再現展示した復元住居など、水子貝塚を効果的に理解できる施設整備を進めます。	・復元住居
縄文時代の広場と貝塚ゾーン	環状に広がる貝塚表示と集落の景観を効果的に表現した再整備を進めます。	・貝塚表示 ・復元住居(新設)
縄文の森と植物ゾーン	縄文時代の自然の森をイメージできる樹木を植栽し、学びに活用できる空間へ再整備を進めます。	・縄文の森植栽樹木
外周植栽ゾーン1	縄文時代の自然の森とは別に、縄文人が日常的に管理した森をイメージし、市民と協働で学びに活用できる空間の整備を進めます。	・植栽樹木
外周植栽ゾーン2		・植栽樹木 ・自然資源再生エリア
その他管理設備	管理設備は、史跡を維持し、園内を安全で快適な状態に保つために必要な施設であるため、利用に即した再整備を進めます。	・側溝 ・保存盛土 ・サイン ・園路 ・厨房施設

### 第3節 個別計画

#### (1) エントランスゾーン

##### ①説明広場

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明広場の大型説明板のひび割れや浮き上がりなどの劣化が著しく、解説内容も古くなっています。</li> <li>・正門、南門、西門の壁面解説板は、来園者の動線にあわせ設置しましたが、分散しているため効率的な配置となっていません。</li> </ul>
整備方針	<p>史跡水子貝塚の本質的価値や遺跡の成立の背景となった縄文海進との関係をわかりやすく伝えるため、大型説明板の内容を刷新し、全面改修を進めます。</p>
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型説明板は、現状の方形躯体をそのまま利用し、ピラミッド型のように傾斜をつけることで、水たまりや汚れが残りにくい形状に変更</li> <li>・正門、南門、西門の壁面解説板を大型説明板に集約</li> <li>・各門の壁面解説板に、来園者に史跡公園を認知、理解してもらうための銘板を設置</li> <li>・銘板の素材－劣化しない磁器板製</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>大型説明板</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>園銘板</p> </div> </div>

## (2) 学習ゾーン

### ①展示館

課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 解説映像及び解説パネルなどの内容や展示手法が古くなっています。</li><li>・ 水子貝塚の発掘調査資料の一部しか展示されていません。</li><li>・ 展示館内が全体的に照明が少なく暗い印象です。</li></ul>
整備方針	新たな映像や資料の作成、デジタル技術の導入により、史跡水子貝塚をわかりやすく学べるよう再整備を進めます。 また、公共施設マネジメント長寿命化計画と整合を図りながら進めます。
計 画	<b>【外装】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外壁及び屋上の洗浄及び雨樋等の再塗装</li></ul> <b>【内装】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 天井照明の新設、クロスの張替えなどの実施</li></ul> <b>【設備】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既設の大型スクリーンで上映する解説映像を一新し、中央の造形保存展示の説明と連動させ、効果的な演出ができる改修</li></ul> <b>【外構】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 外構の落葉、落枝、日照不足など建物の管理上支障となっている高木化したシラカシの伐採</li><li>・ 既植の地被類のオカメザサを育成</li></ul> <b>【展示】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 解説パネルの刷新</li><li>・ 希少な縄文時代前期の人骨の複顔を展示</li><li>・ 土器などの資料の追加</li><li>・ 大型地形模型を外し、デジタルコンテンツを使用した体験型の展示</li></ul>



現状

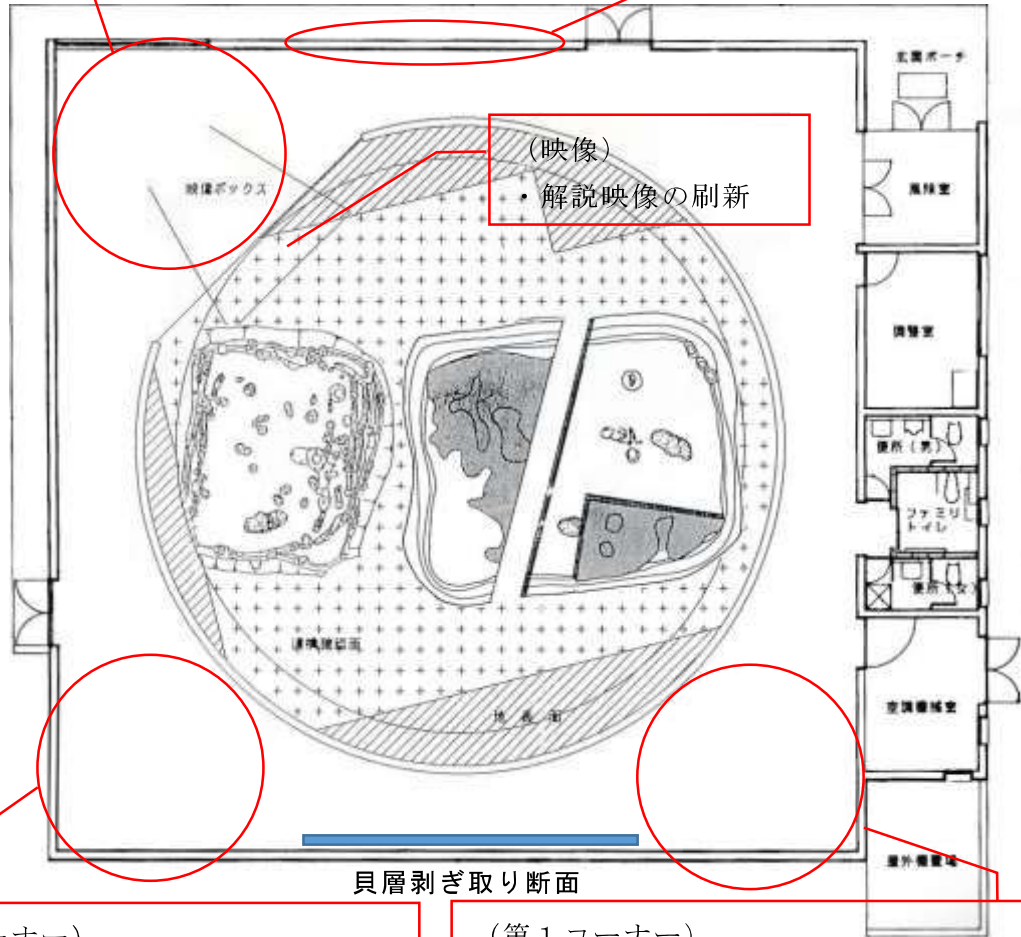


(第3コーナー)

- ・3Dホログラムなどデジタルコンテンツを活用した体験コーナー

(壁面展示)

- ・水子貝塚の調査・整備までの解説パネルの刷新



貝層剥ぎ取り断面

(第2コーナー)

- ・土器、石器を主とした生活道具の展示
- ・食に関する資料の展示
- ・解説パネル刷新



(第1コーナー)

- ・出土人骨と犬骨に焦点をあてた展示
- ・人骨の復顔
- ・解説パネル刷新



### (3) 縄文時代の体験学習ゾーン

#### ①学習広場

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根がなく、雨天時には使用できません。</li> <li>・団体利用など多くの利用者に対応できるスペースやテーブルがありません。</li> </ul>
整備方針	園内で天候に左右されずに体験学習ができ、かつ長時間ゆっくりと滞在できる空間の整備を進めます。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習広場を覆う屋根を設置（屋根の高さをおさえるなど、景観に配慮した構造とします。）</li> <li>・より多くの利用者の受け入れができるように、テーブルの配置の見直しと増設</li> <li>・学習広場部分を舗装し、園路との段差をなくし、バリアフリー化の推進</li> </ul>
現状	
イメージ	

② 竪穴住居跡

課 題	<p>・ 廃棄された住居跡に貝殻が放棄され埋まりつつある状態を意図するとともに、住居の復元体験用として活用できるように設置されましたが、活用できないまま現在に至っています。</p>
整備方針	<p>水子貝塚での小貝塚形成過程を見せるとともに、定期的に発掘体験ができる施設整備を進めます。</p>
計 画	<p>・ 完掘した竪穴住居跡 2 棟の復元          ・ 他遺跡から出土した貝殻と資料館友の会土器づくり部会が製作した土器を廃棄し、貝塚の形成過程を見せるとともに、形成後は発掘調査体験などのイベントに活用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">→</div> <div style="text-align: center;">  <p>イメージ</p> </div> </div>

(4) 縄文時代の村ゾーン

①復元住居

課題	・復元住居は茅屋根の経年劣化により、定期的な修繕を要します。
整備方針	一部の改修を除いて、現状維持とします。
計画	<p>・全面改修から10～15年を経過することから、茅屋根は差し茅と棟の杉皮の交換</p> <p>東西断面図</p> <p>壁面立面図・横断面図</p>



第 1 号復元住居



第 2 号復元住居



第 6 号復元住居



第 17 号復元住居



第 15 号復元住居



第 15 号復元住居内部

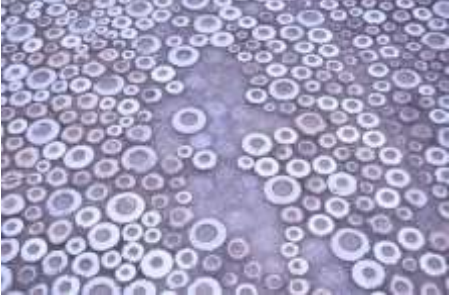




縄文時代の村ゾーン（現状）



(5) 縄文時代の広場と貝塚ゾーン

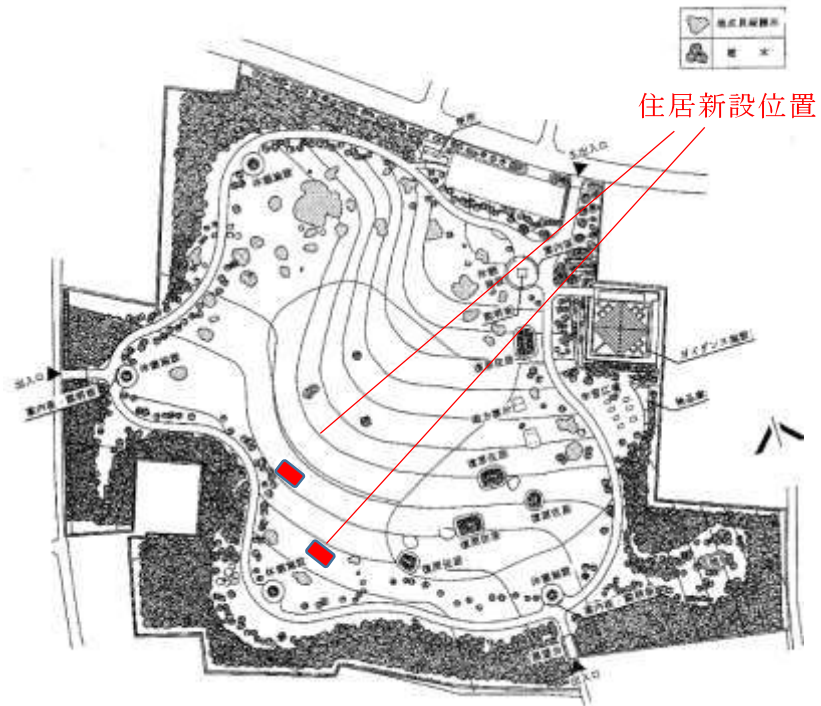
①貝塚表示

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚表示を構成するハマの剥がれと表面の汚れが目立ちます。</li> <li>・利用者の安全性、耐久性、管理上の容易性の観点から現状の貝塚表示となりました。現状に代わる展示方法や素材を調査、検討しましたが、現状にまさる素材はありませんでした。</li> <li>・令和6年度に予定する発掘調査後の貝塚の整備と調査地点の貝塚表示が必要です。</li> </ul>
整備方針	本質的価値を伝えるため、貝塚表示の修復を進めます。
計 画	<p>・既存の貝塚表示については、ハマの剥がれた部分の復旧と汚れの除去</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現状</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>貝塚表示修復後</p> </div> </div> <p>・令和6年度の発掘調査予定地点は、貝塚を伴う竪穴住居のプランを浅い掘り込みで復元し、他の遺跡から出土した貝殻を充填し、貝塚表示として整備</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>貝殻散布表示</p> </div> <p>・デジタルコンテンツを活用した情報の補足</p>

②復元住居

課 題	・復元住居が東側に集中し、環状に展開する集落の景観が創出されていません。
整備方針	環状集落のイメージがわきやすい景観の整備を進めます。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の西側に復元住居を新設</li> <li>・仮設のものとして任意の平場に平地式の住居2棟を市民との協働により建築</li> </ul>

- ・ 柱や桁の部材として園内の剪定した樹木の使用や屋根材の茅に復元住居の差し茅の材料利用を検討
- ・ 水子貝塚の環状に配置する住居跡（集落）の再現と市民協働の取組みについて、見学できるように原則、作業を公開



現状



集落イメージ



（6）縄文の森と植物ゾーン

①縄文の森

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木が高木化及び密生化しています。</li> <li>・隣接する宅地などに日照不足や落葉、落枝などの影響が及んでいます。</li> <li>・クリ、オニグルミ、トチノキといった樹種が、常緑広葉樹の樹勢に負け、激減しています。</li> <li>・縄文時代に当地方にはない樹種が植栽され、当時の森のイメージと異なっています。</li> </ul>
整備方針	縄文時代の自然の森を彷彿させる景観整備を進めます。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マテバシイの伐採</li> <li>・5 mの間隔を確保した間伐</li> <li>・公園を囲むフェンスから3 m以内の高木の伐採</li> <li>・残した高木の剪定</li> </ul>

（7）外周植栽ゾーン

①外周植栽ゾーン1

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木が高木化及び密生化しています。</li> <li>・隣接する宅地などに日照不足や落葉、落枝などの影響が及んでいます。</li> <li>・クリ、オニグルミ、トチノキといった樹種が、常緑広葉樹の樹勢に負け、立ち枯れして激減しています。</li> </ul>
整備方針	縄文の村の周囲に広がり、縄文人が日常的に利用し、管理している森として整備を進めます。

計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を囲むフェンスから 3 m以内の高木の伐採</li> <li>・5 mの間隔を確保した間伐</li> <li>・園路沿いの樹木は、緑陰を残すため剪定のみ実施</li> <li>・残した高木の剪定</li> <li>・マテバシイは、実をつける最低限のものを残して伐採</li> <li>・一部エリアのすべてを伐採及び縄文人が管理した樹種としてクリ、クルミ、トチの新たな植栽</li> <li>・エゴマ、ツルマメ、ヤブツルアズキなどの食用植物や繊維を取るカラムシを育てるエリアの設置及び市民とのエリアの協働管理</li> <li>・萌芽更新など長期的計画に基づいた適正な環境維持</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>クリ林（黒浜貝塚）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ヤブツルアズキの栽培（黒浜貝塚）</p> </div> </div>
-----	--

## ②外周植栽ゾーン2

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木が高木化及び密生化しています。</li> <li>・隣接する宅地などに日照不足や落葉、落枝などの影響が及んでいます。</li> <li>・クリ、オニグルミ、トチノキといった樹種が、常緑広葉樹の樹勢に負け、立ち枯れして激減しています。</li> </ul>
整備方針	<p>縄文の村の周囲に広がり、縄文人が日常的に利用し、管理している森として整備を進めます。</p>
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園を囲むフェンスから 3 m以内の高木の伐採</li> <li>・5 mの間隔を確保した間伐</li> <li>・園路沿いの樹木は、緑陰を残すため剪定のみ実施</li> <li>・残した高木の剪定</li> <li>・マテバシイは、実をつける最低限のものを残して伐採</li> <li>・剪定樹木や落葉の再利用を目的とした自然資源再生エリアの設置</li> <li>・萌芽更新など長期的計画に基づいた適正な環境維持</li> </ul>

### ③展望台

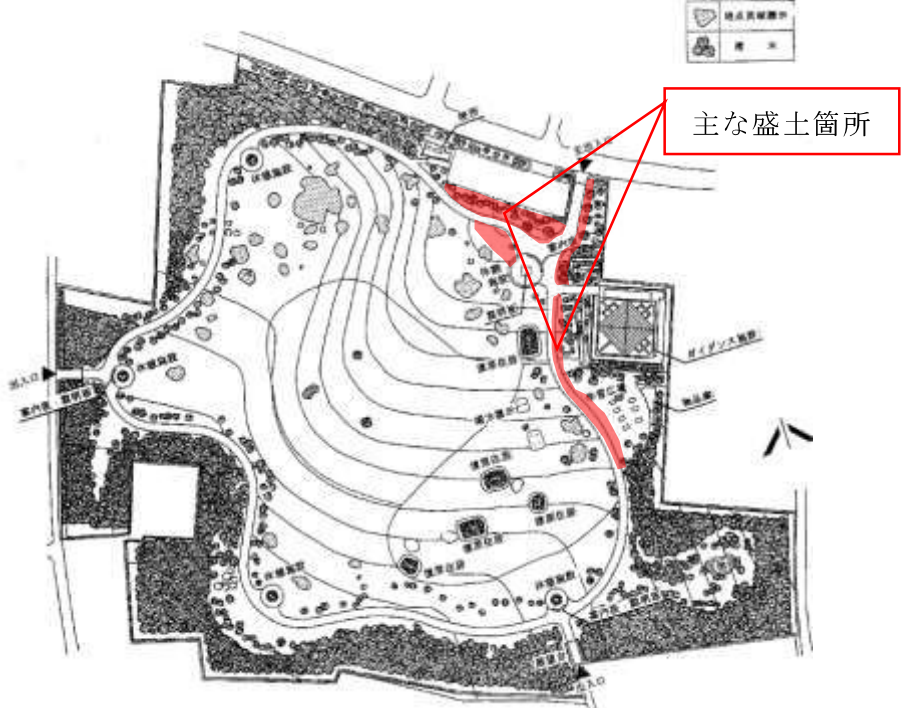
課 題	・部材の経年劣化や蟻等の浸食により安全性が確保できないため撤去します。(令和5年10月実施)
整備方針	展望台は再建せず、空撮画像等を取り込んだデジタルコンテンツで環状集落のイメージを伝えられるように整備を進めます。
計 画	・展望台は撤去し、デジタルコンテンツにより、上からの景観を一望できるような整備の検討

## 第4節 その他の管理設備

### (1) 保存のための設備

保存盛土は史跡指定地に眠る遺構を後世に良好な状態で継承するための重要な要素です。遺構の保存に必要な盛土の厚さを確認しながら、確保する必要があります。

#### ①保存盛土

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時に雨水の流れで、盛土の表層の下刻が進行しています。</li> <li>・樹木の想定以上の成長により、樹根の遺構への影響が懸念されます。</li> </ul>
整備方針	史跡を保存するため、当初の厚みの盛土の維持を図ります。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水により土が流出した箇所の復旧</li> <li>・令和6年度の発掘調査で樹根の遺構への影響を調査し、影響が及ぶ樹木を伐採</li> </ul> 

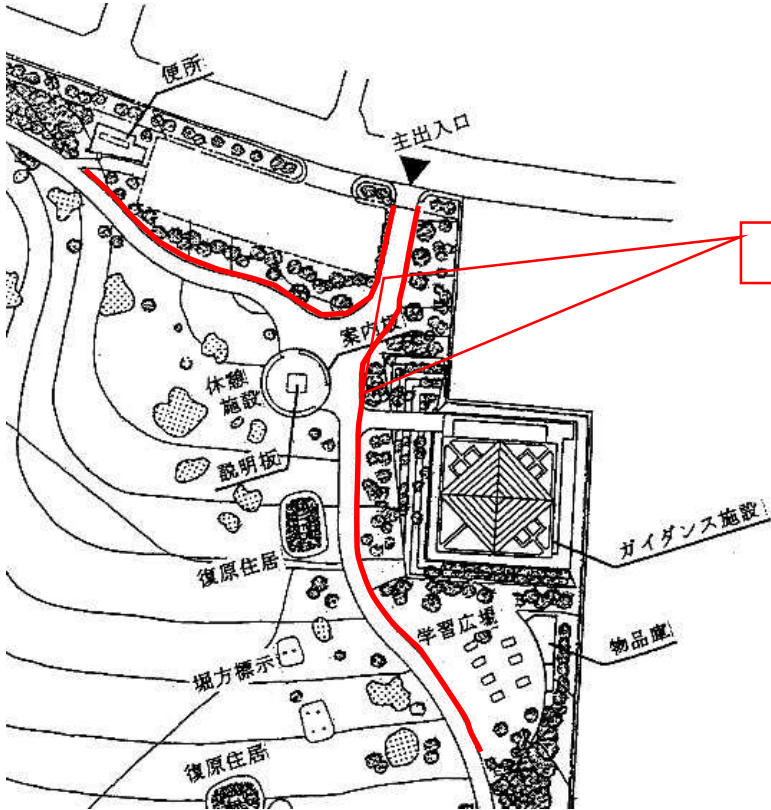
## (2) 管理設備

管理設備は史跡を維持し、園内を安全な状態に保つために必要な施設であるため、利用に即した再整備を行います。

### ①園路

課 題	・学習広場や休憩施設周辺の園路は、雨水による下刻や樹根の根上りで一部破損しています。
整備方針	現状、着色透水性コンクリートによる舗装を採用し、来園者の利便性、安全性を確保しているため、破損個所以外は現状のまま維持します。
計 画	・根上り等により破損している箇所の修繕

### ②側溝

課 題	・豪雨時に園内の地下浸透方式の設備で処理し切れない雨水により正門周辺の園路が水没し、削られた土砂が流出しています。
整備方針	短時間の集中豪雨時に、来園者の安全が確保できるよう改修を行います。
計 画	<p>・園路の水没及び土砂の流出を最小限にするため、現状、豪雨時に南、南西の微高地から流れてくる雨水が合流する学習広場から正門にかけての園路、屋外トイレから正門にかけての園路に沿って側溝を設置</p> 

(3) サイン・看板

案内看板などの設備は快適な公園利用を行ってもらうためのものです。史跡内の景観を考慮しながら充実を図ります。

①サイン

課 題	・園内の施設を周知するサインが不足しています。
整備方針	来園者に園内を周知するための案内看板や誘導表示、情報を発信するための掲示板の設置を進めます。
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の総合案内板の設置</li> <li>・動線を意識した誘導表示の設置</li> <li>・施設を長く保つための注意看板の設置</li> <li>・イベント情報等の発信力を充実させるための掲示板の改修</li> <li>・耐久性を考慮した材質の採用</li> <li>・縄文の森など各施設での学習の補助となる説明板の設置</li> </ul>

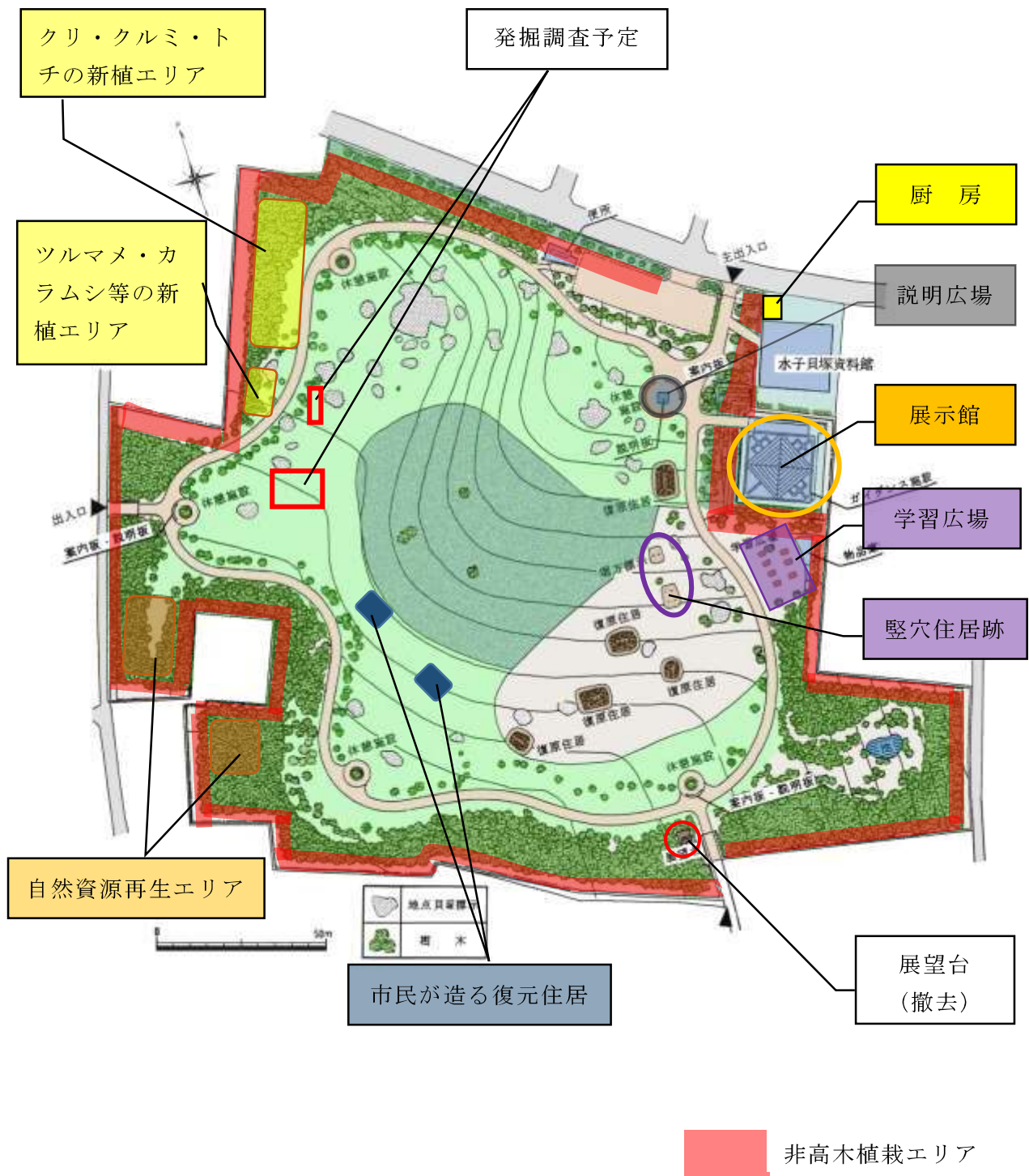
(4) その他の施設

公園施設は、日常的な公園利用や体験学習を行うために重要な施設です。今後の利用に必要な再整備を行います。

①厨房設備

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用事業を効率的に実施するための設備が不足しています。</li> </ul>
整備方針	<p>夏休み縄文体験の食事の準備、学校見学やイベント時に試食するシジミや園内で栽培したマメや木の実など縄文時代の食材を利用した料理の調理の場所として厨房の新設を検討します。また、事業等で使用していない時には、園内利用者に飲食を提供する団体等に貸出すことを想定して検討します。</p>
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所－水子貝塚公園隣接地で資料館北側の職員駐車場（史跡指定地外）</li> <li>建築面積 25～30 m<sup>2</sup>の軽量鉄骨造の平屋</li> </ul> 





第 95 図 主な整備対象箇所

## (5) 情報発信のための整備

### ①サイン、解説手段の拡充

史跡水子貝塚の本質的価値を来園者に効果的に伝えていく手段の一つとしてデジタルコンテンツの積極的な活用を検討します。現在の情報化社会において、スマートフォンやタブレットなどのツールを媒体とした情報提供は、紙媒体等から得る情報量と比較して、その効果と情報量においても有効であり、来園者が楽しみながら利用できる手段です。

#### ●AR、VRアプリの検討

園内の数カ所にマーカーを設置し、区域内でスマートフォンなどの携帯端末をかざすとVRで縄文人が生活している様子を映し出すなど、より水子貝塚を詳しく理解しやすくなります。

#### ●展示館への3Dホログラム導入の検討

実物が浮かんだような状態で映し出され、土器などの資料を360度あらゆる角度から観察することで、縄文時代への理解を深めることができます。

### ②ホームページ、SNSなどによる発信の拡充

史跡水子貝塚や、そこで行われる様々な事業やイベントをより多くの人に情報発信し、来園へのきっかけにすることが、史跡を後世につなげていくうえで重要なことです。

#### ●情報を提供する環境の充実

情報ツールが発達した社会において、手軽に情報を入手できるホームページやSNS上での情報提供の環境の充実を図ります。

#### ●学校授業への資料提供の充実

学校での一人一台端末の環境に対応して、インターネット上での学習ノートなどの配布・利用など史跡の理解を深めるための活用を図ります。

### ③外国人へ向けた表記の導入

外国籍の市民や来園者が、史跡や地域の歴史・文化について理解を深めることができるよう、多言語による情報発信を図ります。

#### ●サインへの表記

#### ●リーフレット等の作成

## 第5節 地域全体における関連文化財等との整備活用に関する計画

### (1) 水子貝塚周辺の文化財・資料館等との連携

史跡水子貝塚周辺に分布する文化財や文化施設を結んで見学ルートを設定し、一体的に周知・活用していきます。

また、周辺の文化財や文化施設を核とした周遊マップを作成し、地元にある文化財を認識し、身近に感じられる取組みを検討します。



第96図 文化財周遊マップ

#### 【ルート案】

##### ① 史跡と湧き水と海辺のルート

水子貝塚と崖線沿いに点在する湧き水や縄文海進時の推定海岸線をたどり、それを背景に成立した遺跡や文化財をめぐるルート

##### ② 鎌倉道ルート

水子貝塚を出発し、柳瀬川を臨む崖線沿いの鎌倉道を通るルート

##### ③ 資料館ルート

水子貝塚資料館と難波田城資料館をつなぎ、その沿道の文化財をめぐるルート

### (2) 他自治体との連携

奥東京湾の貝塚や古入間湾の同時期の縄文遺跡等が所在する自治体と連携し、遺跡に関する情報交換や共同事業などの取組みを検討します。

## 第6節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

史跡水子貝塚は、明治27年（1894）の発見から平成6年（1994）の水子貝塚公園の開園にいたるまで6度の発掘調査が行われてきました。しかし、その後は発掘調査が行われず、新たな資料や成果も追加されていません。

再整備に関連し、水子貝塚公園内の樹木の根が遺構に与える影響を確認するとともに、新たな資料や成果の追加を目的として、場所を選定し発掘調査を実施することとします。

調査年度	場 所	目 的	調査方法
令和6年	公園西側の一部 (平成2~4年度調査のH2区の一部)	・樹根の遺構への影響確認 ・発掘資料や成果の追加	・樹根の影響確認はトレンチによる確認調査 ・遺構のプラン確認と一部精査
令和7年	—	発掘調査の成果確認と再整備への活用	・整理作業 ・植物遺体、動物遺体等の自然科学分析



第97図 発掘調査位置図

## 第7節 公開・活用の拡充に関する計画

水子貝塚公園では、開園以来、学校教育や生涯学習を中心として、史跡水子貝塚を活用する様々な事業を展開してきました。

この公開・活用事業を再整備期間中も継続して行いながら、新たな事業に取り組んでいきます。また、市内外問わず来園者の増加にも繋がる取組みを図るとともに、市民ボランティアや参加者の感想、意見を取り入れながら、再整備後の活用事業を検討していきます。

### (1) 再整備期間中の公開・活用事業

#### ①普及事業

- ・発掘調査現場説明会
- ・再整備現地見学会
- ・水子貝塚や縄文時代に関する企画展や講演会 【継続】
- ・周辺文化財めぐり（関連文化財ツアー）
- ・各種体験事業 【継続】

#### ②連携事業

（市内の小学校・中学校との連携事業）

- ・水子貝塚をはじめ、市内の遺跡を取り上げた歴史学習ノートなど、学校授業に役立つ資料の作成
- ・市民協働での住居跡建築について、学校授業との連携の検討

#### ③市民との協働事業

- ・公園西側に、平地式住居の協働建築
- ・外周植栽エリアでのカラムシやツルマメなど市民協働による植栽活動の実施

#### ④周知・公開に関する刊行物の作成

- ・再整備に伴う史跡水子貝塚の遺跡及び施設紹介のリーフレット等の作成
- ・周辺の関連文化財マップの作成
- ・ホームページでの再整備の情報公開

### (2) 再整備後の公開・活用事業

#### ①各種講座、体験事業

- ・歴史講座 — 各テーマの企画展に伴い専門家による歴史講座を開催【継続】
- ・体験事業 — 土器づくり、縄文体験、ジュニア考古学クラブ、ミュージランド（アンギン編み、まが玉づくり、火おこし、貝輪づくりなど各種体験）【継続】
- ・竪穴住居跡2棟を活用した発掘体験

## ②展示・公開

- ・ 竪穴住居跡を活用した貝層形成過程の復元展示
- ・ 学芸員、市民ボランティアによる現地ガイド 【継続】

## ③地域交流事業

- ・ 水子貝塚星空シアターや縄文の森コンサートなど水子貝塚の空間や展示館を利用して市民交流イベントを開催 【継続】
- ・ 資料館事業支援－市民ボランティアによる事業支援 【継続】

## ④研究事業

- ・ ジュニア考古学クラブなどの体験事業とは別に、研究的な事業の検討
- ・ 市民と協働で管理する外周植栽エリアの食用植物等を活用して、研究や事業への活用の検討

## ⑤学校連携事業

- ・ 学校授業の総合学習や歴史学習での史跡水子貝塚や出土資料の活用 【継続】

## 第8節 管理・運営に関する計画

現在、史跡水子貝塚公園は富士見市教育委員会水子貝塚資料館が維持管理を行っています。

水子貝塚公園に設置された各施設や設備を持続的に良好な状態で維持し提供していくため、施設や建物の状態に合わせた改修や保全対策を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。

富士見市においては、富士見市公共施設個別施設計画などに基づき、施設の改修や長寿命化を推進しています。

### (1) 施設

#### ①展示館等RC造の施設

財務省が定めた鉄筋コンクリート造(RC)の建物の法定耐用年数は47年、事務所の用途で50年と定められていますが、メンテナンス次第で長寿命化を図ることができることから、個別施設計画において下記のとおり目標及び標準使用年数を定めています。また、毎年、施設の劣化状況調査を行い、施設の状態把握に努めています。

主体構造	目標使用年数	標準使用年数
鉄筋コンクリート造 (RC) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 鉄骨造 (S)	80年	60年
木造 (W) 軽量鉄骨造 (LGS)	50年	40年

	部位	点検方法	点検項目	点検頻度
建物外構	敷地	目視	沈下等	毎年
	通路	目視	亀裂・損傷	毎年
	柵・側溝	目視	劣化・損傷等	毎年
	フェンス・門扉	目視	劣化・損傷等	毎年
	設備機器(キュービクル)	保守点検	作動不良	年1回
建物外部	躯体	目視・打診	沈下・劣化・損傷	毎年
	外壁	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	屋上・屋根・庇	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	外部設備	目視・作動確認	作動不良等	毎年
	照明器具等	目視・作動確認	作動不良	毎年
	屋外階段	目視・打診	劣化・損傷	毎年
建物内部	床	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	壁	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	天井	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	建具	目視・打診	劣化・損傷	毎年
	空調・換気設備	保守点検	作動不良	年3回
	水廻り・給湯器	目視・作動確認	劣化・損傷・作動不良	毎年
	分電盤	保守点検	作動不良	年7回
	照明器具等	目視・作動確認	作動不良	毎年
	非常用押しボタン	保守点検	劣化・損傷・作動不良	年2回
設備	映像機器	保守点検	作動不良	年2回

## ②その他施設（学習広場）

日常の維持管理業務を実施する中で、目視等による点検を行い、異常な箇所が確認された場合は、随時、修繕を行います。

## （2）復元施設

### ①復元住居

復元住居は、木造の展示物で、開園以来、10年毎に差し茅や改修を繰り返して行ってきました。長く維持するには、業者への定期的な保存管理委託と日常の維持管理作業が重要な役割を果たします。

施設名	維持管理作業	回数	作業内容
復元住居跡 (1号・2号・ 6号・15号・ 17号)	燻蒸（委託）	年4回	5棟の燻蒸と木酢散布
	燻蒸（直営）	週1回	週に1棟ずつ順に燻蒸
	清掃（直営）	週1回	週に1棟ずつ燻蒸と同時に清掃
	差し茅	随時	10年に1回を目途に計画

### ②その他復元施設（竪穴住居跡・貝塚表示）

日常の維持管理業務を実施する中で、目視等による点検を行い、異常な箇所が確認された場合は、随時、修繕を行います。

## （3）設備・工作物

### ①側溝・説明広場・サイン等

業務の中で目視点検などを実施し、異常な箇所が確認されたときは、随時、修繕を行います。

### ②園路・休憩施設等

業務の中で目視点検などを実施し、異常な箇所が確認されたときは、随時、修繕を行います。

工作物	部位	想定耐久年数	点検方法	点検項目
園路	躯体	20年	目視	亀裂、浮き上り、剥離、沈下、劣化損傷
休憩施設	躯体	10～20年	目視・打診	亀裂、沈下、劣化損傷



(4) 樹木

園内の芝刈りや樹木の剪定・伐採等の維持管理業務は、年間を通して委託しています。また、日常業務においても目視点検を行い、随時、剪定を行いながら来園者の安全の確保に努めています。

業務内容	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
芝刈り	6		↔		↔	↔		↔	↔			↔		委託
園路外除草	2					↔			↔					
野草広場除草	3				↔	↔			↔					
フェンス外除草	3				↔	↔			↔					
フェンス沿い除草	2				↔				↔					
フェンス外寄植剪定	1					↔								
園路外寄植剪定	1					↔								
園路外生垣剪定	1					↔								
樹木剪定	1											↔		
	随時	←—————→												直営

## 第9節 事業計画

年度	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
			開園30周年					開園35周年
計画	保存活用計画	整備基本計画		整備基本設計	整備実施設計			
調査			発掘調査					
施設						展示館 学習広場		
復元施設						復元住居 貝塚表示		リニューアル リニューアル
設備							御膳・盛土 説明広場 サイン	
工作物							園路 休憩施設	
樹木						伐採	植生復元	
情報発信						AR・VR・777リ、3D 許可プログラム		
活用							活用事業検討	

※事業計画は市全体事業の整合を図りながら進めます。

史跡水子貝塚整備計画 鳥瞰図



## 議案第11号

富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について  
富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）の一部を改正する訓令  
を別紙のとおり制定する。

令和6年3月19日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

高齢者部分休業制度の導入に伴い、富士見市立学校職員服務規程の一部を改正したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（高齢者部分休業の承認申請）</u></p> <p><u>第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書（様式第27号の2）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（高齢者部分休業の変更承認等申請）</u></p> <p><u>第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第27号の3）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（自己啓発等休業の承認申請）</u></p> <p><u>第17条の12 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発</u></p>	<p>（自己啓発等休業の承認申請）</p> <p><u>第17条の10 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号。以下この条及び次条において「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業の承認の申請をしようとするときは、原則として当該自己啓発等休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、自己啓発等休業条例第7条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている自己啓発等休業の期間の満了する日の1月前までに、自己啓発</u></p>

等休業承認申請書（様式第28号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 （略）

（自己啓発等休業状況報告書）

第17条の13 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（様式第29号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 （略）

（配偶者同行休業の承認申請）

第17条の14 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第30号）を教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第17条の15 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により、配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（様式第31号）を教育委員会に提出しなければならない。

様式第27号の2から様式第27号の3まで

等休業承認申請書（様式第28号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 （略）

（自己啓発等休業状況報告書）

第17条の11 職員は、自己啓発等休業条例第9条第1項の規定により大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について報告しようとするときは、自己啓発等休業状況報告書（様式第29号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 （略）

（配偶者同行休業の承認申請）

第17条の12 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の1月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第30号）を教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第17条の13 職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項の規定により、配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（様式第31号）を教育委員会に提出しなければならない。

（新設）

別紙のとおり

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

高齢者部分休業承認申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会

学校名

職 名

氏 名

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1 週間当たり)	時間 (内訳 )
3 申請理由	

- (注) 1 「2 休業時間(1 週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。  
2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。



(裏)

受 理				高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	備考
				月日	午 前	午 後		
決 裁 者				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

高齢者部分休業変更承認等申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会

学校名

職 名

氏 名

次のとおり高齢者部分休業の変更又は取消しの承認を請求します。

1 変更又は取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1 週間当たり)	(内訳 時間 )

(注) 「3 変更後の休業時間 (1 週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）新旧対照表

新					旧					
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）					
課名	事項	区分			課名	事項	区分			
		教育長	専決権者				教育長	専決権者		
			部長	課長				部長	課長	
教育政策課	1 教育委員会会議の招集及び提出案件の決定	○			教育政策課	1 教育委員会会議の招集及び提出案件の決定	○			
	2 教育委員会会議に係る議案の編成			○		2 教育委員会会議に係る議案の編成			○	
	3 生理休暇及び夏季休暇以外の特別休暇、介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業及び病氣休暇の承認並びに欠勤届の受理	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下		3 寄附物品の受納報告の受理				○
	4 職務専念義務の免除の承認	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下		4 生理休暇及び夏季休暇以外の特別休暇、介護休暇、組合休暇、育児休業、部分休業及び病氣休暇の承認並びに欠勤届の受理	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	
	5 身分諸届の受理					5 職務専念義務の免除の承認	部長	副部長、課長及び課長相当職	副課長以下	
	6 身分、給与、在職その他の証明書の発行					6 身分諸届の受理				○
	7 後援の承認の決定					7 身分、給与、在職その他の証明書の発行				○
				8 市例規集への登載の決定				○		
				9 高等学校等教育資金に係る補助金の決定	○					
				10 後援の決定				○		
				11 学校施設、設備貸与に係る指示			○			

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第12号

富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について  
富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号）の一部を改正する  
訓令を別紙のとおり制定する。

令和6年3月19日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

### 提案理由

専決事項の見直しに伴い、富士見市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

議案第13号

富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程及び富士見市学校給食  
センター安全衛生委員会規程を廃止する訓令の制定について

富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程（平成6年教委訓令第2号）及び  
富士見市学校給食センター安全衛生委員会規程（平成6年教委訓令第3号）を廃止す  
る訓令を別紙のとおり制定する。

令和6年3月19日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

学校給食調理業務等の委託化に伴い、関係規程を廃止したいので、地方教育行政の  
組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程及び富士見市学校給食  
センター安全衛生委員会規程を廃止する訓令

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程（平成6年教委訓令第2号）
- (2) 富士見市学校給食センター安全衛生委員会規程（平成6年教委訓令第3号）

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

○富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程

平成6年7月22日

教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令並びに事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）に定めるもののほか、富士見市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の職員（以下「職員」という。）の安全及び健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することについて必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、常に所属職員の安全及び健康管理に留意し、必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、常に職場における安全及び自己の健康の保持増進に努めなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第4条 安全管理者及び衛生管理者を指揮させるとともに、次の業務を総括管理させるため、総括安全衛生管理者を置く。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他労働災害を防止するために必要な措置に関すること。

2 総括安全衛生管理者は、教育部長をもって充てる。

(平25教委訓令2・一部改正)

(総括安全衛生管理代理者)



第5条 前条に規定する総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない理由によって職務を行うことができないときは、当該職務を代理させる者として、総括安全衛生管理代理者を置く。

2 総括安全衛生管理代理者は、給食センター所長をもって充てる。  
(安全管理者)

第6条 法第11条第1項の規定により、給食センターに安全管理者を置く。

2 安全管理者は、職員のうちから教育委員会が任命する。  
(衛生管理者)

第7条 法第12条第1項の規定により、給食センターに衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、職員のうちから教育委員会が任命する。  
(産業医)

第8条 法第13条の規定により、給食センターに産業医を置く。

2 産業医は、教育委員会が委嘱する。  
(作業主任者)

第9条 法第14条の規定により、給食センターに作業主任者を置く。

2 作業主任者は、職員のうちから教育委員会が任命する。  
(安全衛生委員会)

第10条 法第19条第1項の規定により、給食センターに安全衛生委員会を置く。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日教委訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

○富士見市学校給食センター安全衛生委員会規程

平成6年7月22日

教委訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士見市学校給食センター職員安全衛生管理規程(平成6年教委訓令第2号)第10条の規定により、富士見市学校給食センター(以下「給食センター」という。)に設置する安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) その他安全衛生に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第19条第2項及び第3項の規定により、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、職員のうちから教育委員会が指名する。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(平25教委訓令3・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、給食センター庶務係において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日教委訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

# 報告事項（１）資料

## 富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱（令和４年告示第８３号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(補助金等交付申請書の様式等)</p> <p>第6条 <u>規則第4条第1項の補助金等交付申請書及び規則第16条第2項の補助金等交付請求書</u>の様式は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象期間の翌年度の<u>12月28日</u>（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項各号に規定する市の休日</p> <p>3 規則第4条第2項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(補助金等交付決定・却下通知書の様式等)</p> <p>第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第1項の規定による申請に対し交付決定を行う場合にあっては、当該交付決定日を規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出日とみなし、却下決定を行う場合にあっては、補助金等交付請求書の提出はされなかったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(補助金等交付請求書の様式)</u></p> <p>第8条 <u>削除</u></p> <p style="padding-left: 20px;">様式第1号（別紙のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>様式第3号</u> <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">(補助金等交付申請書の様式等)</p> <p>第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書_____の様式は、様式第1号のとおりとする。</p> <p>2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、利子補給金の交付を受けようとする利子補給対象期間の翌年度の<u>7月31日</u>（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項各号に規定する市の休日</p> <p>3 規則第4条第2項の実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(補助金等交付決定・却下通知書の様式__)</p> <p>第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(補助金等交付請求書の様式)</u></p> <p>第8条 <u>規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">様式第1号（別紙のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>様式第3号</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

改正前の富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

富士見市高等学校等教育資金利子補給金の交付を受けたいので、補助金等の交付  
 手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、補助  
 金の交付決定後においては、規則第16条第2項の規定により、補助金を次の口  
 座に振り込むよう請求します。

なお、市長が、この利子補給金の交付決定の審査のため、私の住民基本台帳情報  
 及び市税の納付に関する情報を公簿等により確認すること並びに株式会社日本政策  
 金融公庫から借り受けた教育資金の返済状況に関する情報を得ることに同意します。

記

1 交付申請額及び利子支払状況等

入学者 又は在学者	氏名 申請者との続柄( )		
	生年月日 年 月 日生 ( 歳)		
学校名			
修業年限	年制	年 月(入学)から	年 月(卒業)まで
昨年度中の 利子支払総額	円	申請額※	円
資金使途	<input type="checkbox"/> 入学資金 <input type="checkbox"/> 在学費用	融資番号 (お取引番号)	
添付書類	(1) 利息の支払額を証明する書類 (3) 在学証明書又は卒業証明書 (2) 入学した年度を証明する書類 (4) その他市長が必要と認める書類		

※申請額は、昨年度中の利子支払総額と17,000円を比較し、低い方の額を記入してください。

2 利子補給金の振込先

金融機関名			本・支店名	店
預金種別	普通 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

※通帳の写しなど振込先がわかるものを添付してください。

## 報告事項（2）資料

その他

- ・第51回富士見市子どもフェスティバルについて
- ・富士見市立考古館開館50周年記念展について